

良好な景観を保全、創出し
まちの魅力を高めるために



港区景観計画

平成 27 年度(2015 年度)改定

平成 27 年(2015 年)12 月
港 区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区



ご挨拶

～良好な景観を保全、創出し

まちの魅力を高めるために～

港区長

武井 雅昭

港区には、台地から海辺まで起伏のある地形や、まとまった緑地などを骨格として、古くから継承される寺社や首都を象徴する近代建築物など、歴史の積み重ねを感じさせる景観資源が蓄積されています。また、台地部などに広がる落ち着きある住宅地の街並みや、活発な都市活動により創出された賑わいのある街並みなど、地域ごとに個性的な街並みが形づくられています。

区は、このような景観を守り育てるため、平成21年6月に景観行政団体となり、同年8月に「港区景観計画」を策定しました。

「良好な景観」とは、緑、水辺空間、歴史的・文化的資源及び都市型観光資源などを生かすとともに、地域ごとの個性ある街並みを育むことで、区民等が誇りと愛着を持ち、訪れる人が魅力を感じるものです。良好な景観を保全、創出していくためには、区、区民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して取組を進めていくことが大切です。皆さんの景観に対する配慮が積み重なることにより、まちの魅力を高めていくことができます。

区は、景観計画の策定後、景観法に基づく建築計画に際しての届出制度の活用により、良好な景観形成の誘導を図るとともに、「港区景観街づくり賞」の創設により、良好な景観形成に対する意識の啓発を推進してまいりました。その一方で、区全域における比較的小規模な建築物が景観形成に影響を及ぼす事例や、区の貴重な景観資源である歴史的建造物周辺の景観形成に影響を及ぼす建築物の事例の出現、さらに、環状2号線沿道地区や品川駅周辺地区のような広範囲における新たなまちづくりなど、港区の景観を取り巻く状況も変化してきています。

こうした新たな課題に対応し、景観形成の取組の実効性を一層高めるため、平成27年12月に景観計画を改定し、より多くの建築物に対してきめ細かな景観の誘導が図られるよう、内容の大幅な拡充を行いました。

区では、今後も本計画に基づき、良好な景観誘導に積極的に取り組んでまいります。誰もが誇れる景観の実現に向けて、区民・事業者の皆さんのご協力を、心からお願いいたします。

計画の改定に参画いただいた皆さん、また、ご意見、ご提案をお寄せいただいた皆さんに改めて厚く御礼申し上げます。

平成27年12月

< 目 次 >

序章 景観計画のねらい	1
1 景観計画策定の背景と目的	1
2 景観計画の位置づけ	2
3 改定にあたっての視点	3
(1) 届出対象規模等の見直し	3
(2) 景観形成基準の拡充	4
(3) 景観形成特別地区の拡充	4
(4) 歴史的建造物を核とした景観形成・保全の推進	5
4 景観計画の構成	6
第1章 景観形成の基本方針	9
1 景観計画区域	9
2 港区の景観特性	9
3 景観形成の基本方針	13
第2章 港区全域で良好な景観を育む	25
1 届出制度の活用の方	25
2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	26
(1) 建築物の建築等	26
(2) 工作物の建設等	36
(3) 開発行為	37
(4) 土地の形質の変更等	38
(5) 屋外広告物の表示等	39
第3章 「港区の骨格」を特徴づける景観を育む	42
1 景観形成特別地区	42
(1) 青山通り周辺景観形成特別地区	44
(2) 三田通り周辺景観形成特別地区	49
(3) 大門通り周辺景観形成特別地区	54
(4) プラチナ通り周辺景観形成特別地区	60
(5) 有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区	66
(6) 芝公園周辺景観形成特別地区	71
(7) 神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区	75
(8) 環状2号線周辺景観形成特別地区	80
(9) 浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区	86
(10) 水辺景観形成特別地区	91
(11) 外濠周辺景観形成特別地区	97
(12) 品川駅・新駅周辺景観形成特別地区	103

2	景観重要公共施設	113
(1)	青山通り	113
(2)	三田通り	113
(3)	大門通り	114
(4)	プラチナ通り	114
(5)	有栖川宮記念公園	114
(6)	有栖川宮記念公園外周道路	115
(7)	芝公園	115
(8)	神宮外苑銀杏並木	115
(9)	環状第2号線	116
(10)	旧芝離宮恩賜庭園	116
(11)	外堀通り	116

第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する……………117

1	歴史的建造物を核とした景観形成・保全	118
(1)	歴史的建造物（東京タワーを除く）周辺	119
(2)	東京タワー周辺	122
2	景観重要建造物の指定方針	126
3	景観重要樹木の指定方針	127

第5章 地域の身近な景観を育む……………128

1	地域の身近な景観づくりの進め方	128
2	区民等の景観に対する意識啓発	130

第6章 景観形成の推進に向けて……………131

1	区民等、企業等、区の役割	131
2	推進の仕組みと体制	132
(1)	景観形成の推進体制	132
(2)	効果的な届出制度の考え方	133
(3)	公共施設整備等における景観形成の推進	134
(4)	景観計画の見直しと拡充	134

用語解説……………135

序章 景観計画のねらい

1 景観計画策定の背景と目的

区は、平成9年3月に「港区景観マスタープラン」を策定し、緑化や道路整備など、景観に関する取組を進めてきました。また、平成14年に「港区都市景観づくり要綱」を定め、一定規模以上の建築物の建築等を対象に届出を求め、専門知識を有する「景観アドバイザー」の助言を踏まえて、助言・指導を行ってきました。

また、人口回復や多様な価値観の高まりなど、港区のまちづくりを取巻く社会経済情勢等の変化を踏まえ、区は、平成19年4月に新たな「港区まちづくりマスタープラン」を策定しました。港区まちづくりマスタープランでは、「人にやさしい良質な都市空間・居住環境を、皆で維持し、創造し、運営していく」というまちづくりの基本理念のもと、概ね20年後を目標とした将来都市像を示すとともに、景観形成に関する方針など、まちづくりの方針を定めました。

一方、国民の美しい街並みなどに対する関心の高まりや価値観の転換を受け、平成16年6月に「景観法」が公布され、地方公共団体が、景観行政団体^{※1}として法的拘束力をもって景観行政を行う手段が用意されました。さらに、平成19年4月に景観法に基づく「東京都景観計画」が策定され、港区においても、広域的な視点から、大規模な建築等を行う際に守るべき景観形成の基準等が定められました。

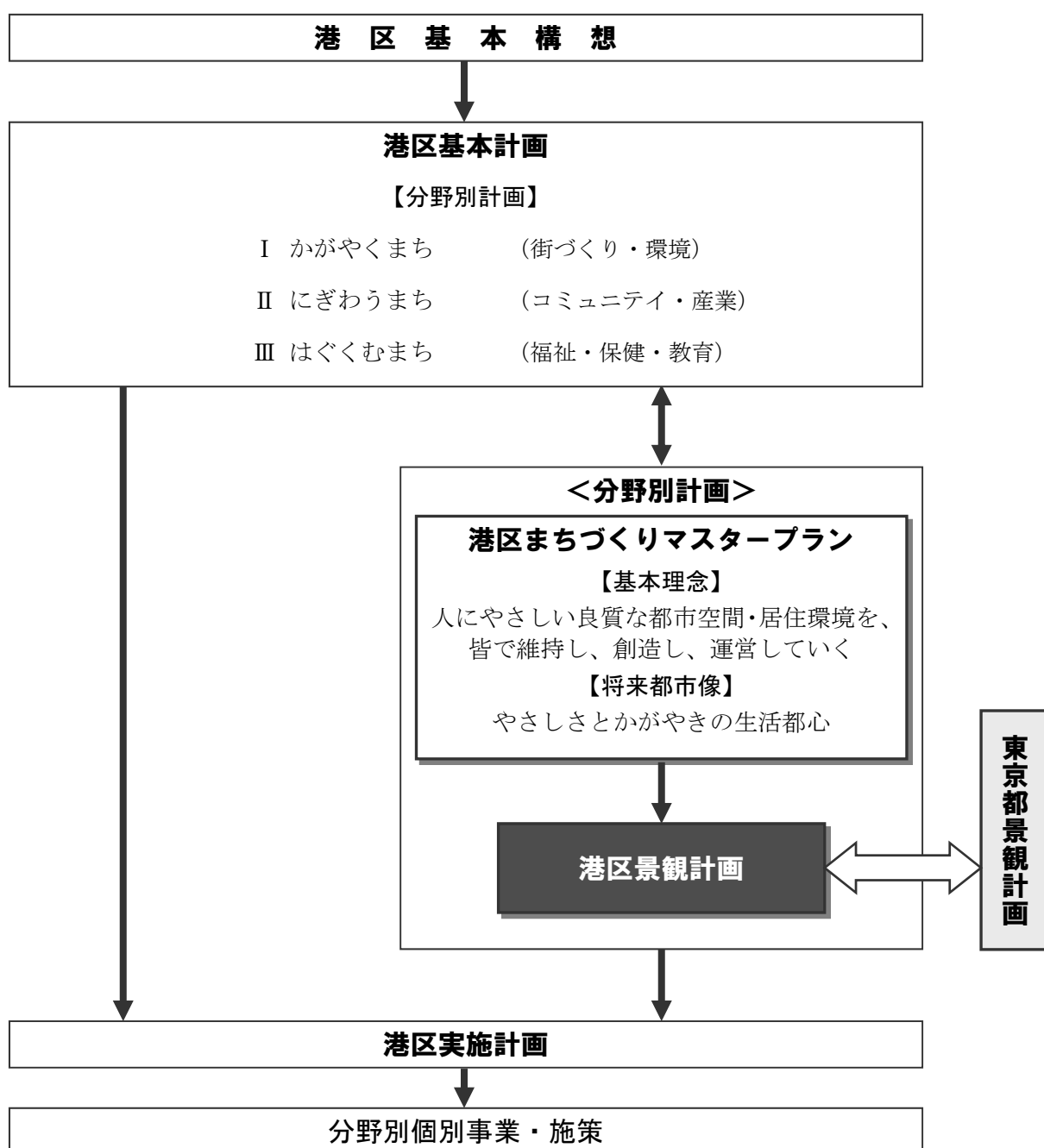
それまでの景観形成に対する取組や、社会経済情勢や法制定の動向等を踏まえ、居住環境に密接に関わる良好な景観形成のため、区民にとって最も身近な区が、景観行政団体として法的根拠をもってきめ細かな景観施策を展開するとともに、区民をはじめとする関係者が、景観について再認識し連携して取組むことを目指して、平成21年8月に「港区景観計画」を策定しました。

※1 景観行政団体：景観計画の策定など、景観法に基づく諸施策を実施することができる地方公共団体。

2 景観計画の位置づけ

「港区景観計画」は、景観法第8条第1項に基づき策定する景観計画です。この計画は、港区における景観形成の取組の基本的な方向性を示すとともに、景観法に基づく諸制度を活用した具体的な施策を示した、景観形成に関する総合的な計画として位置づけます。

また、上位計画となる「港区基本構想」や「港区まちづくりマスタープラン」に即すとともに、関連する分野別計画や「東京都景観計画」と連携を図るものとします。



3 改定にあたっての視点

景観計画の策定後、景観形成基準に基づく助言・指導など運用における様々な課題や、まちづくりの進展など景観計画を取り巻く状況の変化等が生じてきました。

届出制度の活用においては、対象規模に満たない建築物が良好な景観形成に影響を及ぼす事例も見られてきました。また、景観形成基準については、その内容が抽象的表現に止まっていることで助言・指導が困難なケースが生じてきました。

このため、より多くの建築物に効果的な助言・指導を行っていくために、港区全域における届出対象規模等の見直しや景観形成基準の拡充を行いました。

景観形成特別地区については、港区の骨格となる景観形成を進めていくため、まちづくりの動きが活発化している地区等を新たに追加しました。また、貴重な歴史・文化資源である歴史的建造物については、これらを核とした景観形成・保全の推進を図るため、歴史的建造物周辺について、届出対象規模の引下げ及び景観形成基準の拡充を行いました。

上記のような視点を踏まえ、港区の良好な景観形成を進める上で、より実効力の高い内容とするため、以下のとおり景観計画の改定を行いました。



(1) 届出対象規模等の見直し

①港区全域における届出対象規模の引下げ

計画策定時の届出対象規模である高さ 31mは、概ね 10 階建程度の建築物を想定しており、これを超える高さの建築物は市街地における景観に及ぼす影響が大きいものと考えて設定していました（建築基準法では高さ 31mを境に規定が厳しくなるなど、法規制上も建築物の形態を大きく分けるラインであり、対象規模の参考としていたものです）。

近年、届出対象とならない建築物が街並みに影響を及ぼす事例が見られてきたことや、届出が商業地域に集中していることなどの実態を踏まえ、区内全域での更なる良好な景観誘導を図るためには、住居系用途地域、商業系用途地域ともに偏りなく、街並みに影響を及ぼしうる一定割合の建築物を届出対象とすることが適切であると考えます。

このため、住居系用途地域では、低層の街並みに影響を及ぼしうる概ね 5 階程度の中層建築物を対象とするため、届出対象規模を高さ 15mまで引き下げます。商業系用途地域では、散見される 31mにわずかに満たない建築計画（30m前後）を対象とするため、届出対象規模を高さ 25mまで引き下げます。

こうした引き下げにより、港区全域において偏りなく、より多くの建築物に対してきめ細かな助言・指導を行っていきます。

②景観形成特別地区における届出対象規模の見直し

景観形成特別地区のうち、主要な道路の沿道で特徴的な街並みを形成する地域では、その道路境界から20m～30mの範囲を特別地区の区域として指定し、規模にかかわらず、すべての建築物を届出対象としていました。

しかしながら、主要な道路に面していない敷地においては、小規模建築物が沿道の景観形成に影響を与えるケースは限定的であると言えます。

このため、道路の沿道敷地とその他の敷地で届出対象規模を分けることで、景観形成特別地区の目的に沿った助言・指導の実効性を高めます。

③駅施設の届出対象行為への追加

建築物に該当しない駅のプラットフォームの上屋等については、景観法の届出対象外としていましたが、駅全体を覆う大屋根など、まちの景観形成に影響を及ぼすものも見られます。

このため、こうした駅施設を届出対象行為に追加することとし、駅を含めた良好な街並み景観の形成を進めていきます。

（２）景観形成基準の拡充

①港区全域における基準の充実

建築物等の建築における景観形成基準や屋外広告物の表示等に関する配慮事項については、「周辺の街並みに配慮する」など、その内容が抽象的表現に止まっていることにより、具体的配慮につながる助言・指導が困難なケースが生じていました。その一方で、ベランダに設置する室外機など、助言・指導実績の中で、比較的多くの建築計画に共通して具体的配慮を求めるべき内容等も浮かび上がってきました。

このため、景観形成基準全般について、きめ細かく内容の拡充を図ることで、より効果的に助言・指導を行っていきます。

②色彩基準の拡充

色彩基準については、戸建て住宅の屋根の色彩や共同住宅等のベランダの上げ裏^{※1}の色彩など、基準が明確に定められていないことにより、効果的な助言・指導が困難となるケースが生じていました。

このため、色彩基準を拡充し、実態を踏まえたより詳細な基準を設定します。

③景観特性がよく表れる場所の追加

港区の緑の骨格を形成している斜面緑地は、良好な景観形成に大きな役割を果たしており、景観誘導における活用の必要性が高いことから、「港区緑と水の総合計画（H23.3）」では、斜面緑地を生かした景観形成への取組が記載されています。

このため、斜面緑地を「景観特性がよく表れる場所」に追加し、周辺の緑との一体感に配慮した景観形成を推進していきます。

※1 上げ裏：ベランダの裏面（地上から見上げた時に見える面）を指す。

（３）景観形成特別地区の拡充

景観形成特別地区については、公共施設整備や都市開発等の状況に応じて、新たな地区の追加や既存の地区の基準の見直しなど、段階的に拡充を図っていく必要があります。

外濠周辺では、隣接する千代田区、港区、新宿区で「外濠地区景観ガイドプラン（H21.3）」を策定し、3区が連携して広域的な景観形成を積極的に進めていくこととしました。また、品川駅周辺では、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン 2014（H26.9）」が策定され、地区特性を踏まえた景観形成の方針が示されるとともに、今後のまちづくりの動きが活発化しており、東京の南側の玄関口としての役割が急速に強まっています。

こうした状況を踏まえ、上記２地区については、港区の骨格となる景観を形成していくために、新たに景観形成特別地区として追加します。

また、環状２号線周辺では、「環状２号線周辺地区まちづくりガイドライン（H24.3）」を策定し、その後「環状第二号線沿道新橋地区街並み再生地区」の指定及び街並み再生方針（H25.3）を策定しました。

環状２号線の開通に合わせ、にぎわいと統一感のある街並み形成等を推進しており、街並み再生地区等と連携して効果的に景観形成を進めていくため、「環状２号線周辺景観形成特別地区」の景観形成基準を拡充します。

（４）歴史的建造物を核とした景観形成・保全の推進

港区には、貴重な歴史・文化資源である建造物が多く残っています。こうした建造物周辺の景観形成に対し、届出対象規模に満たない建築計画等が大きな影響を及ぼすケースも存在します。

このため、歴史的建造物の周辺について、届出対象規模の引下げ及び景観形成基準の拡充を行うことで、これらを核としたより積極的な景観形成・保全を推進します。

また、東京タワーについては、他の歴史的建造物と性質が大きく異なることから、主要な眺望点を設定した上で、景観形成基準及びその適用区域を独自に設定します。

なお、強制力を持った街並みの保全などを行う必要がある場合には、景観協定などの地域の皆さんによる自主協定や、より強制力を持つ地区計画や景観地区などの区が定める都市計画により、高い実効性を確保することが可能となります。

区は、港区まちづくり条例の活用を積極的に働きかけ、地域の発意と合意に基づく景観保全のルールづくりを支援してまいります（「第５章 地域の身近な景観を育む」参照）。

4 景観計画の構成

港区景観計画は、以下の内容により構成します。

第1章 景観形成の基本方針

景観計画の対象とする区域を定めるとともに、港区の景観特性を整理します。さらに、景観特性を踏まえ、良好な景観の実現に向けた取組の基本的な方向性について、景観形成の基本方針として示します。

第2章 港区全域で良好な景観を育む

港区全域において良好な景観を育むため、建築物の建築等の規制・誘導を行うための基準（景観形成基準）及び届出の対象とする行為や規模を示します。

第3章 「港区の骨格」を特徴づける景観を育む

「港区の骨格」となる景観を育むため、幹線道路の沿道や水辺、大規模公園の周辺などを景観形成特別地区として、他の地域とは別に、景観形成の方針や景観形成基準、届出の対象とする行為や規模を定めます。また、景観形成特別地区に指定した箇所における幹線道路や公園など、周辺の建築物等と一体となって「港区の骨格」を特徴づける景観を形成するために重要な公共施設について、景観重要公共施設^{※1}として位置づけます。

第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する

自然、歴史、文化等からみて地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する建造物や樹木について、歴史的建造物を核とした景観形成・保全、景観重要建造物や景観重要樹木^{※2}としての指定の方針について示します。

第5章 地域の身近な景観を育む

まちづくりの中で地域の身近な景観を育んでいくため、「港区まちづくり条例」^{※3}に基づくまちづくりの仕組みを活用した景観づくりの進め方について示します。さらに、地域のまちづくりの活動を行う区民への区の支援や、啓発事業や表彰制度など区民等の景観に対する意識を高めるための区の取組について示します。

第6章 景観形成の推進に向けて

景観計画の推進に当たっての区民等、企業等、区の役割を示すとともに、「景観審議会」や「景観アドバイザー」などの計画の推進体制について示します。さらに、「港区景観条例」や「東京都景観計画」に定める手続きを踏まえた届出制度の運用について示します。

※1 景観重要公共施設：景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成に重要な道路、河川などの公共施設で、管理者の同意を得て指定されたもの。景観計画に、景観重要公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準が定められると、管理者はそれらに基づき整備や占用許可を行うことになる。

※2 景観重要建造物、景観重要樹木：景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成に重要な建造物・樹木として指定されたもの。指定されると、現状変更等にあたり許可が必要となる。

※3 港区まちづくり条例：まちづくりマスタープランを区のまちづくりの基本計画として位置づけ、地域の発意によるまちづくりの仕組み等を定めた条例。この条例に基づく地区まちづくりビジョンや地区まちづくりルールを策定していく中で、地域の景観に関するルールを共有していくことができる。

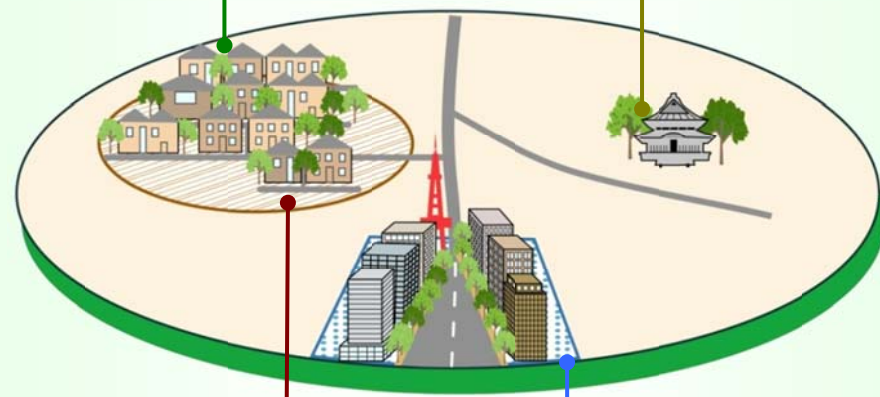
◇ 景観形成の取組の方向性

○港区全域を対象に、建築物の建築等の機会をとらえて、地域特性と調和した街並みへと誘導する

→ 第2章

○地域のランドマークなどとして親しまれている景観資源（建造物や樹木）を守る

→ 第4章



○身近な地域の景観づくりを、地域のまちづくりの中で進める

○区民の景観づくりの取組を支援したり、景観に関する意識啓発を行う

→ 第5章

○軸や拠点となる公共施設と周辺の街並みが一体となって、港区の骨格となる景観を重点的に保全、創出する

○既に良好な景観を形成している地区や緊急性の高い地区などから段階的に取組を進め、骨格となる景観ネットワークを形成する

→ 第3章

○景観形成の取組の実効性を高める仕組みや体制を構築する
○区民等、企業等、区が役割を分担して取組を進める

→ 第6章

○関連する計画や施策と連携を図り、総合的に景観形成を進める

◇ 景観形成の取組の進め方

第2章 港区全域で良好な景観を育む

港区全域で一定規模以上の建築等に対して、届出を義務づけ、規制・誘導（届出対象行為・規模、景観形成基準）

第3章 「港区の骨格」を特徴づける景観を育む

主要な公共施設と周辺の街並みの一体的な景観形成

地域特性に応じ、地区別に届出対象行為・規模、景観形成基準を定めて規制・誘導

幹線道路などの景観上重要な公共施設の整備・管理

景観形成特別地区

- ①青山通り周辺
- ②三田通り周辺
- ③大門通り周辺
- ④プラチナ通り周辺
- ⑤有栖川宮公園周辺
- ⑥芝公園周辺
- ⑦神宮外苑銀杏並木周辺
- ⑧環状2号線周辺
- ⑨浜離宮・芝離宮庭園
- ⑩水辺
- ⑪外濠周辺
- ⑫品川駅・新駅周辺

景観重要公共施設

- ①青山通り
- ②三田通り
- ③大門通り
- ④プラチナ通り
- ⑤有栖川宮記念公園
- ⑥有栖川宮記念公園外周道路
- ⑦芝公園
- ⑧神宮外苑銀杏並木
- ⑨環状第2号線
- ⑩旧芝離宮恩賜庭園
- ⑪外堀通り

段階的に景観形成特別地区を設定し、骨格となる景観のネットワークを形成

公共施設管理者の同意を踏まえ、景観形成特別地区の軸や拠点となる公共施設を景観重要公共施設に設定し、周辺の街並みと一体的な景観形成を推進

第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する

歴史的建造物を核とした景観形成・保全

景観重要建造物、景観重要樹木の指定方針

第5章 地域の身近な景観を育む

地域の区民の発意と合意による身近な景観づくり（区民が主体となった景観づくりへの支援）

区民の景観に対する意識の高揚（啓発・表彰）

第6章 景観形成の推進に向けて

区民等、企業等、区の役割

景観形成の推進体制の整備と連携

- ・景観審議会
- ・景観アドバイザー
- ・区民等による景観づくり組織との連携体制
- ・関係機関との連携体制
- ・区における推進体制

効果的な届出制度

公共施設整備等

景観計画の見直しと拡充

分野別関連計画

関連施策

第1章 景観形成の基本方針

1 景觀計畫区域

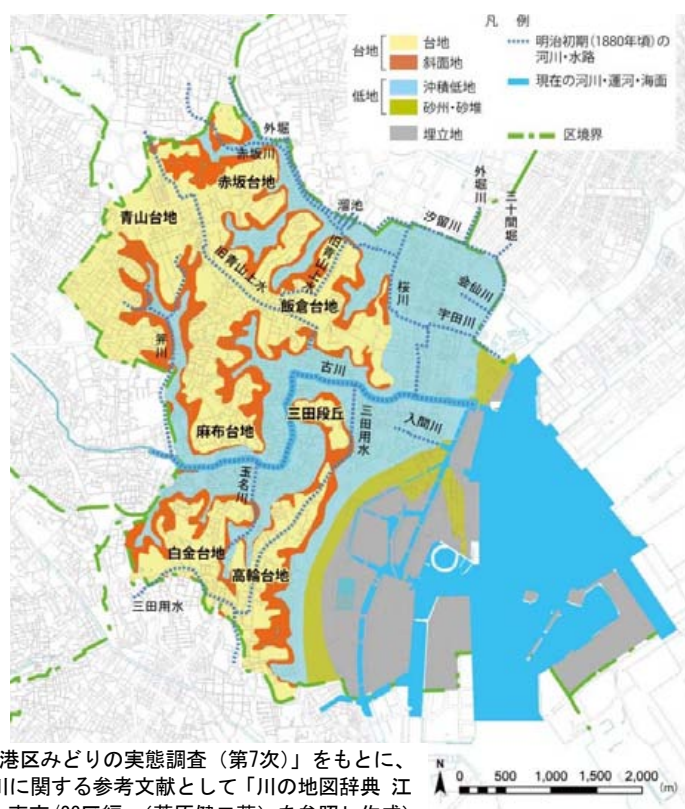
港区景観計画は、港区の全域を対象区域とし、この区域を景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域とします。

2 港区の景観特性

①自然地形の起伏が生み出す変化に富んだ街並み

港区は、主に、武蔵野台地の東端にあたる西北部一帯の高台地と、東京湾に面した低地、及び芝浦海浜の埋立地からなっています。

高台地から海辺にかけて、起伏に富んだ地形となっており、入り組んだ斜面地に沿って緑地が連なり、風情ある坂道や坂の上の眺望など、変化に富んだ特徴ある景観をつくり出しています。



（「港区みどりの実態調査（第7次）」をもとに、河川に関する参考文献として「川の地図辞典 江戸・東京/23区編」（菅原健二著）を参照し作成）



斜面地に沿って連なる緑地（青山霊園）



地形の起伏を感じる坂道（高輪 桂坂）



海から眺める景観（台場から芝浦方面を望む）

②都心における貴重な水辺空間

港区には、高台地を刻むように、西から東へと古川が流れており、埋め立てとともに形成された運河や東京港などが貴重な水辺空間となっています。

臨海副都心や埠頭、芝浦港南地区などの海辺においては、水辺の眺望とともに、海から眺める景観が特徴となっています。

③江戸以来の歴史の蓄積が表れた景観

港区は、江戸期から我が国の政治・経済・文化の中心地の一部であり、多くの大名屋敷が立地していました。これらの大名屋敷の多くは、港区内の大規模な緑地として、現代に継承されています。赤坂御用地は、江戸時代には紀伊徳川家の中屋敷だったものが、明治時代になって、皇室に献上されたものです。1872（明治5）年に赤坂離宮が設置され、1909（明治42）年には東宮御所が建設されました。その後は、1974（昭和49）年に迎賓館が開設されました。その他にも、青山霊園は、青山家の下屋敷であったものが、1874（明治7）年に日本初の公営墓地として開設されたものです。有栖川宮記念公園は、南部家の下屋敷であったものが、有栖川宮家・高松宮御用地を経て、1934（昭和9）年に東京市に下賜され、今のように公園として利用されるようになりました。自然教育園は、松平家の下屋敷であったものが、1949（昭和24）年に一般公開されるようになったものです。このように、明治から現在に至るまでに、大名屋敷は、大規模緑地として親しまれるものとなりました。このような江戸以来の歴史を持つ大規模な緑地が台地上に連なっていることも、港区の景観の重要な要素となっています。

また、江戸時代には、徳川将軍家の菩提寺である増上寺が現在の地に移転されたことにより、三田、赤坂、高輪が寺社地区となり、寺町が形成されるようになりました。増上寺をはじめ、芝大神宮、泉岳寺周辺など寺町や門前町の風情を感じさせる街並みが形成されています。このような寺町や門前町に加え、旧東海道筋、麻布十番などに町人地が栄え、町屋が集積する沿道景観が形成されていました。

これらに加え、区内には数多くの大使館が立地しており、これらをはじめとする近代建築物等の歴史的建造物が、江戸から明治、大正、昭和にかけての歴史の積み重ねを感じさせ、街並みに彩りを与えています。



旧芝離宮恩賜庭園



青山霊園



有栖川宮記念公園



自然教育園



麻布氷川神社



麻布十番商店街



増上寺と東京タワー



(基図：『分間江戸絵大絵図』文政11年(1828)／まち探訪ガイドブック)

④首都・東京を象徴する風格ある景観

明治、大正、昭和にかけての、近代国家を意識した都市づくりや高度経済成長期の都市づくりのなかで、港区においても、表参道や明治神宮外苑、迎賓館、東京タワーなどが、首都・東京を象徴する景観として親しまれています。



明治神宮外苑銀杏並木

⑤落ち着いた住宅地の街並み

麻布、白金台、高輪、三田などでは、台地上や台地の南斜面の良好な住宅地として、都心部で貴重な落ち着いた街並みが形成されています。



落ち着いた住宅地の街並み（左：南麻布、右：白金台）

⑥活発な都市活動が創出する新たな魅力ある街並み

港区では、六本木、赤坂、青山など、国際性豊かで、さまざまなカルチャーを発信する店舗や事務所が集積する人気の高いまちにおいて、にぎわいある街並みが形成されています。また、麻布十番等の個性豊かな商店街も見られるなど、活発な都市活動と特徴ある街並みが港区の多様な魅力をつくり出しています。

近年では、汐留シオサイト、六本木ヒルズ、東京ミッドタウン、品川グランドコモンズ、品川インターシティなど、業務・にぎわい・都心居住の機能を兼ね備えた拠点開発をはじめとして、大規模な建築等と、緑豊かなオープンスペース※1と一体となった新しい街並みを形成しています。



風格ある幹線道路沿道の街並み（青山通り）



にぎわいある個性的な商店街（麻布十番商店街）



貿易センタービルから東京タワー方面の眺望



大規模開発における敷地の緑化

※1 オープンスペース：建築物の足元に設けられている一般に公開された空地や、公共公益施設の屋外空間、公園をはじめとする広場など、建物が建っていない開放された空間のこと。

3 景観形成の基本方針

港区の景観特性及びこれまでの景観に関する取組を踏まえ、景観形成の基本方針として、良好な景観の実現に向けた取組の基本的な方針を以下に示します。なお、この基本方針を景観法第8条第3項に規定する良好な景観の形成に関する方針とします。

「港区まちづくりマスタープラン」では、「人にやさしい良質な都市空間・居住環境を、皆で維持し、創造し、運営していく」という基本理念のもと、概ね20年後を目標とした「将来都市像」を「やさしさとかがやきの生活都心」として示しています。この将来都市像は、景観をはじめとした様々な要素から総合的に形成されるものであることから、景観形成の基本方針についても、これらと整合を図ったものとしています。

景観形成の基本方針

基本方針1 水と緑のネットワークを強化し、潤いある景観形成を進める

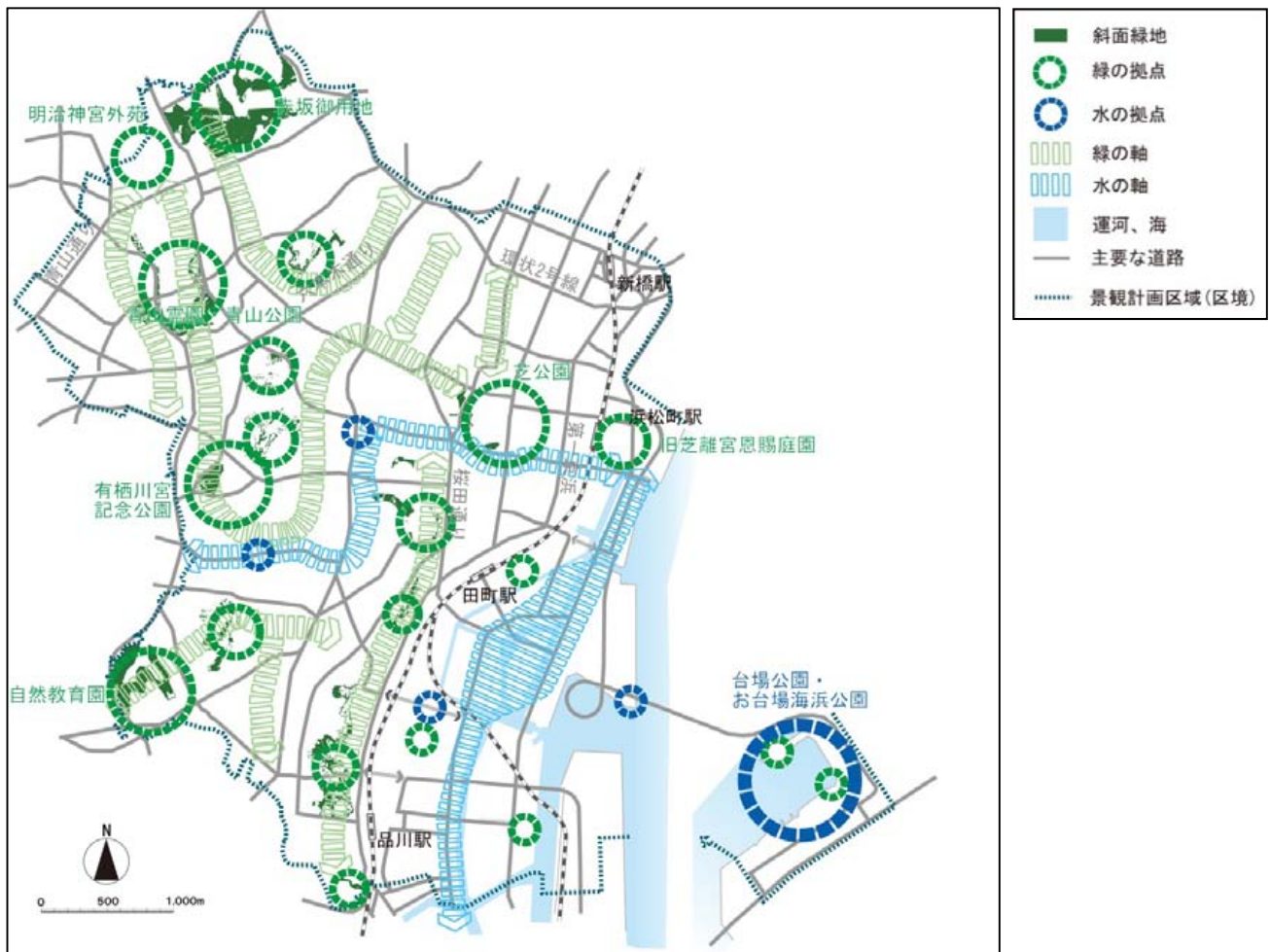
基本方針2 歴史や文化を伝える景観を守り、生かす

基本方針3 誰もが楽しく歩ける、にぎわいや風格のある通りを創る

基本方針4 地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む

基本方針5 区民・企業等・行政の協働で景観形成を推進する

基本方針1 水と緑のネットワークを強化し、潤いある景観形成を進める



水と緑の軸、水と緑の拠点

(「港区緑と水の総合計画」(H23.3)をもとに作成)

①景観の骨格となる「水と緑の軸」を際立たせる

- 斜面緑地が残る地形や道路に沿って連なる緑を「緑の軸」、古川や運河の水辺を「水の軸」に位置づけ、これらの保全・育成を図り、緑と水のネットワークを創出します。
- 東京港のふ頭や運河、河川などの水辺空間の魅力を高めるとともに、大規模な緑地や崖線等の傾斜地の緑地、さらに街路樹などの樹林や樹木を守り、育み、憩いと潤いのある景観を創出します。

②古川の潤いある景観を再生する

- 古川の水質改善などの環境改善により、潤いのある河川景観を再生、創出します。
- 河川整備や橋梁整備、古川沿いの開発事業の機会等をとらえ、親水性や水辺へのアクセス性を高める整備を誘導するとともに、古川と沿川の建築物等の一体的な景観形成を誘導するなど、総合的に魅力ある河川景観を再生、創出します。



古川

③運河とまちが一体となった水辺景観を再生、創出する

- 親水護岸の整備や運河沿いの遊歩道の整備、ネットワーク化等により、潤いのある運河景観を再生、創出します。
- 運河沿いの開発や既存建築物の改築等の機会をとらえ、水辺に開かれた整備・開発を誘導するとともに、まちと水辺のつながりに配慮した景観形成を誘導するなど、総合的に魅力ある運河景観を再生、創出します。



高浜運河

④臨海部の開放感のある海辺景観を創出する

- 臨海部では、水辺に開かれた空間整備や景観形成を進め、海や港を感じることができる、明るく開放感のある海辺景観を創出します。
- 陸から海への眺望だけでなく、水際線や水面から陸への眺望にも配慮した景観形成を進め、国際的に誇れる「水の都」を演出します。
- 海が見える海上公園や護岸係留施設の整備、改善、干潟の再生等により、生き生きした海辺景観を創出します。
- 水辺や後背の街並みと調和した屋外広告物の表示や設置を誘導し、美しく魅力ある海辺景観を演出します。



お台場海浜公園

⑤身近な水辺の景観資源を守り、生かす

- 湧水のせせらぎや池や井戸など、身近な水辺の景観資源を守り、育むとともに、新たな水辺空間を創出します。
- 橋や水門、護岸の石積みなど、水辺の土木構造物を景観資源として、生かします。
- 生きものの生息環境の創出、湧水や池の保全、雨水の地下浸透など、水循環の再生を図ります。

⑥地形の特徴を際立たせ、まちの歴史を物語る、特徴的な緑を保全する

- 崖線等の傾斜地の緑のつながりを育み、港区の地形的特徴を際立たせます。
- まちの歴史や成り立ちを物語る資源として、屋敷林や社寺林、庭園や大使館等のまとまりある緑を守り、育み、憩いと安らぎのある街並みを保全、育成します。
- 地域にゆかりのある特徴的な緑を守り、広げ、奥行きある街並みを保全、育成します。



斜面緑地（三田二丁目）

⑦緑の軸を形づくる沿道や沿川の緑を創出する

- 緑の軸として、道路や河川、運河沿いの緑化を進め、憩いのあるやわらかな景観を創出します。
- 区民や企業等との協働で、街路樹の植樹や植樹帯への草花の植え付け等による道路緑化や、敷地境界部の生垣化等による沿道緑化を進め、緑の軸を拡充します。
- 河川、運河沿いの公開空地の緑化や緑地の創出、公園整備等により、水と緑のつながりと広がりを強化します。



運河沿いの緑化（高浜運河）

⑧区民の手で地域に根ざした緑を育む

- 区民や企業等との協働で、日々の生活拠点や路地、広場等の身近な生活空間を花や緑で演出し、もてなしとふれあいの場を創出します。
- 建築物の建築や開発等にあたり、敷地や屋上、壁面等の緑化を誘導し、憩いと安らぎを感じることのできる景観を創出します。



坂道沿いの敷地の緑化（麻布台）

⑨大規模開発等にあたり、新たな緑を創出する

- 建築物の建築や開発等にあたり、敷地や屋上、壁面等の緑化を誘導し、憩いと安らぎを感じることのできる景観を創出します。

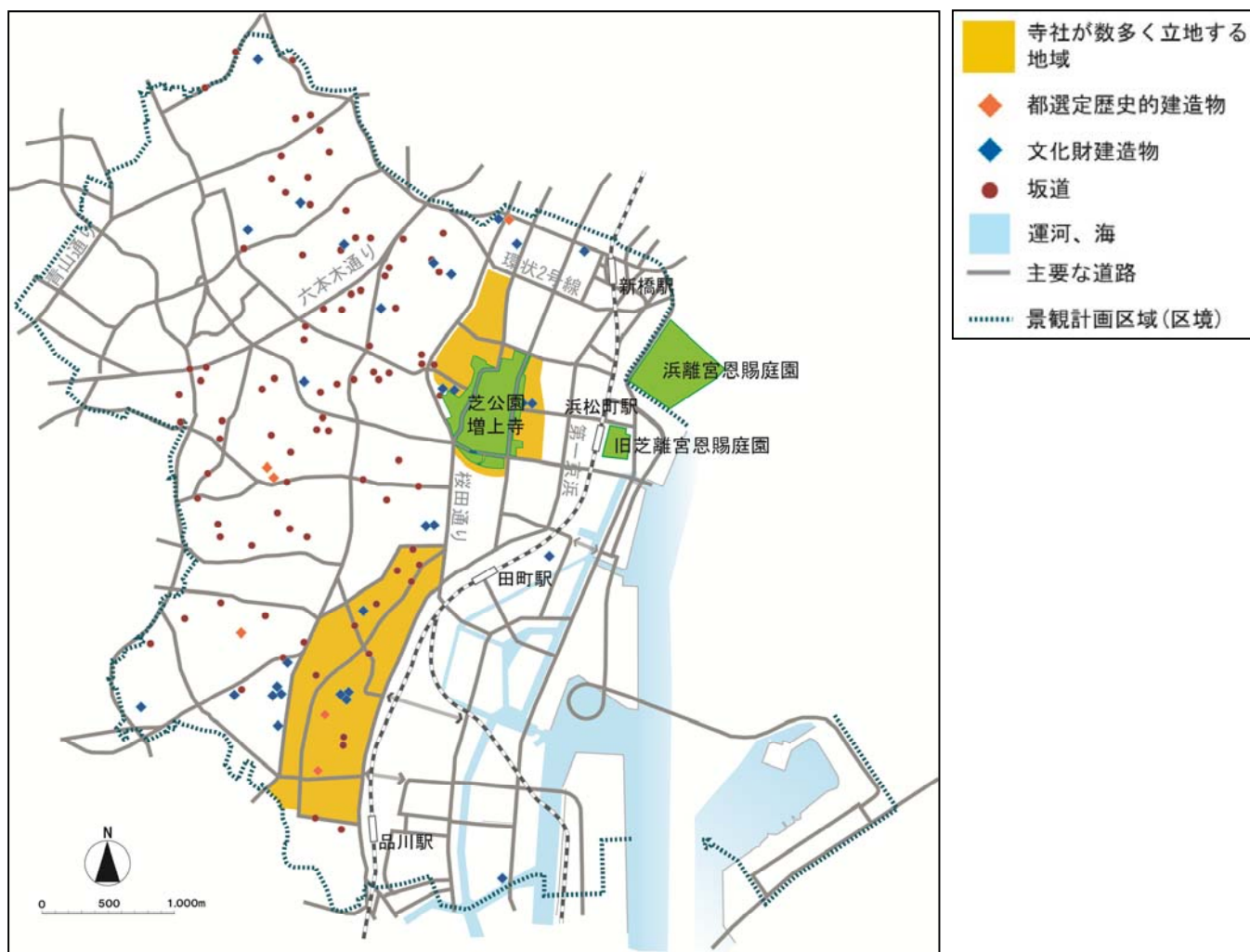
⑩緑豊かな公園、広場づくりを進める

- 既存の公園や開発に伴う公開空地等においては、緑の拠点として、より一層緑を育み、道路や水辺等の緑とのつながりを拡充します。
- 地域に根ざした公園、児童遊園においては、地域の緑の拠点として、区民や企業等との協働で公園づくりを進め、安らぎと親しみを感じることができる景観を創出します。



大規模建築物と一体となった
オープンスペース

基本方針2 歴史や文化を伝える景観を守り、生かす



歴史的景観資源、港区の景観を特徴づける坂道

①まちの歴史や文化を今に伝える歴史・文化資源を守る

- 首都の歴史を物語る、旧芝離宮恩賜庭園等、大名屋敷を継承する庭園や大規模緑地の周辺では、庭園等からの眺望に配慮した景観形成を誘導し、国際的な観光地にふさわしい景観を保全、再生します。
- 歴史的建造物等の貴重な歴史・文化資源については、地域の個性の表れた身近な景観資源として保全します。



旧芝離宮恩賜庭園



増上寺

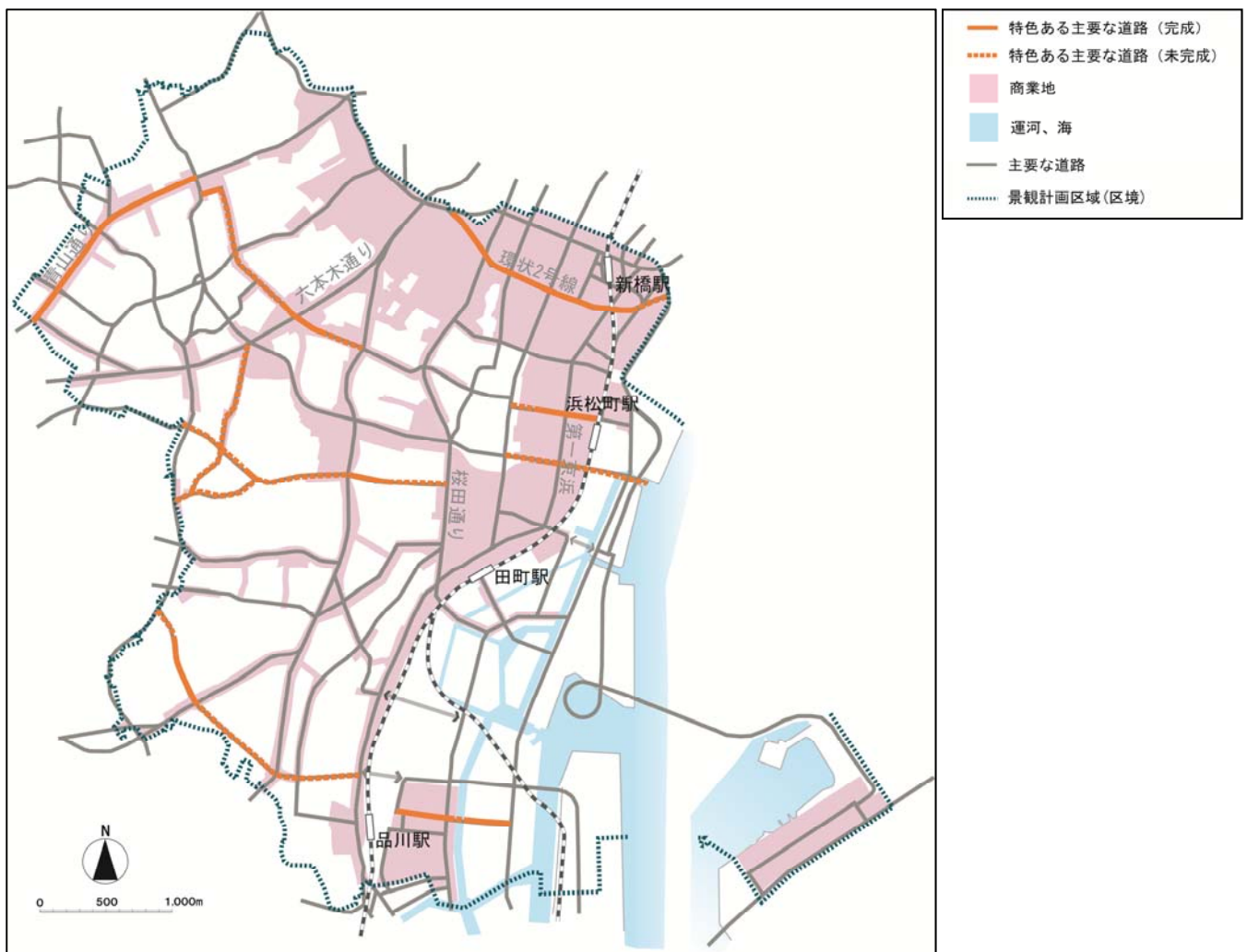
②歴史・文化資源を街並みに生かし、深みのある景観を育む

- 地域の歴史・文化資源の周辺においては、「東京都選定歴史的建造物制度」等との連携を図りつつ、歴史・文化資源と調和した景観形成を誘導するなど、味わいのある街並みを創出します。
- まちの成り立ちや暮らしの中で受け継がれてきた文化など、歴史的な雰囲気配慮した景観形成を誘導し、歴史・文化の香り高い街並みを創出します。
- 港区の地形の特徴の表れた坂道においては、坂道の由来を示すサインや歴史散策ルートを活用等を進めるとともに、路面や沿道の修景を進め、歴史や文化を感じる街並みを創出します。



街並みを味わい深いものにする
建造物（上：新橋、下：高輪）

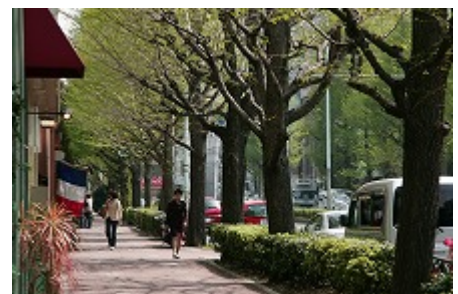
基本方針3 誰もが楽しく歩ける、にぎわいや風格のある通りを創る



特色ある主要な道路、商業地

①誰もが楽しく歩ける通りの魅力を育む

- 地域の暮らしやにぎわいに関わる通り沿いにおいては、快適な歩行空間を創出するとともに、地域の特性に応じて、沿道の建築物等の景観形成を誘導し、総合的に魅力ある街並みを創出します。
- 地域資源をめぐるルートやネットワークを設定するとともに、サインや案内標識など沿道の諸施設と一体的に歩行空間の魅力を育み、まちの回遊性を向上します。



魅力ある街並み（プラチナ通り）

②特色ある主要な道路沿いの街並みを創る

- 景観の骨格を形成する主要な道路では、ゆとりある快適な歩行空間を整えるとともに、街路樹や植栽帯等の整備による緑化、修景等を進め、風格ある街並みを保全、創出します。
- 主要な道路沿いにおいては、道路整備の機会等をとらえ、オープンスペースの確保や緑化等による道路と沿道の建築物等の一体的な景観形成を誘導し、にぎわいと統一感のある魅力的な街並みを演出します。



ゆとりと潤いある快適な歩行空間
(青山通り)

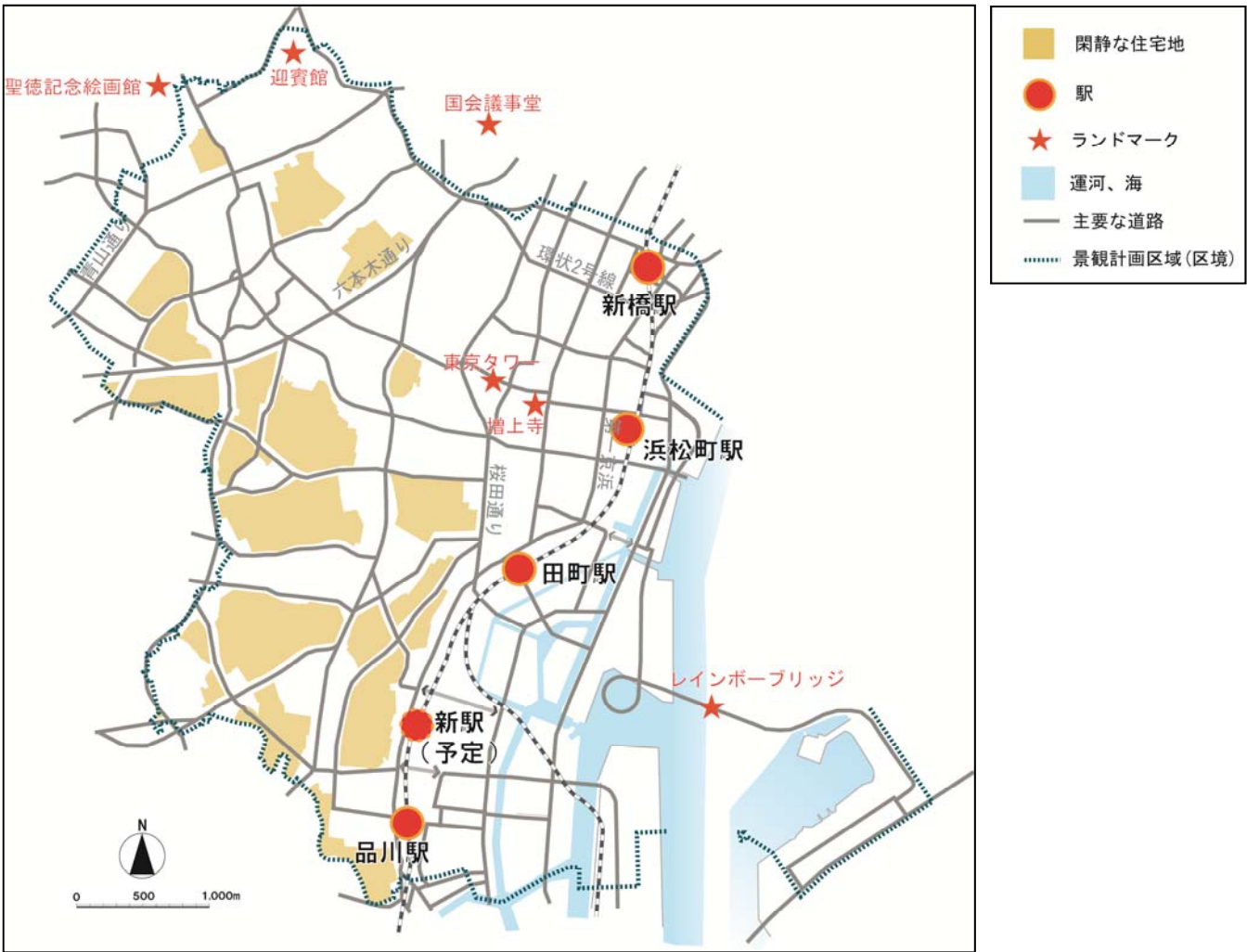
③通りの魅力を阻害する要因を改善する

- 無電柱化や屋外広告物の規制・誘導、道路標識やサイン等の整備、修景、放置自転車やごみ等の除去など、良好な道路景観を阻害する要因の改善により、魅力ある街並みを再生、創出します。
- 鉄道や高速道路の高架下、擁壁などの修景を行い、親しみが感じられる場所として再生します。



無電柱化された街並み（台場二丁目）

基本方針4 地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む



閑静な住宅地、駅前広場、ランドマーク

①まちの中心となる交差点の魅力を高める

○来街者も含めた様々な人々が交わる出会いの場として、交差点及びその周辺においては、ゆとりある空間整備を進めるとともに、屋外広告物の規制・誘導やサイン整備、植樹や植栽等の緑化、路上工作物等の修景、交差点に面する建築物の景観誘導等により、憩いとにぎわいのある景観を創出します。



多くの人でにぎわう交差点(六本木交差点)

②地域の玄関として、駅前のシンボリックな景観を創る

○地域の玄関としての役割を担う駅前空間においては、屋外広告物の規制・誘導やサイン整備、植樹や植栽による緑化、路上工作物の修景等により、シンボリックな景観を創出します。



地域の玄関となる駅前（品川駅東口）

③公共施設等を核とした景観形成を進める

- 地域の景観の核となる公園などの公共施設や公共建築物においては、施設の目的、性質を踏まえたうえで、周辺地域の景観形成を先導するようなモデル的な景観を創出します。
- 公共施設等の周辺においては、公共施設等と一体的にサイン等の整備を進めるなど、地域生活の拠点として親しみの感じられる景観を創出します。

④魅力的な眺望景観を演出する

- 崖上、坂の上、運河等にかかる橋、東京タワーや超高層ビルの展望スペース等、良好な眺望を楽しむことができる視点場とその周辺において、眺望に配慮した景観形成や景観阻害要因の改善を進め、魅力的な眺望景観を演出します。



東京タワーからの眺望

⑤人々に親しまれるランドマークの魅力を高める

- 首都を象徴するランドマーク※1については、東京都の「大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度」等との連携を図り、ランドマーク周辺やランドマークの前景、背景において、ランドマークに配慮した景観形成を進め、首都の風格のある景観を創出します。
- 古くからある樹木や寺社等の地域生活に根ざしたランドマーク周辺においては、ランドマークを尊重した景観形成を進め、地域の拠点として親しみの感じられる景観を演出します。



東京タワー

※1 ランドマーク：都市や地域の特定の地点の象徴や、目印となるような特徴的なもののこと。例としては、建築物やテレビ塔、鳥居、教会、特徴的な山などがある。

⑥魅力ある街並みを育む

- 中低層の住宅が主体となった閑静な住宅地では、周辺の街並みに調和した建築物の配置や高さを誘導するなど、地域特性にふさわしい落ち着いた景観を形成し、良好な住環境を保全します。
- 大規模建築物等の建築にあたっては、「大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度」等との連携を図り、公開空地の整備を誘導するなど、ゆとりある街並みの創出を進めるとともに、周辺と調和した建築物の形態やデザイン等を誘導し、魅力ある街並みを創出します。
- 「東京のしゃれた街並みづくり条例」に基づく「街並み景観ガイドライン」が承認された「街並み景観重点地区」では、地域で合意されたルールと協議の仕組みの運用により、特徴のある街並み景観づくりを推進します。
- 「風致地区」では、「東京都風致地区条例」及び「港区風致地区条例」に基づく許可と連携し、地区の優れた美観、雰囲気など、風致の維持を図りつつ、都市における自然的要素に富んだ景観を保全します。



中低層の住宅が主体となった
閑静な住宅地の街並み（元麻布）

基本方針 5 区民・企業等・行政の協働で景観形成を推進する

①区民・企業等の自主協定による景観形成のルールづくりを進める

- 景観協定や緑化協定、広告協定等の自主協定の締結により、区民・企業等の主体的な景観形成を進めます。

②地区の特性に応じたきめ細かな景観形成のルールづくりを進める

- 良好な街並みが形成されている、あるいはこれから形成される地区や、地域区民等の景観形成に対する意識の高い地区等、地域の身近な景観の保全・創出が求められる地区においては、「港区まちづくり条例」のまちづくりの仕組みを活用し、地区独自の景観形成のルールを定め、地区の特性に応じた良好な景観形成を進めます。

③届出制度の導入により実効性の高い景観形成・景観誘導を進める

- 一定規模以上の行為を対象とした届出制度を導入し、良好な街並みを規制・誘導します。
- 良好な景観の形成を効果的に推進するため、景観審議会や景観アドバイザー会議、庁内体制等の推進体制を整えます。

④区民・企業等の景観形成に対する意識啓発を進める

- 区民・企業等・行政の協働による景観形成の推進に向け、さまざまな機会をとらえて、景観形成に対する区民・企業等の意識啓発を進めます。

⑤区民・企業等の景観形成の取組を支援する

- 区民・企業等の主体的な景観形成の取組を促進するため、区が取組を支援する仕組みや支援策を整えます。

第2章 港区全域で良好な景観を育む

1 届出制度の活用の方

港区全域において良好な景観を育むためには、建築物の建築等の規制・誘導をはじめ、緑化や無電柱化、公共施設整備など、景観に関わる取組を総合的に進めていく必要があります。そのうち、建築物の建築等については、景観法に基づく届出制度^{※1}を活用した街並みの規制・誘導を進めていきます。

届出制度の活用にあたっては、景観法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、規制・誘導を行うための基準(景観形成基準)^{※2}と届出の対象とする行為・規模を定めます。

景観形成基準については、建築物等の配置、高さ・規模、形態・意匠・色彩、公開空地・外構・緑化等について、港区の景観特性がよく表れる、坂道沿い、寺社が数多く立地する地域、交差点・駅周辺、商業地、閑静な住宅地、斜面緑地及び古川沿いにおいて、場所に応じて配慮すべき事項等をきめ細かく設定します。

また、届出の対象とする行為・規模については、きめ細かな景観形成を進めるため、建築物の建築等及び工作物の建設等の行為に関して、比較的小さな規模のものも含めています。

さらに、屋外広告物についても、景観に大きな影響を与えることから、地域特性や環境面を踏まえ、色や光など、表示の制限を定めます。

このような港区全域の景観形成基準及び届出対象行為・規模に加え、「港区の骨格」となる景観を形成する地区については、「景観形成特別地区」として別途区域を区分し、地区ごとに景観形成基準及び届出対象行為・規模を定めます(第3章参照)。

なお、港区における届出制度については、事前協議を行うなど、効果的な仕組みにより実施していきます(第6章参照)。

※1 景観法に基づく届出制度：建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制・誘導を行う制度。建築物・工作物のデザイン、色彩については、条例で対象行為を定めることにより変更命令等が可能となる。

※2 開発行為における景観形成基準は、景観法第8条第2項第2号に規定する行為の制限に関する事項ではない。

2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 建築物の建築等

①届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

②届出対象規模

- 住居系用途地域 : 高さ 15m以上又は延べ面積 3,000 m²以上
○非住居系用途地域 : 高さ 25m以上又は延べ面積 3,000 m²以上

※住居系用途地域は、以下の七つの用途地域を指します。

- ・ 第一種低層住居専用地域
- ・ 第二種低層住居専用地域
- ・ 第一種中高層住居専用地域
- ・ 第二種中高層住居専用地域
- ・ 第一種住居地域
- ・ 第二種住居地域
- ・ 準住居地域

※非住居系用途地域は、以下の五つの用途地域を指します。

- ・ 近隣商業地域
- ・ 商業地域
- ・ 準工業地域
- ・ 工業地域
- ・ 工業専用地域

届出対象行為・規模に該当
するすべての行為に適用
する景観形成基準

<一般>



届出対象行為・規模に該当する行為のうち、
港区の景観特性がよく表れる場所では、それ
ぞれの場所に応じて適用する景観形成基準

- <坂道沿い>
- <寺社が数多く立地する地域>
- <交差点・駅周辺>
- <商業地>
- <閑静な住宅地>
- <斜面緑地>
- <古川沿い>

③景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、下表のとおりとします。港区の景観特性がよく表れる、坂道沿い、寺社が数多く立地する地域、交差点・駅周辺、商業地、閑静な住宅地、斜面緑地及び古川沿いにおいては、一般の景観形成基準に加え、それぞれの場所に応じた景観形成基準を設定します。

<一般>

届出対象行為・規模に該当するすべての行為に適用する景観形成基準です。

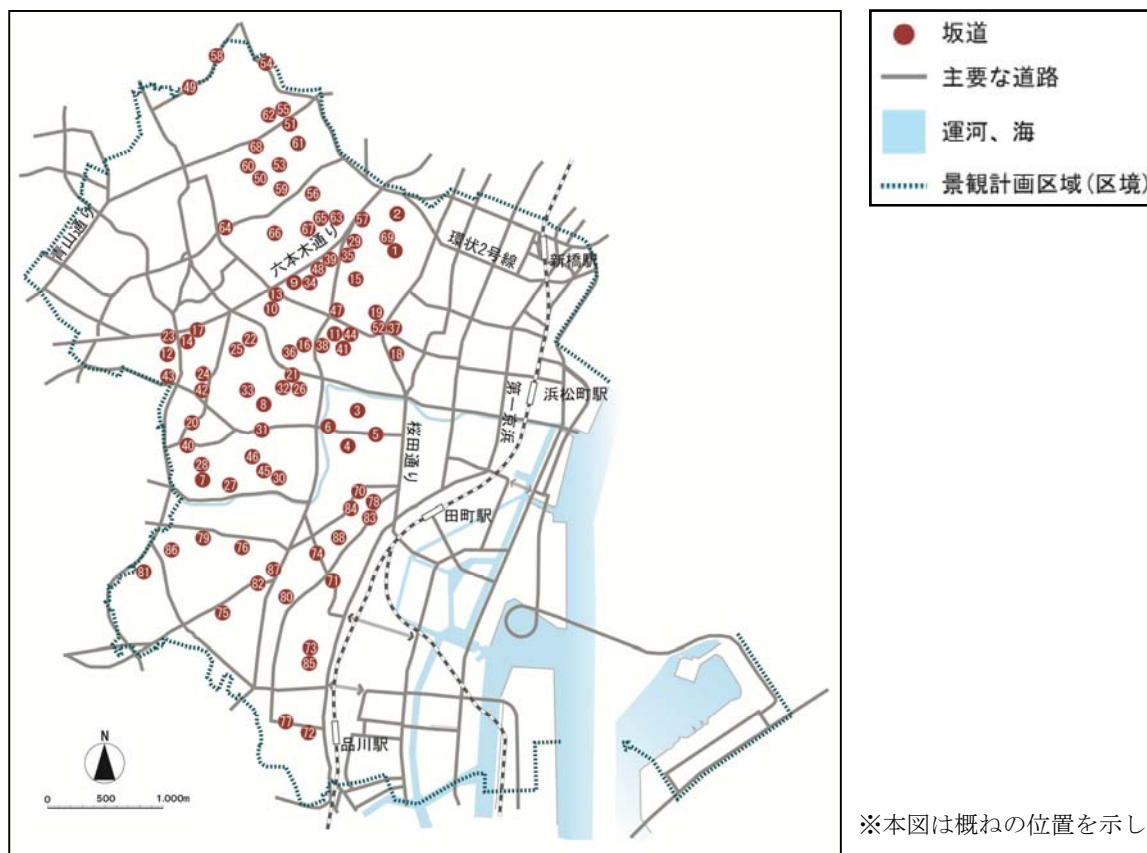
項目	景観形成基準
配置	☐ 道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した建築物の配置とする。 ☐ 壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮した建築物の配置とする。 ☐ 公園周辺の建築物は、公園に顔を向けたり、公園側にオープンスペースを設けたりするなど、公園内からの眺望や公園周辺の落ち着いた街並みに配慮した配置とする。 ☐ 敷地内や敷地周辺の緑が道路からできる限り見えるよう工夫した建築物の配置とする。 ☐ 敷地内に地域のシンボルとなっている緑等がある場合は、できる限りこれらに配慮した建築物の配置とする。
高さ・規模	☐ 周辺の主要な眺望点（道路、河川、公園など）からの見え方を意識し、周辺の建築物群のスカイライン※¹との調和に配慮した建築物の高さとする。
形態・意匠・色彩	☐ 建築物全体のバランスだけでなく、周辺の建築物等との調和に配慮した形態・意匠とする。 ☐ 色彩は、別表1（107 ページ）の色彩基準に適合するとともに、周辺の建築物と壁面等の色調や彩度・明度の調和を図り、また、周辺に緑や水辺の自然景観がある場合は、それらとの調和も図る。 ☐ 屋根、屋上に設備等を設置する場合は、建築物と一体的に計画するか目隠し等により修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。 ☐ 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図るとともに、周囲からの見え方に配慮し、緑や目隠し等による修景を行う。 ☐ 建築物の外壁は、周辺への反射光に配慮した仕上げとし、歩行者の目線に近い建築物の低層部では、石材などの自然素材を用いるなど、街並みの表情づくりに配慮した形態・意匠とする。 ☐ 建築物と一体となった駐車場の出入口は、街並みの連続性を妨げることのないよう配慮した設置位置とする。 ☐ 建築物の外壁が長大で平滑な壁面となることを避け、壁面を適度に分節化するなど、街並みに圧迫感を与えないように配慮した形態・意匠とする。 ☐ 雨樋やベランダに設置する室外機は、周囲から見えない位置に設置するか目隠し等により修景を行い、目立たないよう工夫する。

※1 スカイライン：山並みや稜線などの地形や、都市の建物群が連続して形成される街並みの輪郭が形成する空との境界線のことです。

項目	景観形成基準
公開 空地 ・ 外構 ・ 緑化 等	□ 外構には、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材を使用する。 □ オープンスペースは、道路などの公共空間や隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 □ オープンスペースには、ベンチの設置や、四季を感じさせる草花の植栽などにより、憩いの空間として親しまれるよう工夫する。 □ 周辺の緑地や街路樹の緑との連続性に配慮し、建築物の屋上や壁面を含め、敷地内はできるだけ緑化を図る。 □ 緑化にあたっては、緑量感を高め緑陰を創出するよう、中高木を効果的に配置する。 □ 植栽の樹種は、生育環境に適したものであるとともに、周辺の街並みや街路樹と調和したものを選定する。さらに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 □ 照明を設置する場合は、周辺環境や夜景の変化に配慮し、周辺の街並みと調和したものとする。 □ 自動販売機等の付属施設、設置物等は、周辺の街並みに配慮した配置、規模、色彩とする。 □ 敷地内のごみ集積所は、収集作業に支障とならない範囲で、配置を工夫し、植栽を施すなど周囲からの見え方に配慮する。 □ 敷地の接道部に塀や柵を設置する場合は、生垣や透過性の高い柵などとし、周辺の街並みとの調和に配慮する。やむを得ずコンクリート塀などを設置する場合は、緑化などにより圧迫感を軽減する。 □ 駐車場を設置する場合は、配置の工夫や接道部への植栽など、周囲からの見え方に配慮する。また、駐車場出入口は、周辺の街並みの連続性に配慮した配置とする。 □ 自転車置き場を設置する場合は、道路から見えにくい位置への配置や、必要に応じて植栽等で囲うなど周囲からの見え方に配慮する。 □ 総合設計制度などを活用し、公開空地や緑地を設ける場合は、憩いやにぎわいが醸し出されるよう工夫する。 □ 敷地内に地域のシンボルとなっている緑等がある場合は、できる限り保全・活用を図る。 □ 斜面地周辺では、建築物や敷地内のオープンスペースへの緑化を推進するとともに、周辺の斜面緑地と調和した植栽を施すなど、斜面緑地との連続性に配慮する。 □ 崖線など急斜面地では、敷地内の緑はできる限り残し、やむを得ずよう壁等を設ける場合は、安全性が確保できる範囲で自然地形に配慮するとともに、可能な限りよう壁の緑化を図る。

＜坂道沿い＞

届出対象行為・規模に該当する行為のうち、次の図に示す坂道に沿った敷地での行為に適用する景観形成基準です。



坂道の位置

※本図は概ねの位置を示したものです。

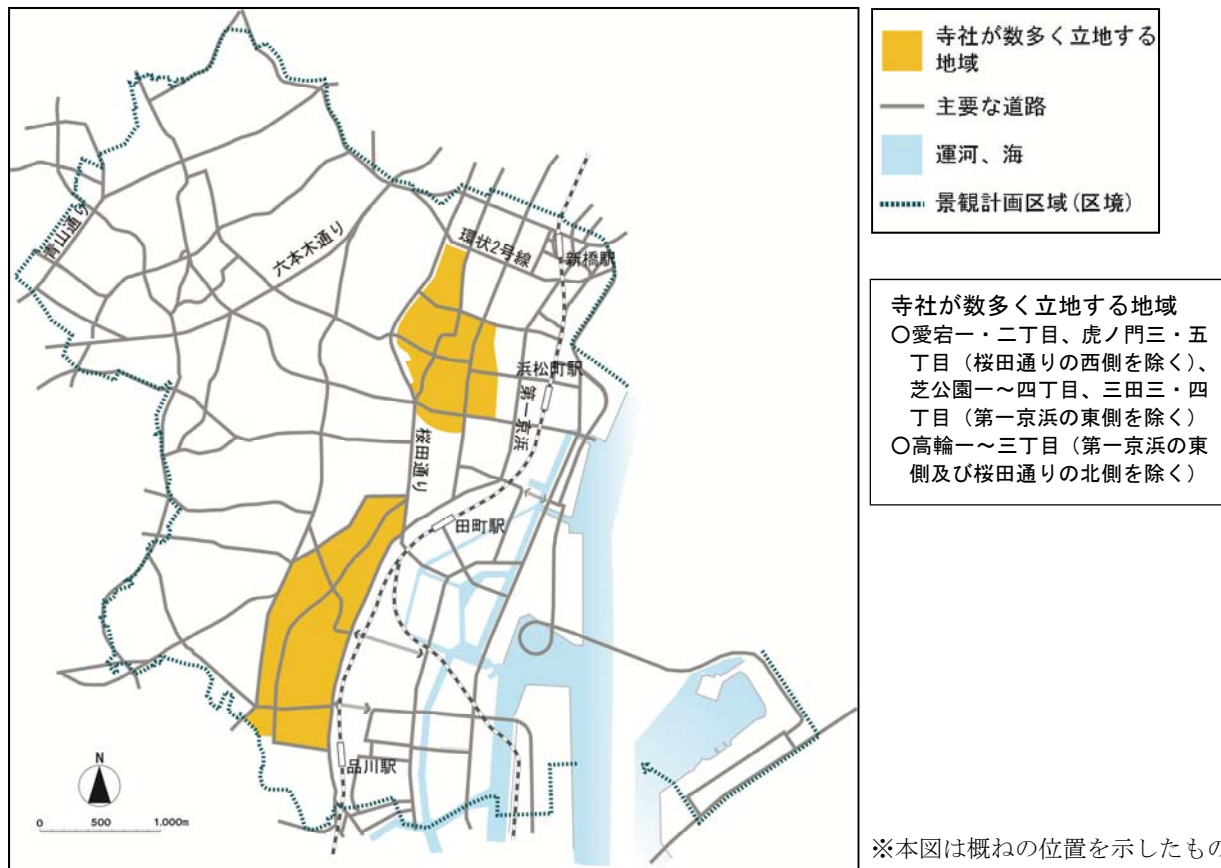
- | | | | | | |
|----------|-----------|----------|----------|-----------|---------|
| 1. 江戸見坂 | 16. 於多福坂 | 31. 仙台坂 | 46. 奴坂 | 61. 丹後坂 | 76. 三光坂 |
| 2. 汐見坂 | 17. 霞坂 | 32. 大黒坂 | 47. 行合坂 | 62. 弾正坂 | 77. 柘榴坂 |
| 3. 神明坂 | 18. 土器坂 | 33. 狸坂 | 48. 寄席坂 | 63. 南部坂 | 78. 潮見坂 |
| 4. 綱坂 | 19. 雁木坂 | 34. 丹波谷坂 | 49. 安鎮坂 | 64. 乃木坂 | 79. 蜀江坂 |
| 5. 綱の手引坂 | 20. 木下坂 | 35. 道源寺坂 | 50. 稻荷坂 | 65. 氷川坂 | 80. 天神坂 |
| 6. 日向坂 | 21. 暗闇坂 | 36. 鳥居坂 | 51. 牛鳴坂 | 66. 檜坂 | 81. 日東坂 |
| 7. 青木坂 | 22. けやき坂 | 37. 永井坂 | 52. 榎坂 | 67. 本氷川坂 | 82. 日吉坂 |
| 8. 一本松坂 | 23. 筭坂 | 38. 永坂 | 53. 円通寺坂 | 68. 薬研坂 | 83. 聖坂 |
| 9. 市三坂 | 24. 紺屋坂 | 39. なだれ坂 | 54. 紀伊国坂 | 69. 霊南坂 | 84. 蛇坂 |
| 10. 芋洗坂 | 25. さくら坂 | 40. 南部坂 | 55. 九郎九坂 | 70. 安全寺坂 | 85. 洞坂 |
| 11. 植木坂 | 26. 七面坂 | 41. 鼠坂 | 56. 転坂 | 71. 伊皿子坂 | 86. 明治坂 |
| 12. 牛坂 | 27. 新坂 | 42. 北条坂 | 57. 桜坂 | 72. いちょう坂 | 87. 名光坂 |
| 13. 饅頭坂 | 28. 新富士見坂 | 43. 鉄砲坂 | 58. 鯨ヶ橋坂 | 73. 桂坂 | 88. 幽霊坂 |
| 14. 大横丁坂 | 29. スペイン坂 | 44. 堀田坂 | 59. 三分坂 | 74. 魚籃坂 | |
| 15. 御組坂 | 30. 絶江坂 | 45. 薬園坂 | 60. 新坂 | 75. 桑原坂 | |

項目	景観形成基準
形態・意匠・色彩	□ 坂道沿いでは、建築物の低層部が坂道の勾配になじむよう工夫した形態・意匠とする。
公開空地・外構・緑化等	□ 坂道沿いでは、よう壁や塀を設置する場合は、石材、木材などの自然素材の使用や緑化などにより、壁面が無表情とならないように配慮する。

＜寺社が数多く立地する地域＞

届出対象行為・規模に該当する行為のうち、次の図に示す寺社が数多く立地する地域での行為に適用する景観形成基準です。

なお、本基準とは別に、歴史的建造物の周辺では「第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する」に記載されている届出対象規模及び景観形成基準も適用されます。

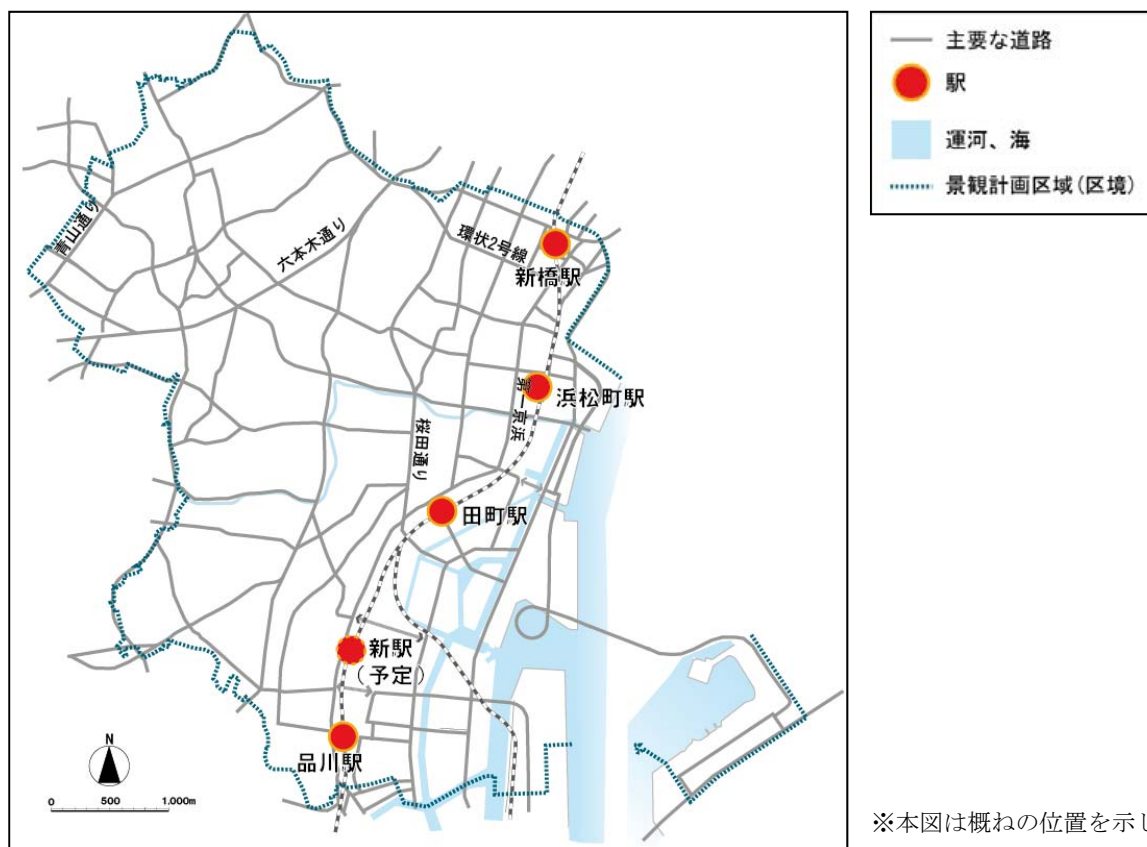


寺社が数多く立地する地域の位置

項目	景観形成基準
配置	☐ 寺社が数多く立地する地域では、寺社への圧迫感の緩和や見通しの確保に配慮した建築物の配置とする。
形態・意匠・色彩	☐ 寺社が数多く立地する地域では、彩度、明度を抑えた落ち着いた色彩や味わいのある素材を用いるなど、寺社の雰囲気との調和に配慮した、形態・意匠とする。
公開空地・外構・緑化等	☐ 寺社が数多く立地する地域では、敷地周辺に地域のシンボルとなっている緑等の景観資源がある場合は、それらへの見え方に配慮した塀、垣、柵のデザインとする。 ☐ 寺社が数多く立地する地域では、寺社やその周辺の緑との連続性のある街並みの創出に配慮する。 ☐ 寺社が数多く立地する地域では、塀、垣、柵は、寺社やその周辺との連続性や調和に配慮する。 ☐ 寺社が数多く立地する地域では、植栽の樹種は、寺社やその周辺の植生と調和したものを選定する。

＜交差点・駅周辺＞

届出対象行為・規模に該当する行為のうち、次の図に示す主要な道路同士による交差点（主要な交差点）に面する敷地及び駅周辺の道路に面する敷地での行為に適用する景観形成基準です。



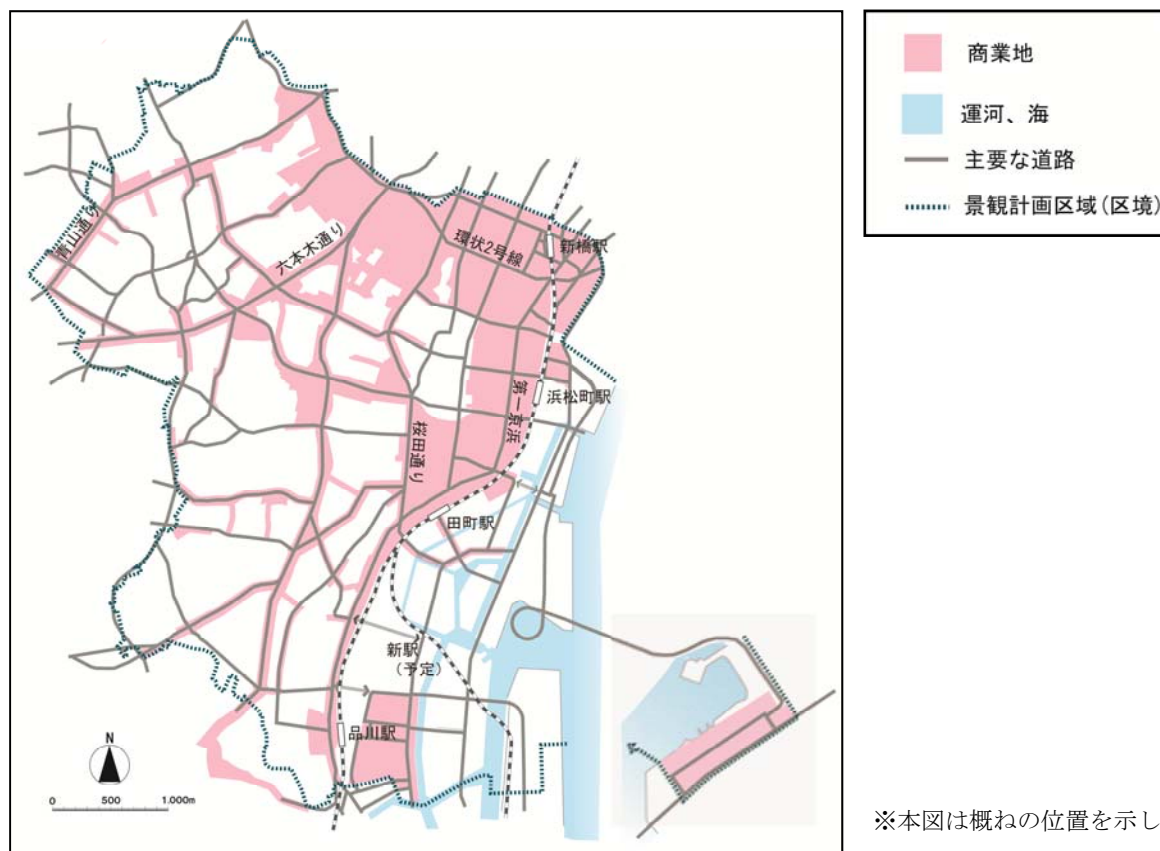
※本図は概ねの位置を示したものです。

交差点・駅周辺の位置

項目	景観形成基準
配置	□ 主要な交差点や駅周辺では、交差点や駅側に建築物の顔を向けるとともに、交差点や駅側にオープンスペースを設けるなど、地域の拠点としての役割に配慮した建築物の配置とする。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	□ 主要な交差点や駅周辺の建築物については、街角を印象づけるように建物の正面の意匠を工夫するなど、地域の拠点としての役割に配慮した形態・意匠とする。

＜商業地＞

届出対象行為・規模に該当する行為のうち、次の図に示す商業地での行為に適用する景観形成基準です。



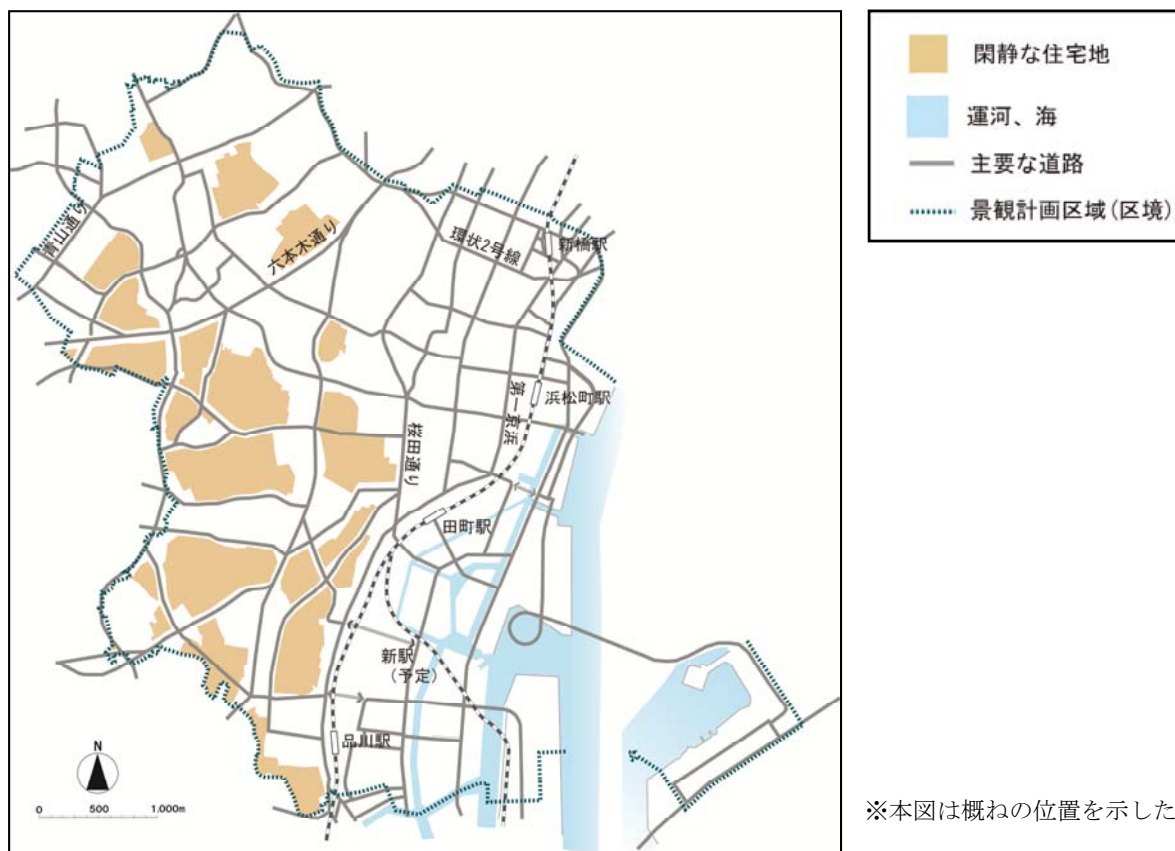
商業地の位置

※本図は概ねの位置を示したものです。

項目	景観形成基準
配置	☐ 商業地では、歩行者の多い通り側に車両出入口を設けるなど、にぎわいある街並みの連続性を阻害する配置をできる限り避けるとともに、低層部に店舗やベンチを備えたオープンスペースを設けるなど、にぎわいある街並みと調和した建築物の配置とする。
形態・意匠・色彩	☐ 商業地では、低層部を開口部のない単調な壁面とするなど、にぎわいある街並みの連続性を阻害するような形態・意匠をできる限り避ける。 ☐ 商業地では、隣接する建築物と一階部分の階高を合わせるなど、にぎわいある街並みの連続性に配慮した形態・意匠とする。 ☐ 商業地では、ディスプレイウィンドウ等の設置や建築物の照明を工夫し、にぎわいの演出に配慮する。
公開空地・外構・緑化等	☐ 商業地では、商業施設と連携したオープンスペースの活用に配慮し、ベンチなどのアメニティ施設を設置するなど、にぎわいある街並みの演出に配慮する。

＜閑静な住宅地＞

届出対象行為・規模に該当する行為のうち、次の図に示す閑静な住宅地での行為に適用する景観形成基準です。

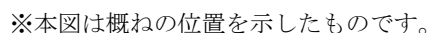


※本図は概ねの位置を示したものです。

閑静な住宅地の位置

項目	景観形成基準
配置	□ 閑静な住宅地では、道路や隣接する建築物との間隔を十分に確保するなど、落ち着いた雰囲気づくりに配慮した建築物の配置とする。
高さ・規模	□ 閑静な住宅地では、周辺の落ち着いた街並みとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。
公開空地・外構・緑化等	□ 閑静な住宅地では、道路に面するオープンスペースに低木から高木まで均衡のとれた植栽を施すなど、落ち着いた街並みや周辺の緑との調和に配慮した緑化を図る。

届出対象行為・規模に該当する行為のうち、次の図に示す緑の拠点^{*1}に位置する斜面緑地から30m以内の範囲での行為に適用する景観形成基準です。



斜面緑地の位置

項目	景観形成基準
配置	□ 斜面緑地周辺では、斜面緑地と平行となる長大な壁面の配置を避けるなど、斜面緑地が見えるように配慮した建築物の配置とする。
形態・意匠・色彩	□ 斜面緑地周辺では、斜面緑地と平行して単調な壁面が生じることを避け、斜面緑地との調和に配慮した形態・意匠とする。

—34—

＜古川沿い＞

届出対象行為・規模に該当する行為のうち、次の図に示す古川に面する敷地での行為に適用する景観形成基準です。



※本図は概ねの位置を示したものです。

古川の位置

項目	景観形成基準
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	☐ 古川沿いでは、水辺側から見た景観を意識し、川側に単調で無表情な壁面が生じることを避けて正面性を持たせるなど、水辺空間の魅力の向上に配慮した形態・意匠とする。
公開空地 ・ 外構 ・ 緑化 等	☐ 古川に接する場所に緑化を図り、古川に架かる橋や沿川の広場と一体となって地域に親しまれる水辺空間となるよう配慮する。

（２）工作物の建設等

①届出対象行為

○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

②工作物の種類と届出規模

工作物の種類	届出規模
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔 その他これらに類するもの※ ¹	○住居系用途地域：高さ 15m 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m 以上
昇降機、ウォーターシュート、コースター その他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）	○住居系用途地域：高さ 15m 以上又は築造面積 3,000 m ² 以上
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く） その他これらに類するもの	○非住居系用途地域：高さ 25m 以上又は築造面積 3,000 m ² 以上
プラットホームの上屋その他これに類する施設※ ²	すべての届出対象行為

※¹ 架空電線路用並びに電気事業法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第 2 条第 5 項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※² 駅全体を覆う大屋根等で、その全体の外観が駅構外から望見されるものに限る。

③景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、原則として建築物の建築等における景観形成基準を準用します。

ただし、プラットホームの上屋その他これに類する施設については、別表 1（107 ページ）の色彩基準は適用しないこととします。

（３）開発行為

①届出対象行為

○都市計画法第４条第１２項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）

②届出対象規模

○開発区域の面積 500m²以上

③景観形成基準

開発行為における景観形成基準は、下表のとおりとします。

項目	景観形成基準
土地利用	□ 事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連づけた土地利用計画とする。さらに、周辺の緑地や水辺等の地域特性を生かすよう配慮した、ゆとりある土地利用計画とする。 □ 事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 □ 事業地内に、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。 □ 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 □ 電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。
造成等	□ 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。 □ 擁壁や法面では、壁面緑化などの植栽による修景や、色彩、構造の工夫などにより、圧迫感の軽減を図り、周辺の街並みとの調和に配慮したものとする。

(4) 土地の形質の変更等

①届出対象行為・届出規模

届出行為	届出規模
土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上
水面の埋立て又は干拓	造成面積 15ha 以上

②景観形成基準

上記の届出行為における景観形成基準は、下表のとおりとします。

項目	景観形成基準
造成等	☐ 物件の堆積は、道路その他の公共空間から見えにくい位置及び規模とし、敷地の周囲は、植栽など修景のための必要な措置を講じる。 ☐ 埋立ての最高高さが、周囲の尾根線の最高高さを超えないようにする。 ☐ 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。 ☐ 擁壁や法面では、壁面緑化などの植栽による修景や、色彩、構造の工夫などにより、圧迫感の軽減を図り、周辺の街並みとの調和に配慮したものとする。
緑化	☐ 造成後の事業地は、緑化を行うなど、できる限り原状に戻す措置を行い、事業地内外の緑が、周辺の公園、緑地等や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。 ☐ 緑化にあたっては、周辺の植生に調和した樹種等による緑化を行う。

（５）屋外広告物の表示等

屋外広告物は、東京都屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物、屋内側のガラス面に設置されている広告物を含め、規模、位置、色彩等のデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とすることが望ましいと考えられます。

景観法第８条第２項第４号イに規定する屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項は、40～41 ページのとおりとします。寺社が数多く立地する地域や大規模な公園・緑地周辺、大規模建築物など、港区の景観特性がよく表れる場所や影響の大きな建築物においては、一般の配慮事項に加え、別途その特性に応じた配慮事項を設定します。

なお、屋外広告物の景観誘導にあたっては、配慮事項で示した内容について、考え方や具体的な方法を明確化するなど、効果的な誘導を図るための方策を検討します。

景観形成特別地区（第３章参照）や、その他の地域において、区民の発意と合意により地域の屋外広告物の表示等に関するルールがつくられた場合は、必要に応じて具体的な制限に関する事項を定め、屋外広告物の規制誘導を拡充します。

<一般>

項目	屋外広告物の表示等に関する配慮事項
共通事項	☐ 広告物を表示・掲出する場合は、周辺景観との調和や、建築物との一体性等について配慮する。特に、住宅地では、周辺の落ち着いた街並みとの調和に配慮する。 ☐ 広告物の表示内容は、まちの魅力と価値を高められるようにデザインされたものにする。
規模・位置	☐ 高層の建築物における広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることから、表示の位置や規模について配慮する。 ☐ 広告物の大きさは、視認上必要な規模とし、必要以上に大きくしないように配慮する。 ☐ 同一の壁面で、同一内容の情報を複数表示しないように配慮する。 ☐ 広告物の設置は、沿道を歩く人からの見やすさを考え、配置位置や配列に配慮する。
形態・意匠	☐ 表示する情報量を抑えて、適度な余白を設け、文字は読みやすい文字を使用するなど内容が簡潔に伝えられるように、見え方に配慮する。 ☐ 地域特性や商店街等のイメージに合わせて、積極的にデザインする。 ☐ 交差点に面した敷地では、交差点に建築物の顔が見える形態・意匠とするなど、広告物が主張し過ぎないように配慮する。
色彩	☐ 色彩は、高彩度色の使用や組み合わせを控えるとともに、色数を抑えて街並みから突出しないように配慮する。
照明・光	☐ 光源を使用する場合は、過度に点滅するものや必要以上に明るいものは避けるなど、周辺景観に配慮する。 ☐ LED ビジョン等は、派手な色彩や動きの早い動画は避け、周囲の明るさに応じて輝度を調整するなど、周辺景観と調和するように配慮する。なお、高層部には原則設置しない。 ☐ プロジェクションマッピング※ ¹ 等は、動きのある大きな映像を映すことが可能となるため、周辺景観に配慮して、企業や商品の宣伝を主目的とした映像は避ける。また、安全面や住環境に影響を与えないように配慮する。 ☐ 窓の内側から外部に向けて映像を発信するものは、外部に設置する広告物と同様、周辺景観に配慮する。
広告種類別	☐ 屋上広告物は、屋上広告が少ない地域では周辺景観に配慮して、できる限り設置を控える。 ☐ 壁面広告物は、建築物のデザインを損なわないような規模、位置となるように配慮するとともに、建築物の外壁色と広告物の地色ができる限り調和するように配慮する。 ☐ 突出広告物は、出幅を抑えて、壁面線を乱さないようにし、できる限り規則正しく設置する。 ☐ 独立広告物は、建築物や外構のデザインとの調和に配慮して集約化を図るなど、設置数をできる限り抑える。 ☐ 仮囲い等につける広告物は、歩行者に圧迫感を与えないような大きさにし、複数ある場合はできる限りまとめて表示するようにする。 ☐ 窓面を利用した広告物は、建築物のデザインを損なわないように配慮し、窓をふさぐような表示は避けて、表示面積をできる限り抑える。

<寺社が数多く立地する地域>

屋外広告物の表示等に関する配慮事項

- ☐ 寺社が数多く立地する地域では、歴史的・文化的な面影や雰囲気との調和に配慮する。

<大規模な公園・緑地周辺>

屋外広告物の表示等に関する配慮事項

- ☐ 大規模な公園・緑地等の周辺では、緑や地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に配慮する。

<大規模建築物等※²>

屋外広告物の表示等に関する配慮事項

- ☐ 建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。
- 【建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する広告物※⁶】
- ☐ 建築物の窓面の内側から広告物及びこれに類するものを表示しない。
- ☐ 建築物の壁面に設置する広告物（以下、「壁面広告物」という。）は、自社名、ビル名、店名又は商標を表示するものに限り。
- ☐ 壁面広告は、光源を使用するものは、白色系とする。ただし、光源が点滅しないものに限り。
- ☐ 壁面を使って投射する広告は使用しない。
- ☐ ビル名の文字などを表示する壁面広告は、高さ3m以下、長さを概ね壁面幅の1/3以下とする。

※1 プロジェクションマッピング：ビデオやCGなどの映像を、プロジェクターによって直接建造物、自然物などを含めた立体物に投影し、様々な立体感や表情をつくり出す表現手法。

※2 大規模建築物等とは、下記の制度等を利用して建築されたものとする。

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| ・市街地再開発事業 | ・総合設計（東京都、港区が許可するもの） |
| ・高度利用地区 | ・特例容積率適用地区 |
| ・特定街区 | ・PFI法に基づく事業※ ³ |
| ・再開発等促進区 | ・PFI的手法に基づく事業※ ⁴ |
| ・都市再生特別地区 | ・鉄道駅構内等開発計画※ ⁵ |
| ・高度地区の緩和の認定又は許可を受けたもの | |

※3 PFI法：「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」のこと。

※4 PFI的手法に基づく事業：PFI法による手続に基づかないが、PFI方式（公共施設の整備にあたって、設計・建設・運営までを一括して民間部門にあずけることによって、民間の知恵を生かした効率的な施設整備と質の高い公共サービスの提供を図ろうとする手法のこと。）によって整備する事業のこと。

※5 鉄道駅構内等開発計画：鉄道駅構内等開発計画に関する指導基準（平成2年4月東京都都市計画局決定）に基づく、鉄道駅構内等における開発のこと。

※6 人工地盤やデッキなどがある場合は、周囲の状況により個別判断する。

第3章 「港区の骨格」を特徴づける景観を育む

まちを訪れる人やまちで活動する人など、多くの人々が共有する公共の場からの眺めを意識し、大規模な公共施設と一体となって「港区の骨格」となる景観を形成するために、景観形成特別地区及び景観重要公共施設を定めます。

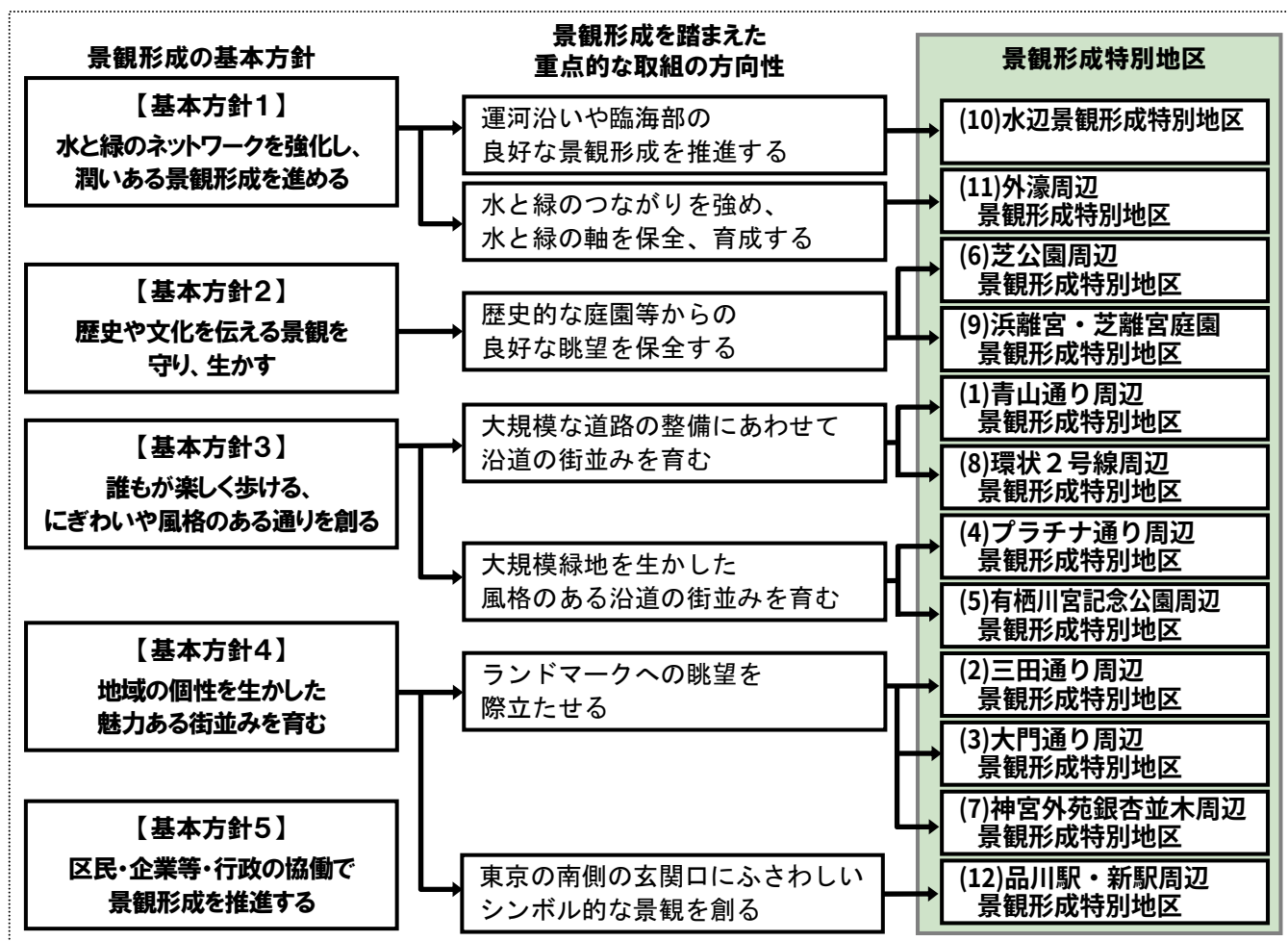
1 景観形成特別地区

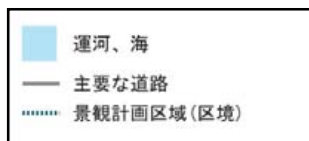
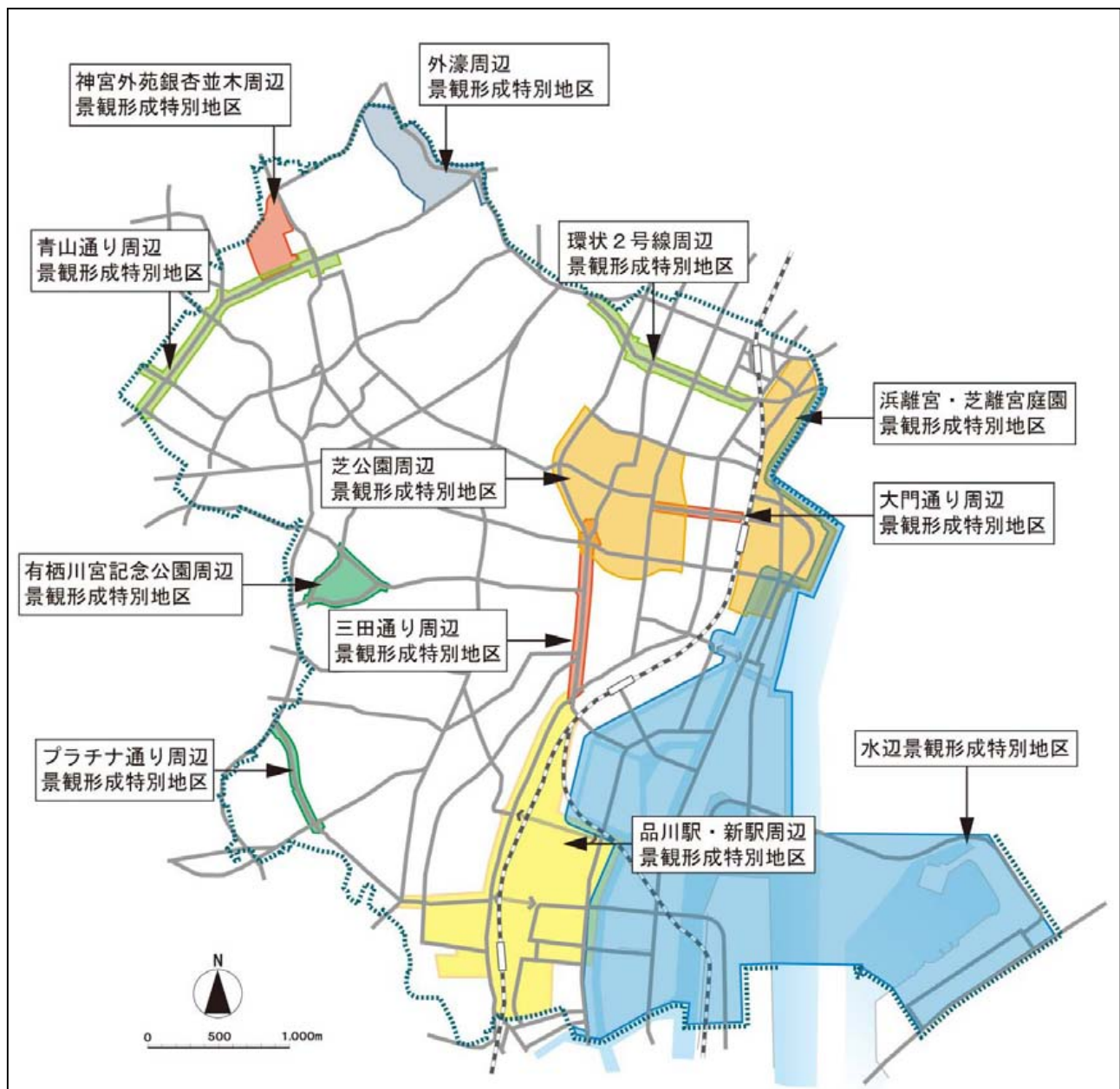
景観形成特別地区は、次のうち景観形成の基本方針を踏まえて、魅力的な景観を育むために、重点的に取り組む地区を、他の地域とは別に区域を区分し、地区ごとに景観形成の方針、景観形成基準、届出の対象とする行為や規模を定めます。

- 文化財庭園など歴史的価値の高い施設とその周辺地域
- 水辺の周辺など観光振興を図る上で特に重要な地域
- 主要な道路の沿道で特徴的な街並みを形成する地域

さらに、景観形成特別地区の取組を先導的に進めるため、景観形成の基本方針を踏まえた重点的な取組の方向性を設定し、方向性に応じた次の12地区を景観形成特別地区とします。

なお、景観形成特別地区は、公共施設整備や都市開発等の状況に応じて、追加や方針及び基準の見直しを行うなど、段階的に拡充し、骨格となる景観のネットワークを形成していきます。





基本方針を踏まえた重点的な取組の方向性

- 運河沿いや臨海部の良好な景観形成を推進する
- 水と緑のつながりを強め、水と緑の軸を保全、育成する
- 歴史的な庭園等からの良好な眺望を保全する
- 東京の南側玄関口にふさわしいシンボリックな景観を創る
- 大規模な道路の整備にあわせて沿道の街並みを育む
- 大規模緑地を生かした風格のある沿道の街並みを育む
- ランドマークへの眺望を際立たせる

景観形成特別地区の位置および区域図

（１）青山通り周辺景観形成特別地区

①地区の景観特性

江戸時代、青山通りは大山街道と呼ばれ、赤坂御門を起点に伊勢原の大山阿夫利神社まで続く、駿河、伊豆、秦野地方からの物資輸送路となっていました。大正時代に入ると、1920（大正 9）年の明治神宮創建にあわせて現在の表参道が整備されました。また、1923（大正 12）年には神宮外苑の銀杏並木の植樹が行われ、青山通りを基点として、首都・東京を代表する風格ある 2 本の通りが整備されました。

1964（昭和 39）年の東京オリンピックを契機として、青山通りの幅員は 22m から 40m に拡幅されました。この頃から、

青山通りの周辺にはファッション、アート、グルメ、生活など、多様な文化を発信する店舗や事務所が集積しはじめ、青山通りは、赤坂、青山、表参道といった人気の高いオフィス街やファッション街をつなぐ魅力的な通りとしての性格を強めてきました。

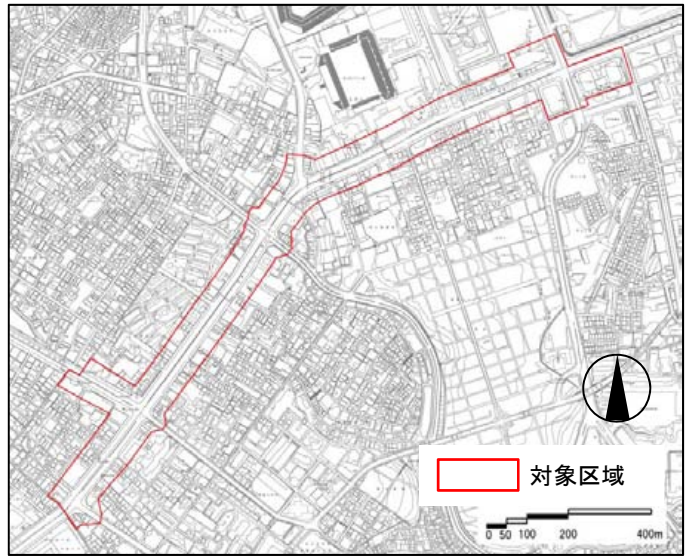
現在の青山通りは、港区を代表する通りの一つとして、多くの人々が行き交うにぎわいのある通りとなっています。

青山一丁目交差点から外苑前交差点にかけては、明治神宮外苑や神宮外苑の銀杏並木、赤坂御用地などの周辺の豊かな緑と調和のとれた、落ち着いた街並みが広がっています。沿道の建築物は、全体的に落ち着いた形態・意匠や色彩のものが多く、壁面位置にも統一感があり、交差点周辺を除いては屋外広告物の表示・掲出も控えめです。

一方、外苑前交差点から渋谷区との区境にかけては、周辺に様々な文化や情報を発信する店舗や事務所が立地し、多くの人々が行き交うにぎわいある街並みが広がっています。沿道の建築物は、規模や高さ、形態・意匠などが多様で、一部に大規模な屋外広告物の掲出も見られますが、中高層建築物を主体として概ねスカイラインの調和した街並みとなっています。

青山通りを国内外に誇れるような美しい街路とするため、東京国道事務所により青山通り景観設計会議が設置され、現在は同会議等の方針に従って景観整備工事が進められています。また、青山通り沿道の良い街並み景観の形成をめざす N P O が設立され、商店会、町会との三者間で街並み景観に関する協定を締結しています。

その後、沿道の商店会と町会、東京国道事務所および区では、道路の維持管理に関する三者協定を締結しています。また、この協定を受けて、青山通りと沿道の建築物等との一体的な景観形成を進め、風格とにぎわいのあるまちづくりをすることを目的として、港区青山通り協議会と青山通り沿道の町会・商店会（計 11 団体）が港区青山通りまちづくり協定を締結しています。



対象区域※

※この地図は東京都縮尺 1/2, 500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（27 都市基交測第 138 号・MMT 利許第 27039 号-72）。無断複製を禁ずる。



青山通り



風格ある通りの基点（表参道交差点）



オープンスペースの緑化（南青山五丁目付近）

②景観形成の目標

魅力あるまちや拠点をつなぐ回遊ルートとして、道路と沿道の建築物等との一体的な景観形成を進め、国内外に誇れる風格とにぎわいのある街並みを育みます。

③景観形成の方針

○赤坂、青山、表参道、渋谷をつなぐ、風格ある街並みを守り、育てる

- ・青山通りは、赤坂、青山、表参道、渋谷など、人気の高いまちをつなぐ通りであり、港区の骨格となる通りのひとつです。そのため、統一感のあるスカイラインを意識しつつ、建物中層部から高層部にかけての通りの表情が整えられるよう、建築物の形態、色彩、屋外広告物などを誘導し、風格ある街並みを守り、育てます。

○にぎわいと潤い、安らぎが程よく調和した、楽しく散策できる街並みを演出する

- ・青山通りは、周辺の魅力あるまちや拠点をつなぐ骨格的な回遊ルートです。そのため、青山通りの景観整備事業によって整備される歩行空間と沿道のオープンスペース、建物低層部のデザインが一体的となって、歩行者の目線から、にぎわいと潤い、安らぎを程よく感じられる空間となるよう演出し、楽しく散策できる街並みを形成します。

○表参道、明治神宮外苑銀杏並木の雰囲気を生かした魅力ある交差点を演出する

- ・青山通りには、表参道、明治神宮外苑銀杏並木といった首都・東京を代表する特徴ある通りが交わる交差点があり、多くの人々が訪れる場所になっています。そのため、それぞれの通りの雰囲気を生かしながら、道路の景観整備と連携しつつ、周囲の建築物、屋外広告物のデザイン等を一体的に誘導し、魅力ある交差点の空間を演出します。

④景観形成基準

<景観形成基準のねらい>

- 壁面基調色に落ち着いた色彩を使用することによる、風格ある街並みの創出
- 屋外広告物の表示等の配慮による、上品なにぎわいのある街並みの創出
- 歩行空間と一体となったオープンスペース等のデザインによる、楽しく歩ける空間の演出

<届出対象行為と景観形成基準>

□建築物の建築等

■届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■届出対象規模

青山通りに面する建築物※1	○すべての届出対象行為
上記以外の建築物	○住居系用途地域：高さ15m以上又は延べ面積3,000㎡以上 ○非住居系用途地域：高さ25m以上又は延べ面積3,000㎡以上

※1 青山通りと交差する主要な道路（P19の図に掲載されている「主要な道路」をいう。以下同じ。）に面する建築物を含む。

■景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	青山通り周辺景観形成特別地区 景観形成基準
配置	□ 表参道に面する敷地では、道路との敷地境界線から壁面を後退させるなど、表参道の並木や交差点部の石灯籠との調和に配慮した建築物の配置とする。 □ 明治神宮外苑銀杏並木に面する敷地では、道路との敷地境界線から壁面を後退させるなど、銀杏並木や交差点部の石垣との調和に配慮した建築物の配置とする。
形態・意匠・色彩	□ 表参道及び明治神宮外苑銀杏並木に面する建築物は、通りを特徴づける並木や石垣、石灯籠などと調和した形態・意匠とする。 □ 色彩は、別表1（107ページ）の色彩基準に適合するとともに、地上から4階以上の壁面については、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、風格ある街並みとの調和を図る。
公開空地・外構・緑化等	□ 青山通りとの連続性に配慮した、オープンスペースの緑化や外構のデザインとする。

□工作物の建設等

■届出対象行為

○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物の種類と届出規模

工作物の種類	届出規模	
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※1	青山通りに面する工作物※2	○すべての届出対象行為※3
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上
昇降機、ウォータースhoot、コースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む)	青山通りに面する工作物※2	○すべての届出対象行為※3
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの	青山通りに面する工作物※2	○すべての届出対象行為※3
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上

※1 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※2 青山通りと交差する主要な道路に面する工作物を含む。

※3 建築基準法第88条に基づき第6条第1項の規定を準用する工作物に限る。

■景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、原則として、建築物の建築等における景観形成基準を準用します。

□開発行為

■届出対象行為

○都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)

■届出対象規模

○開発区域の面積 500 m²以上

■景観形成基準

開発行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□土地の形質の変更等

■届出対象行為・届出規模

届出行為	届出規模
土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上

■景観形成基準

上記の届出行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□屋外広告物の表示等

区全域に関する事項に加え、下表の配慮事項を適用します。

青山通り周辺景観形成特別地区 屋外広告物の表示等に関する配慮事項
☐ 青山通り沿いで建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、風格ある街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 ☐ 建築物の屋上に屋外広告物を設置する場合は、周辺の建築物群のスカイラインと調和が図られるよう、規模や高さ等について配慮する。

（２）三田通り周辺景観形成特別地区

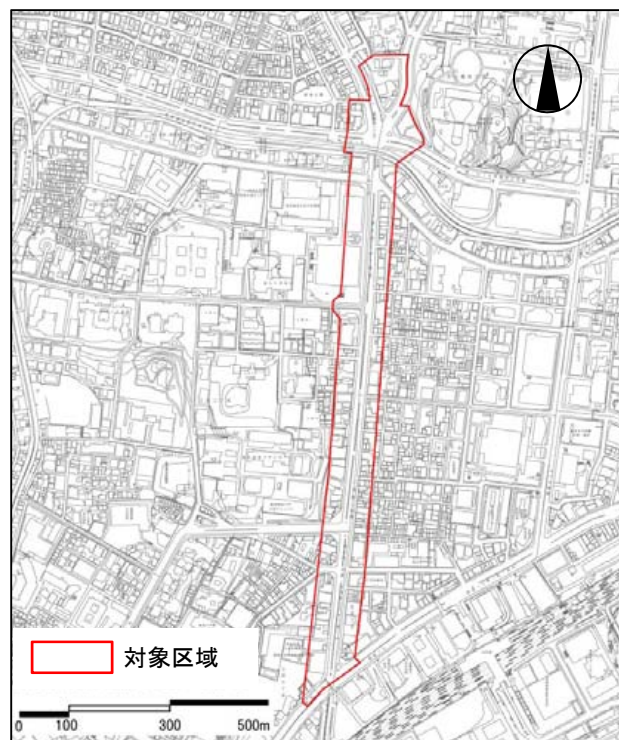
①地区の景観特性

札の辻交差点から赤羽橋交差点までの通称三田通りは、東京タワーをアイストップ※¹とした、港区を代表する象徴的な景観を形成しています。

三田通りの沿道には、オフィスや商店、学校が立地し、多くの人々でにぎわう通りとなっています。

沿道の建築物は、一部に彩度の高い色彩の壁面や屋外設備の露出などがありますが、全体として壁面位置や高さが揃った、統一感のある街並みとなっています。

比較的幅員の広い歩道は、無電柱化や高質な舗装の整備が行われ、楽しく歩ける空間となっています。



対象区域※



東京タワーをアイストップとした象徴的な景観



壁面位置と高さの揃った統一感のある街並み



ゆとりある歩行空間



ゆとりある歩行空間と壁面後退による
東京タワーへの眺望の確保

※1 アイストップ：見通しの良い街路や交差点などにおいて、人の視線を引き付ける役割を果たす対象物のこと。例としては、建物や樹木、彫刻などがある。

※この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（27 都市基交測第 138 号・MMT 利許第 27039 号-72）。無断複製を禁ずる。

②景観形成の目標

ランドマークである東京タワーを見通す、象徴的な街並みを育みます。

③景観形成の方針

○東京タワーをシンボルとした象徴的な景観を磨きあげる

- ・通りの沿道建築物の建物高さが揃っていることで、良好なスカイラインが形成され、アイストップとなる東京タワーへの見通しを一層引き立て、象徴的なヴィスタ景^{※1}を形成しています。このような良好な見通しに配慮し、象徴性の高い街並みを強調します。

○多様な人々のにぎわいのなかで、協調性ある街並みを育てる

- ・通り全体として、多くの飲食店等が集積し、通勤・通学者や近隣住民などでにぎわいを見せる活気ある通りです。そこで、このようなまちの活力を生かしながら、沿道の店舗群どうしが協調により、秩序とにぎわいが共存した魅力ある街並みを育てます。

※1 ヴィスタ景：対象物に向かって直線的な景観のこと。「見通し景」や「通し景」とも呼ばれている。有名な例としては、パリの凱旋門を対象物としたシャンゼリゼ通りの景観が挙げられる。

④景観形成基準

<景観形成基準のねらい>

- 壁面位置や建築物の高さを揃えることによる、東京タワーをアイストップとするヴィスタ景の形成
- 周辺の建築物との調和がとれた色彩を使用することによる、協調性ある街並みの演出
- 屋外広告物の表示の配慮による、良好なスカイライン形成の誘導

<届出対象行為と景観形成基準>

□建築物の建築等

■届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■届出対象規模

三田通りに面する建築物※1	○すべての届出対象行為
上記以外の建築物	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は延べ面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は延べ面積 3,000 m ² 以上

※1 三田通りと交差する主要な道路に面する建築物を含む。

■景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	三田通り周辺景観形成特別地区 景観形成基準
配置	□ 三田通りに面する建築物の配置は、壁面線の連続性と東京タワーの見通しに配慮する。
高さ・規模	□ 三田通りに面する建築物の高さは、統一感のあるスカイラインの形成に配慮する。
形態・意匠・色彩	□ 形態・意匠は、周辺から突出した印象を与えないよう、建築物全体のバランス、周辺の街並みとの調和や東京タワーへの見通しに配慮する。 □ 色彩は、別表 1（107 ページ）の色彩基準に適合するとともに、東京タワーへの眺望を阻害することのないよう、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、周辺の街並みとの調和を図る。

□工作物の建設等

■届出対象行為

○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物の種類と届出規模

工作物の種類	届出規模	
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※ ¹	三田通りに面する工作物※ ²	○すべての届出対象行為※ ³
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上
昇降機、ウォータースhoot、コースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む)	三田通りに面する工作物※ ²	○すべての届出対象行為※ ³
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの	三田通りに面する工作物※ ²	○すべての届出対象行為※ ³
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上

※¹ 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※² 三田通りと交差する主要な道路に面する工作物を含む。

※³ 建築基準法第88条に基づき第6条第1項の規定を準用する工作物に限る。

■景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、原則として、建築物の建築等における景観形成基準を準用します。

□開発行為

■届出対象行為

○都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)

■届出対象規模

○開発区域の面積 500 m²以上

■景観形成基準

開発行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□土地の形質の変更等

■届出対象行為・届出規模

届出行為	届出規模
土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上

■景観形成基準

上記の届出行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□屋外広告物の表示等

区全域に関する事項に加え、下表の配慮事項を適用します。

三田通り周辺景観形成特別地区 屋外広告物の表示等に関する配慮事項
□ 三田通り沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、東京タワーへの眺望を阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 □ 建築物の屋上に屋外広告物を設置する場合は、周辺の建築物群のスカイラインと調和が図られるよう、規模や高さ等について配慮する。

(3) 大門通り周辺景観形成特別地区

①地区の景観特性

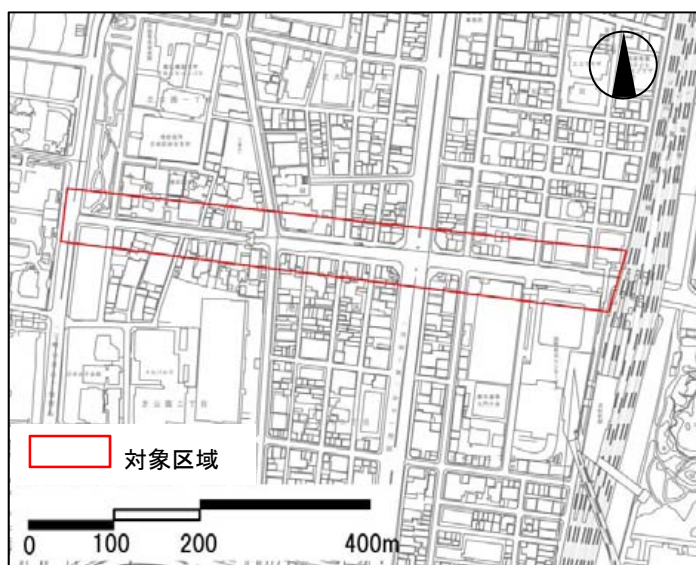
大門通りは、江戸時代から、徳川家の菩提寺である芝増上寺と東海道をつなぐ参道としてにぎわい、その様子は、江戸名所の増上寺とともに浮世絵や名所図会などに描かれてきました。

現在でも、港区を代表する観光名所の芝公園や増上寺と浜松町駅をつなぐ通りとして、多くの人々が行き交う通りとなっています。

浜松町駅から大門にかけては、沿道に多くの飲食店等の店舗が立ち並び、昼夜問わずにぎわいある街並みを演出しています。

また、比較的幅員の広い歩道は、無電柱化や高質な舗装の整備が行われ、大門や東京タワーを見通すゆったりした眺望と通りのにぎわいを楽しむことができます。

一方、大門から日比谷通り交差点にかけては、東の大門と西の三解脱門が通りの両端のアイストップとして、まとまりのある空間を演出しています。さらに、周辺にはさまざまな歴史・文化資源が集積し、かつての寺町の面影を感じさせる味わいある街並みとなっています。



対象区域※



通りのアイストップとなる三解脱門



通りのアイストップとなる大門



寺町の面影を残す築地塀



オープンスペースに設置されたカフェ

※この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（27 都市基交測第 138 号・MMT 利許第 27039 号-72）。無断複製を禁ずる。

②景観形成の目標

大門や三解脱門を見通す江戸以来の参道の情趣とにぎわいのある変化に富んだ魅力的な街並みを育みます。

③景観形成の方針

○参道としての歴史性とにぎわいが重なり合う、魅力ある街並みを育てる

- ・芝増上寺と東海道をつなぐ参道として、江戸以来の歴史を誇る大門通り沿道には、繁華街のにぎわいある街並みが広がる一方で、寺町の面影をたたえた趣きあるたたずまいも残されています。このような歴史に培われた多様な通りの個性を生かして、魅力あふれる特徴的な街並みを育てます。

○大門と三解脱門が際立つ、落ち着いた街並みを育てる

- ・通りのアイストップとなる大門及び三解脱門を見通す眺望は、参道としての歴史を誇る大門通りならではの特徴的な景観です。そこで、このような歴史の蓄積の表れた眺望を確保し、通りの特徴を際立たせる街並みを育てます。

○江戸以来の歴史ある交差点で、通りの顔となる風格ある景観を育てる

- ・通りの結節点となる国道 15 号との交差点及び芝大門交差点周辺は、たいへん多くの人々が行き交う、まさに通りの顔となる空間です。そこで、これらの交差点周辺では、通りを代表する顔として、参道の歴史に配慮した風格ある景観を育てます。

○参道としての風情と調和した、沿道のにぎわいあふれる街並みを育てる

- ・浜松町駅前から芝大門交差点にかけては、多くの飲食店等が集積し、昼夜問わずにぎわいを見せています。そこで、このようなまちの活力を生かし、沿道の店舗群が彩るにぎわいあふれる街並みを育てます。

○寺町の面影を生かした、情趣ある街並みを育てる

- ・芝大門交差点から日比谷通り交差点にかけては、東西に大門及び三解脱門を見通し、かつての寺町の趣きある街並みが広がっています。このような寺町の面影を生かした、情趣あふれる街並みを育てます。

④景観形成基準

＜景観形成基準のねらい＞

- 壁面位置や屋外広告物等の配慮による、大門と三解脱門のアイストップとしての見通しの確保
- 歩行空間と一体となったオープンスペース等のデザインによる、まち歩きが楽しくなる空間の演出
- 歴史的資源と調和した、情趣ある街並みの育成

＜届出対象行為と景観形成基準＞

□建築物の建築等

■届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■届出対象規模

大門通りに面する建築物※1	○すべての届出対象行為
上記以外の建築物	○住居系用途地域　：高さ 15m以上又は延べ面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は延べ面積 3,000 m ² 以上

※1 大門通りと交差する主要な道路に面する建築物を含む。

■景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	大門通り周辺景観形成特別地区 景観形成基準
配置	☐ 大門通りとの敷地境界線から壁面を後退させるなど、大門及び三解脱門、東京タワーへの見通しに配慮した建築物の配置とする。
高さ・規模	☐ 高さや規模は、周辺の街並みとの連続性や大門及び三解脱門、東京タワーへの見通し、さらに主要な交差点からの見え方を考慮し、街並みから著しく突出したものとならないよう配慮する。 ☐ 敷地内や周辺に歴史的資源がある場合は、これらに圧迫感を与えることのないよう配慮した高さや規模とする。
形態・意匠・色彩	☐ 敷地内や周辺に歴史的資源がある場合は、これらとの調和に配慮した、落ち着いた色彩や形態・意匠とする。 【浜松町駅前～芝大門交差点区間】 ☐ 色彩は、別表 1（107 ページ）の色彩基準に適合するとともに、大門への眺望を阻害することのないよう、周辺の街並みとの調和を図る。 【芝大門交差点～日比谷通り交差点区間】 ☐ 色彩は、別表 1（107 ページ）の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、情趣ある街並みとの調和や東京タワーへの眺望に配慮する。
公開空地・外構・緑化等	☐ 敷地内や周辺に歴史的資源がある場合は、これらとの調和に配慮した、落ち着きある外構のデザインとする。 【浜松町駅前～芝大門交差点区間】 ☐ 照明については、夜間の通りのにぎわいを演出するものとなるよう工夫する。 【芝大門交差点～日比谷通り交差点区間】 ☐ 敷地の接道部に塀や柵を設置する際は、できるだけ自然素材などを用い、情趣ある街並みに配慮したものとする。

□工作物の建設等

■届出対象行為

○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物の種類と届出規模

工作物の種類	届出規模	
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※ ¹	大門通りに面する工作物※ ²	○すべての届出対象行為※ ³
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上
昇降機、ウォータースhoot、コースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む)	大門通りに面する工作物※ ²	○すべての届出対象行為※ ³
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの	大門通りに面する工作物※ ²	○すべての届出対象行為※ ³
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上

※¹ 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※² 大門通りと交差する主要な道路に面する工作物を含む。

※³ 建築基準法第88条に基づき第6条第1項の規定を準用する工作物に限る。

■景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、原則として、建築物の建築等における景観形成基準を準用します。

□開発行為

■届出対象行為

○都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)

■届出対象規模

○開発区域の面積 500m²以上

■景観形成基準

開発行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用する。

□土地の形質の変更等

■届出対象行為・届出規模

届出行為	届出規模
土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上

■景観形成基準

上記の届出行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□屋外広告物の表示等

区全域に関する事項に加え、下表の配慮事項を適用します。

大門通り周辺景観形成特別地区 屋外広告物の表示等に関する配慮事項
□ 大門通り沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、大門及び三解脱門への見通しを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 □ 芝大門交差点～日比谷通り交差点の区間で屋外広告物を掲出する場合は、規模、位置、色彩等について、大門や三解脱門などの歴史的資源との調和に配慮する。

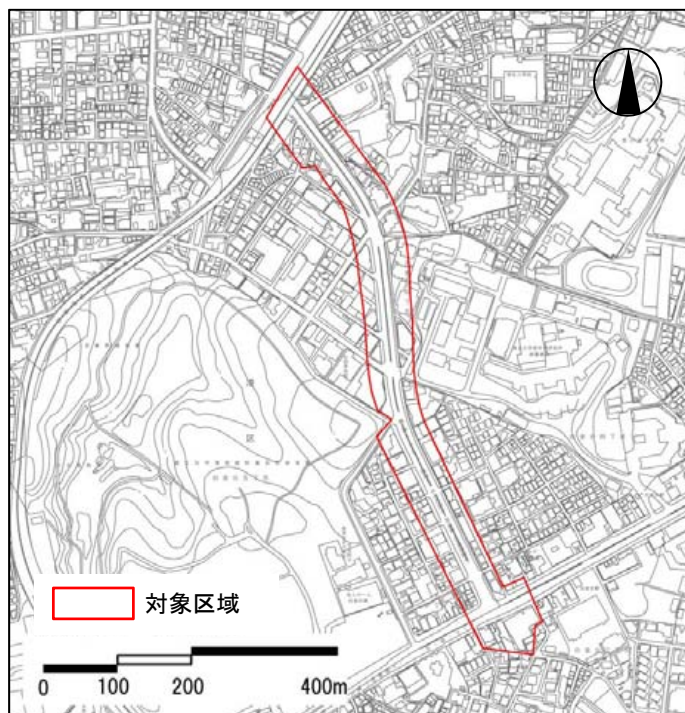
（４）プラチナ通り周辺景観形成特別地区

①地区の景観特性

プラチナ通りは、白金台地の起伏に沿って緩やかに曲線を描く、街並みの変化に富んだ表情豊かな通りとなっています。

プラチナ通り沿道には、通りに向けて開放的な造りのレストランやブティックなど、洗練された形態・意匠の店舗や屋外広告物が建ち並び、上質な落ち着いたきのある個性的な街並みが広がっています。

さらに、沿道には樹高の高い緑量感ある銀杏並木が整えられ、店舗が設える植栽と一体となって、四季を感じることでできる緑豊かな潤いある景観を形成しています。



対象区域※



上質な落ち着いたきのある街並み



四季を彩る街路樹



オープンスペースに設置されたカフェ



緑豊かな歩行空間

※この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（27 都市基交測第 138 号・MMT 利許第 27039 号-72）。無断複製を禁ずる。

②景観形成の目標

四季の彩りのある街路樹と調和した、上質で洗練された街並みを育みます。

③景観形成の方針

○街路樹と調和した、落ち着いた上質な街並みを守り、育てる

- ・プラチナ通りでは、洗練された商業施設と樹高の揃った高木の街路樹が調和した、上質な落ち着いた街並みを楽しむことができます。街路樹の緑との連続性に配慮した敷地の緑化などにより、上質で個性的な街並みを守り、育てます。

○緩やかなカーブを描く坂道を生かした、表情豊かな街並みを育てる

- ・プラチナ通りは、北端から南端に至るまで緩やかに S 字の曲線を描く緩やかな坂道となっています。このような地形の特性を生かして、表情豊かな街並みを形成します。

○通りのゲートとして、街路樹や落ち着いた街並みと一体感のある交差点を演出する

- ・プラチナ通り両端の交差点周辺においては、プラチナ通りからの見通しに配慮して、プラチナ通りと一体感のある交差点を演出します。

④景観形成基準

<景観形成基準のねらい>

- 街路樹と連続したオープンスペースの緑化による、緑量あふれる街並みの創出
- 上質な街並みとの調和を図り、通りのゲートとしての落ち着きある交差点を演出

<届出対象行為と景観形成基準>

□建築物の建築等

■届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■届出対象規模

プラチナ通りに面する建築物※1	○すべての届出対象行為
上記以外の建築物	○住居系用途地域：高さ15m以上又は延べ面積3,000㎡以上 ○非住居系用途地域：高さ25m以上又は延べ面積3,000㎡以上

※1 プラチナ通りと交差する主要な道路に面する建築物を含む。

■景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	プラチナ通り周辺景観形成特別地区 景観形成基準
配置	☐ プラチナ通りの端部などの主要な交差点の周辺では、交差点に建築物の顔を向けたり、交差点に面してオープンスペースを設けたりするなど、交差点のゲートとしての役割に配慮した建築物の配置とする。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	☐ 外壁の緑化や屋上緑化を積極的に進め、街路樹の緑と調和した、潤いある街並みの演出に努める。 ☐ 色彩は、別表 1（107 ページ）の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、街路樹の緑や周辺の街並みとの調和を図る。 ☐ 屋根、屋上に設備等を設置する場合は、建築物の前面からだけでなく側面からの見え方など、坂道におけるアイレベルの変化も考慮し、建築物と一体的に計画したり、目隠しを設置したりするなど、これらの設備等が露出しないように配慮する。 ☐ 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図り、これらの設備等が露出しないように配慮する。特に、ベランダが通りに面する場合は、ベランダから室外機などが露出しないよう配慮した構造にする。 ☐ プラチナ通りの端部の交差点に面した敷地では、交差点に建築物の顔を向けた正面性の高い形態・意匠とするなど、交差点のゲートとしての役割に配慮した形態・意匠とする。
公開空地 ・ 外構 ・ 緑化等	☐ プラチナ通りの端部の交差点では、通りのゲートとしての役割に配慮し、通り側にオープンスペースを確保し、植栽を施すなど、街路樹の緑とのつながりに配慮した敷地の緑化を図る。

□工作物の建設等

■届出対象行為

- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物の種類と届出規模

工作物の種類	届出規模	
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※1	プラチナ通りに面する工作物※2	○すべての届出対象行為※3
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む)	プラチナ通りに面する工作物※2	○すべての届出対象行為※3
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの	プラチナ通りに面する工作物※2	○すべての届出対象行為※3
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上

※1 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※2 プラチナ通りと交差する主要な道路に面する工作物を含む。

※3 建築基準法第88条に基づき第6条第1項の規定を準用する工作物に限る。

■景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、原則として、建築物の建築等における景観形成基準を準用します。

□開発行為

■届出対象行為

- 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)

■届出対象規模

- 開発区域の面積 500 m²以上

■景観形成基準

開発行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□土地の形質の変更等

■届出対象行為・届出規模

届出行為	届出規模
土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上

■景観形成基準

上記の届出行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□屋外広告物の表示等

区全域に関する事項に加え、下表の配慮事項を適用します。

プラチナ通り周辺景観形成特別地区 屋外広告物の表示等に関する配慮事項
☐ プラチナ通り沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、洗練された通りの雰囲気や街並みと調和するよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。

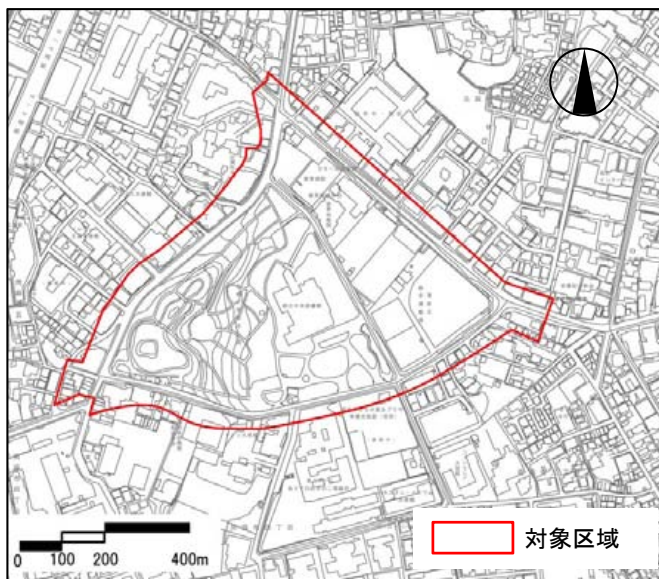
（５）有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区

①地区の景観特性

有栖川宮記念公園は、麻布台地の起伏に富んだ地形を生かした緑豊かな日本庭園です。園内には四季折々の花々が咲き誇り、都心部における貴重な憩いと安らぎの空間として、多くの方々に親しまれています。江戸時代、この地は盛岡南部藩の下屋敷として使われていましたが、1896（明治 29）年に有栖川宮威仁親王の御用地となり、1913（大正 2）年に有栖川宮家が絶えた後は、同家の御祭祀を継いだ高松宮家に継承されました。さらに、1934（昭和 9）年に、有栖川宮を記念して高松宮家から東京市に賜与され、同年 11 月に記念公園として開園しました。その後、北東部を編入し、1975（昭和 50）年に港区に移管されました。

公園周辺には、落ち着いた形態・意匠の建築物が多く、その敷地内にも豊富な植栽が施され、公園の緑と調和した、落ち着きと潤いのある街並みを形成しています。

また、公園南側の南部坂や北西側の木下坂などの由緒ある坂道沿いでは、緩やかに曲がる坂道が醸し出す、変化に富んだ味わいある街並みとなっています。



対象区域※



有栖川宮記念公園の豊かな緑



四季折々の彩りある有栖川宮記念公園



潤いあるオープンスペースの植栽



緑あふれる落ち着いた街並み

※この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（27 都市基交測第 138 号・MMT 利許第 27039 号-72）。無断複製を禁ずる。

②景観形成の目標

有栖川宮記念公園の豊かな緑や、由緒ある坂道を生かした、上品で落ち着いた街並みを育みます。

③景観形成の方針

○都心のオアシスとして親しまれる有栖川宮記念公園の緑と調和した、落ち着いた街並みを育てる

- ・豊かな緑を誇る有栖川宮記念公園は、都心部の潤いあるオアシス的な空間として、多くの方々に親しまれています。そこで、公園の周辺においても、公園の緑との連続性に配慮して、敷地の緑化や街路樹の整備を進め、緑あふれる落ち着いた街並みを育てます。

○由緒ある坂道の起伏を生かし、豊かな風情を感じさせる街並みを育てる

- ・有栖川宮記念公園を取り巻く江戸以来の由緒ある坂道は、地域の歴史を物語る大切な資源であり、このような坂道の起伏は街並みに豊かな表情を与えています。そこで、地域の歩んできた歴史を尊重し、由緒ある坂道の起伏を生かした、変化に富んだ風情ある街並みを育てます。

④景観形成基準

<景観形成基準のねらい>

- オープンスペースの植栽と緑量豊かな公園の緑との連続による、潤いあふれる街並みの育成
- 低彩度の色彩の壁面による、落ち着いた街並みの育成

<届出対象行為と景観形成基準>

□建築物の建築等

■届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■届出対象規模

有栖川宮記念公園 外周道路に面する 建築物 ^{※1}	○すべての届出対象行為
上記以外の建築物	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は延べ面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は延べ面積 3,000 m ² 以上

※1 有栖川宮記念公園外周道路と交差する主要な道路に面する建築物を含む。

■景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区 景観形成基準
配置	□ 公園側に建築物の顔を向けるなど、公園と調和し、圧迫感をできる限り抑えるよう配慮した配置とする。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	□ 色彩は、別表 1（107 ページ）の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、街路樹の緑や周辺の街並みとの調和を図る。 □ 屋根、屋上に設備等を設置する場合は、建築物の前面からだけでなく側面からの見え方など、坂道におけるアイレベル ^{※2} の変化も考慮し、建築物と一体的に計画したり、目隠しを設置したりするなど、これらの設備等が露出しないように配慮する。
公開空地 ・ 外構 ・ 緑化等	□ 敷地の公園側にオープンスペースを確保し、低木から高木までバランスのとれた植栽の配置や、公園の樹種と調和した樹種の選定など、公園の緑との連続性に配慮した敷地の緑化を図る。 □ 外壁の緑化や屋上緑化を積極的に進め、公園の緑との連続性に配慮した、潤いある街並みの演出に努める。

※2 アイレベル：目線（アイ）の高さのこと。

□工作物の建設等

■届出対象行為

○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物の種類と届出規模

工作物の種類	届出規模	
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※ ¹	有栖川宮記念公園外周道路に面する工作物※ ²	○すべての届出対象行為※ ³
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m 以上
昇降機、ウォータースhoot、コースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む)	有栖川宮記念公園外周道路に面する工作物※ ²	○すべての届出対象行為※ ³
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m 以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m 以上又は築造面積 3,000 m ² 以上
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの	有栖川宮記念公園外周道路に面する工作物※ ²	○すべての届出対象行為※ ³
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m 以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m 以上又は築造面積 3,000 m ² 以上

※¹ 架空電線路用並びに電気事業法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第 2 条第 5 項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※² 有栖川宮記念公園外周道路と交差する主要道路に面する工作物を含む。

※³ 建築基準法第 88 条に基づき第 6 条第 1 項の規定を準用する工作物に限る。

■景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、原則として、建築物の建築等における景観形成基準を準用します。

□開発行為

■届出対象行為

○都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)

■届出対象規模

○開発区域の面積 500m² 以上

■景観形成基準

開発行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□土地の形質の変更等

■届出対象行為・届出規模

届出行為	届出規模
土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上

■景観形成基準

上記の届出行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□屋外広告物の表示等

区全域に関する事項に加え、下表の配慮事項を適用します。

有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区 屋外広告物の表示等に関する配慮事項
□ 有栖川宮記念公園の外周道路沿いで屋外広告物を表示・掲出する場合は、周辺の落ち着きある街並みと調和するよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 □ 有栖川宮記念公園の外周道路沿いでは、原則として、屋外広告物を表示・掲出しないよう配慮する。ただし、下記に該当する場合は例外とする。 ・ 公共公益目的、非営利目的、自家用の屋外広告物を表示・掲出する場合 ・ 景観審議会などの意見を聴取した上で、有栖川宮記念公園周辺の落ち着いた街並みを阻害しないと認められる場合 ・ 建築物の背後にある屋外広告物など、有栖川宮記念公園の外周道路から見えない場所に表示・掲出する場合 ・ 東京都屋外広告物条例に基づく許可を受けずに表示・掲出できる広告物の場合

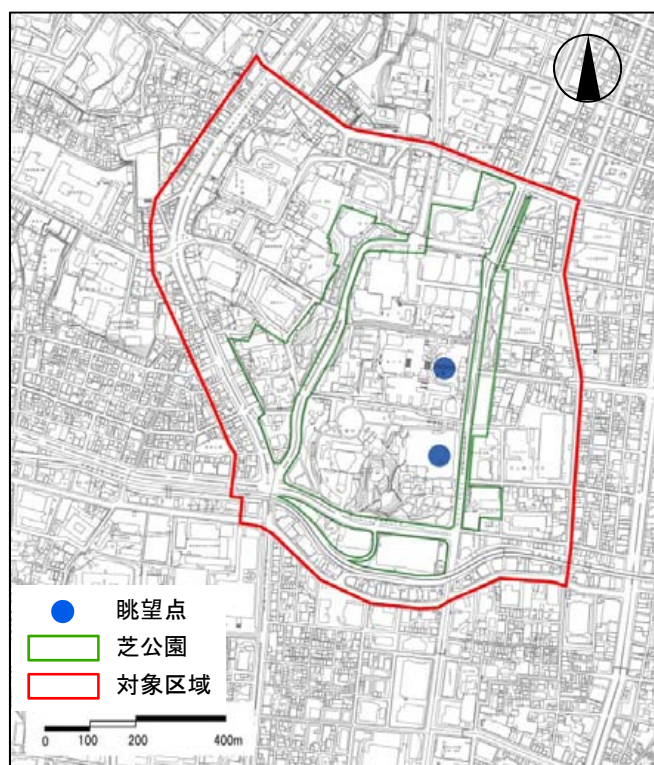
（６）芝公園周辺景観形成特別地区

①地区の景観特性

芝公園は、1873（明治 6）年に開園した、東京都内でも上野恩賜公園などと並ぶ歴史ある公園です。当初は増上寺の境内を含む広い公園でしたが、戦後、境内の部分が除かれ、環状の公園になりました。園内には、歴史の古い公園らしく、クスノキ、ケヤキ、イチョウなどの大木がところどころにあります。

地区内には、公園のスポーツ施設や散策路のほか、ホテル、図書館などの施設が点在し、また、三解脱門をはじめとする増上寺関連の文化財や、前方後円墳である芝丸山古墳などの歴史資源も豊富にあります。

環状の公園とその内側には、緑に囲まれたオープンスペースが広がり、都心のオアシスとして、増上寺等への観光客だけでなく、近隣住民の憩いの場、レクリエーションの場として親しまれています。また、このようなオープンスペースでは、都心部では貴重な開放感と安らぎのある眺望を楽しむことができます。



対象区域※



公園内のオープンスペースからの眺望



増上寺前からの眺望



公園内に点在する歴史的資源（三解脱門）

※この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（27 都市基交測第 138 号・MMT 利許第 27039 号-72）。無断複製を禁ずる。

②景観形成の目標

緑に囲まれた公園内のオープンスペースから望む、安らぎある眺望景観を育みます。

③景観形成の方針

○芝公園の内側を視点場として、空と緑が映える安らぎの景観を守る

- ・芝公園周辺に立地し、芝公園及びそれより内側から見える建築物等を対象として、その色彩や屋外広告物、屋上設備などを適切に誘導し、公園の持つ歴史的・文化的景観を保全・形成します。

④景観形成基準

<景観形成基準のねらい>

- 主に高さ 20mを超える範囲について、形態・意匠の配慮による、芝公園の内側からの良好な眺望の保全

<届出対象行為と景観形成基準>

□建築物の建築等

■届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■届出対象規模

- 高さ 20m以上※

※ 高さ 20m未満の届出対象規模に該当しない建築物においても、一般地域の届出対象規模に該当する建築物は届出が必要となる。その場合は、一般地域の景観形成基準を適用する。

■景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	芝公園周辺景観形成特別地区 景観形成基準
高さ ・ 規模	□ 主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、芝公園及びそれより内側からの開放感のある眺望や東京タワーへの見通しを阻害する高さや規模とならないように配慮する。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	□ 芝公園及びそれより内側からの眺望に配慮し、建築物全体のバランス及び隣接する建築物等と調和した形態意匠とする。 □ 建築物の頂部は、公園外周部の樹木が形成するスカイラインとの調和を図り、突出した形状を避ける。 □ 色彩は、別表 1（107 ページ）の色彩基準に適合するとともに、芝公園及びそれより内側からの開放感ある眺望や東京タワーへの見通しに配慮し、周辺景観との調和を図る。
公開空地 ・ 外構 ・ 緑化等	□ 敷地にはオープンスペースを確保し、公園の樹種と調和した植栽を施すなど、公園の緑との連続性に配慮する。 □ 外壁の緑化や屋上緑化を積極的に進め、芝公園及びそれより内側からの眺望に配慮した、潤いある街並みの演出に努める。

□工作物の建設等

■届出対象行為

○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物の種類と届出規模

工作物の種類	届出規模
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※1	高さ 20m以上
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）	高さ 20m以上
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの	高さ 20m以上

※1 架空電線路用並びに電気事業法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第 2 条第 5 項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※ 高さ 20m 未満の届出対象規模に該当しない工作物においても、一般地域の届出対象規模に該当する建築物は届出が必要となる。その場合は、一般地域の景観形成基準を適用する。

■景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、原則として、建築物の建築等における景観形成基準を準用します。

□開発行為

■届出対象行為

○都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）

■届出対象規模

○開発区域の面積 500m² 以上

■景観形成基準

開発行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□土地の形質の変更等

■届出対象行為・届出規模

届出行為	届出規模
土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上

■景観形成基準

上記の届出行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□屋外広告物の表示等

区全域に関する事項に加え、下表の配慮事項を適用します。

芝公園周辺景観形成特別地区 屋外広告物の表示等に関する配慮事項
☐ 芝公園周辺において屋外広告物を表示・掲出する場合は、周辺の景観と調和した低彩度の色彩を基本とし、低明度の色彩は避けるよう配慮する。

（７）神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区

①地区の景観特性

神宮外苑銀杏並木は、明治神宮外苑の造成に先立つ 1923（大正 12）年に、銀杏並木の植樹が行われました。聖徳記念絵画館をアイストップとして、青山通りの外苑入り口から銀杏並木越しに見る景観は、首都・東京を代表する風景のひとつとして広く親しまれています。

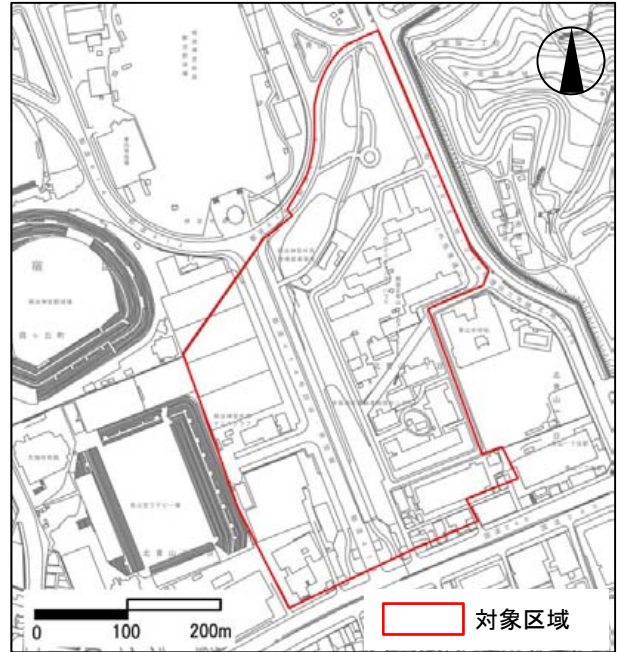
両側に 4 列ずつ植栽された銀杏並木は、長年にわたる手入れによって樹形が整えられ、遠近法を活用した風格ある景観と、若葉、青葉、黄葉、裸木など、四季折々の美しさで、訪れる人々を楽しませています。

片側 4 列の並木は、歩道の両側に 2 列ずつ整えられ、緑量豊かな銀杏の葉で囲まれた緑のトンネルはたいへん美しく、銀杏の葉が黄色く色づく季節には、落ち葉が路面に降り積もり、四季の中でも特に人々に親しまれています。

歩道沿いには、落ち着いた色彩、デザインのベンチが一定間隔で設置され、また、植栽帯を区分する柵は偽木の支柱とロープを使用するなど、銀杏並木との調和に対する配慮が見られます。

銀杏並木の入り口には、旧明治神宮外苑競技場の遺構である石垣が残され、石材による舗装や植栽などとともに、周辺の青山通りの沿道とは異なり、緑と潤い、ゆとりの感じられる場所となっています。

東京都景観計画では、青山二丁目交差点を眺望点として、聖徳記念絵画館の眺望を保全するため、絵画館の背景に建つ大規模建築物について、眺望を阻害することのないよう規制・誘導が行われています。



対象区域※



銀杏並木沿いのオープンテラス



四季折々の美しさで
人々を楽しませる銀杏並木



銀杏並木に囲まれた歩道空間

※この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（27 都市基交測第 138 号・MMT 利許第 27039 号-72）。無断複製を禁ずる。

②景観形成の目標

銀杏並木が演出する、四季の彩りと風格ある眺望景観を保全します。

③景観形成の方針

○聖徳記念絵画館の風格を際立たせる銀杏並木のスカイラインを守る

- ・聖徳記念絵画館をシンボルとして、銀杏並木が空に連なり、美しく映える景観を将来にわたって残すため、眺望点（青山二丁目交差点）から銀杏並木上部に建築物等が突出することを避け、並木のスカイラインを守ります。

○並木の公園として、ゆったりとくつろぎ、心地よく歩ける空間を創出する

- ・歩道からみてトンネル状となる銀杏並木は、四季折々の豊かな表情で人々を楽しませる質の高い空間となっています。そのため、美しい並木の風景と既存の店舗等のデザインや色彩を調和させるとともに、並木や植栽、路面等の適正な維持管理をトータルに行うことで、人々がゆったりとくつろぎ、心地よく歩ける空間を創出します。

○銀杏並木のゲートとしての風格を備えた交差点を演出する

- ・青山二丁目交差点は、東京を代表する美しい銀杏並木の入り口として、多くの人々が訪れる場所になっています。そのため、並木の風格や豊かな緑の連続を生かしながら、青山通りの景観整備と連携しつつ、周囲の建築物、屋外広告物等を一体的に誘導し、魅力ある交差点の空間を演出します。

④景観形成基準

＜景観形成基準のねらい＞

- 銀杏並木の高さに配慮した建築物の高さの誘導による、風格ある並木のスカイラインの育成
- 交差点部での、銀杏並木と調和した色彩の使用による、四季の彩りを生かした街並みの創出

＜届出対象行為と景観形成基準＞

□建築物の建築等

■届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■届出対象規模

- すべての届出対象行為

■景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区 景観形成基準
配置	□ 神宮外苑銀杏並木に面する敷地では、道路との敷地境界線から壁面を後退させるなど、銀杏並木や交差点部の石垣に配慮した建築物の配置とする。
高さ ・ 規模	□ 銀杏並木のスカイラインを阻害することのないよう、高さは、青山二丁目交差点を眺望点として、銀杏並木の上部から突出しないように配慮する。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	□ 青山二丁目交差点及び青山通りに面する建築物は、交差点及び青山通りに建築物の顔を向け、銀杏並木と調和に配慮しつつ、風格ある交差点の表情をつくることを意識した形態・意匠とする。 □ 神宮外苑銀杏並木に面する建築物は、銀杏並木や石垣などと調和した形態・意匠とする。 □ 色彩は、別表 1（107 ページ）の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控え、銀杏並木や植栽の緑との調和を図る。
公開空地 ・ 外構 ・ 緑化等	□ 銀杏並木や青山通りの公共空間と連続したオープンスペースにおいては、段差のない開放的な空間となるよう配慮する。

□工作物の建設等

■届出対象行為

- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物の種類と届出規模

工作物の種類	届出規模
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※ ¹	すべての届出対象行為※ ²
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）	すべての届出対象行為※ ²
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの	すべての届出対象行為※ ²

※¹ 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※² 建築基準法第88条に基づき第6条第1項の規定を準用する工作物に限る。

■景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、原則として、建築物の建築等における景観形成基準を準用します。

□開発行為

■届出対象行為

- 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）

■届出対象規模

- 開発区域の面積 500m² 以上

■景観形成基準

開発行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□土地の形質の変更等

■届出対象行為・届出規模

届出行為	届出規模
土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上

■景観形成基準

上記の届出行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□屋外広告物の表示等

区全域に関する事項に加え、下表の配慮事項を適用します。

神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区 屋外広告物の表示等に関する配慮事項

- 神宮外苑銀杏並木周辺において建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、銀杏並木と調和するよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。
- 建築物の屋上に設置する屋外広告物は、周辺の建築物群のスカイラインを著しく変化させることのないよう、規模や高さ等について配慮する。
- 青山二丁目交差点を眺望点として、銀杏並木の上部に見える部分には、原則として、屋外広告物を表示・掲出しないよう配慮する。ただし、下記に該当する場合は例外とする。
 - ・ 公共公益目的、非営利目的、自家用の屋外広告物を表示・掲出する場合
 - ・ 景観審議会などの意見を聴取した上で、銀杏並木の景観を阻害しないと認められる場合
 - ・ 東京都屋外広告物条例に基づく許可を受けずに表示・掲出できる広告物の場合

（８）環状２号線周辺景観形成特別地区

①地区の景観特性

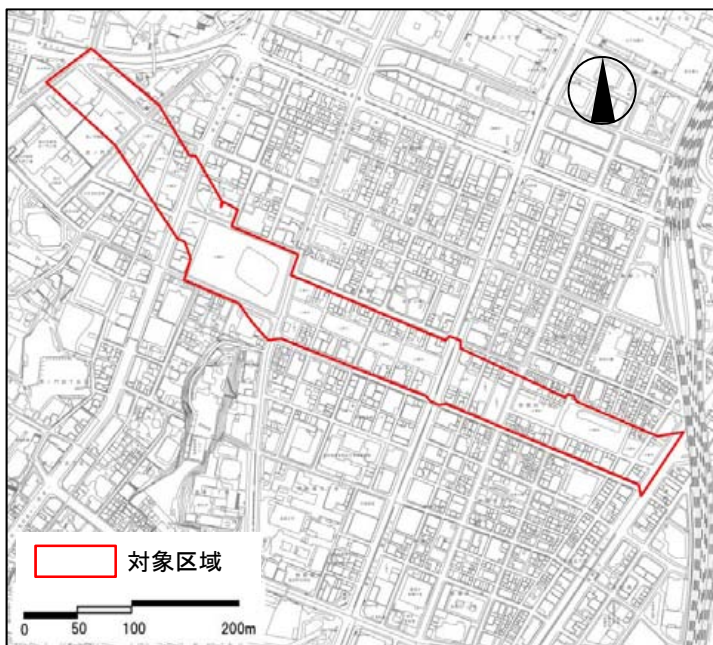
環状２号線周辺景観形成特別地区は、ビジネスの拠点となる商業・業務機能が集積する地域である一方、愛宕山や寺社等の豊かな緑に隣接するなど、様々な地域特性が複合的に組み合わせり、旧来からの居住機能とともに市街地が形成されるエリアです。

環状２号線は、東京都心と臨海地域を結ぶ重要な幹線道路として、平成２６年３月に外堀通り～第一京浜までの約１.４kmの区間が開通しました。愛宕下通りから赤レンガ通り間の地上部道路は、総幅員が４０ｍで、片側１車線ずつの車道と、最大幅員１３ｍの歩道及び自転車道で構成されており、今後予定されている

本格整備により歩道内には四季を感じる街路樹による緑豊かな空間が形成されます。

本地区は、区で「環状２号線周辺地区まちづくりガイドライン」（平成２４年３月）を策定し、飲食店舗等のにぎわい施設を誘導することを方策として掲げるとともに、「街並み再生方針」（平成２５年３月）において、建築物の１階部分へにぎわい施設を導入することとしています。さらに、平成２７年２月に変更した「環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画」において、街並み再生方針に示す内容と整合を図る形で建築物の用途制限を行っています。

また本地区では「都市再生整備計画」（Ｈ26.3）に基づき、地権者等で組織されたエリアマネジメント協議会が中心となって、オープンカフェの設置など、道路の利活用及びにぎわいある空間の創出が進められています。



対象区域※



建替えが進む環状２号線周辺（現状）



地上部道路と沿道建築物の将来イメージ

※この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（27 都市基交測第 138 号・MMT 利許第 27039 号-72）。無断複製を禁ずる。

②景観形成の目標

建築物の更新や街区再編等の機会をとらえ、新たな緑の軸となる道路と沿道の建築物等との一体的な景観形成を進め、次世代の東京の顔となるシンボルストリートにふさわしい品格とにぎわいのある街並みを育みます。

③景観形成の方針

○次世代の東京の顔となるシンボルストリートにふさわしい品格ある街並みを創出する

- ・次世代の東京の顔となるシンボルストリートとして、統一感と活気のある街並みとなるように、エリアマネジメントによるにぎわいの創出や道路空間との一体性、周辺の建築物との協調により、品格のある街並みを創出します。

○憩いとにぎわいを感じる、歩いて楽しい街並みを育てる

- ・広幅員の歩道を生かして、街路樹と調和した豊かな緑やオープンカフェの設置による憩いとにぎわいの場を創出するとともに、色彩の自由度を効果的に拡充することで、建築物の低層部における表情づくりを誘導し、歩いて楽しくなる街並みを創出します。

④景観形成基準

<景観形成基準のねらい>

- 建築物の壁面の位置や高さ等に配慮することによる、統一感のある街並みの創出
- 遠景と近景を意識した色彩の使用による、品格と活気ある街並みの創出
- 緑の骨格を形成する、街路樹等と調和した緑化や建築物の壁面等を生かした緑豊かな街並みの創出
- にぎわいのある建築物低層部や一体性に配慮した屋外広告物による、魅力的な街並みの創出

<届出対象行為と景観形成基準>

□建築物の建築等

■届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■届出対象規模

環状2号線に面する建築物 ^{※1}	○すべての届出対象行為
上記以外の建築物	○住居系用途地域：高さ15m以上又は延べ面積3,000㎡以上 ○非住居系用途地域：高さ25m以上又は延べ面積3,000㎡以上

※1 環状2号線と交差する主要な道路に面する建築物を含む。

■景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	環状2号線周辺景観形成特別地区 景観形成基準
配置	☐ 環状2号線に面する建築物の配置は、壁面線を連続させるなど、統一感のある街並みの形成に配慮する。
高さ・規模	☐ 環状2号線に面する建築物の高さは、通りからの見え方を検討し、魅力的なスカイラインの形成に配慮する。
形態・意匠・色彩	☐ 環状2号線に面する建築物の低層部は、極力開口部の面積を大きくして透過性のある素材を使用するなど、にぎわいの表出に配慮する。 ☐ 環状2号線に面する部分は、照明やディスプレイウィンドウの活用、シャッターのシースルー化など、夜間の通りのにぎわいの演出に努める。 ☐ 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図り、これらの設備等が露出しないよう配慮する。特に、バルコニーが通りに面する場合は、バルコニーの室外機が直接見えないよう目隠し等による修景を行う。 ☐ 形態・意匠は周辺から突出した印象を与えないよう、建築物全体及び隣接する建築物等とのバランス、虎ノ門や汐留への見通しに配慮する。 ☐ 環状2号線から見える建築物の外壁は、環状2号線に面する側以外の面についても、素材や意匠に配慮する。 ☐ 環状2号線と交差する道路側の形態・意匠・色彩について、可能な限り環状2号線に面する部分と同様の配慮や工夫を行うことにより、環状2号線を中心とした周辺地域全体ににぎわいが広がるよう努める。 ☐ 色彩は、別表1（107 ページ）の色彩基準に適合するとともに、品格とにぎわいのある街並みを創出するような色彩を基本とする。なお、建築物の低層部に石材などの自然素材（自然石のほか、木材、タイルやレンガなど）を使用する場合は、色彩基準によらないことができる。 ☐ 外壁のアクセントとして用いる色彩に高彩度の色彩を使用する場合は、建築物全体のデザインとの一体性を意識し、使用範囲の工夫や明度の調整などにより、街並みを阻害することのないよう配慮する。 ☐ 複数の日よけテント等を設置する場合は、できるだけ色相や色調を揃える。
公開空地・外構・緑化等	☐ 照明は、心地よい歩行空間の創出に配慮し、過度な明るさとならないよう使用範囲や光量を工夫する。 ☐ 隣接する愛宕神社や日比谷公園からつながる緑の軸を形成するため、オープンスペースには緑量ある中高木を植栽するなど、緑の連続性を確保する。 ☐ 環状2号線に面する建築物は、街路樹の緑とのつながりや歩行者からの見え方に配慮し、壁面緑化など積極的な緑の創出に努める。

□工作物の建設等

■届出対象行為

○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物の種類と届出規模

工作物の種類	届出規模	
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※ ¹	環状2号線に面する工作物※ ²	○すべての届出対象行為※ ³
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ15m以上 ○非住居系用途地域：高さ25m以上
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む)	環状2号線に面する工作物※ ²	○すべての届出対象行為※ ³
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ15m以上又は築造面積3,000㎡以上 ○非住居系用途地域：高さ25m以上又は築造面積3,000㎡以上
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの	環状2号線に面する工作物※ ²	○すべての届出対象行為※ ³
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ15m以上又は築造面積3,000㎡以上 ○非住居系用途地域：高さ25m以上又は築造面積3,000㎡以上

※¹ 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※² 環状2号線と交差する主要な道路に面する工作物を含む。

※³ 建築基準法第88条に基づき第6条第1項の規定を準用する工作物に限る。

■景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、原則として、建築物の建築等における景観形成基準を準用します。

□開発行為

■届出対象行為

○都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）

■届出対象規模

○開発区域の面積 500m² 以上

■景観形成基準

開発行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□土地の形質の変更等

■届出対象行為・届出規模

届出行為	届出規模
土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上

■景観形成基準

上記の届出行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□屋外広告物の表示等

区全域に関する事項に加え、下表の配慮事項を適用します。

環状2号線周辺景観形成特別地区 屋外広告物の表示等に関する配慮事項
☐ 環状2号線に面する建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、シンボルストリートとして統一感ある沿道景観が確保されるよう、低層部にまとめ、規模、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。
☐ 屋上広告物は、シンボルストリートとしての周辺景観に配慮して、設置は控える。

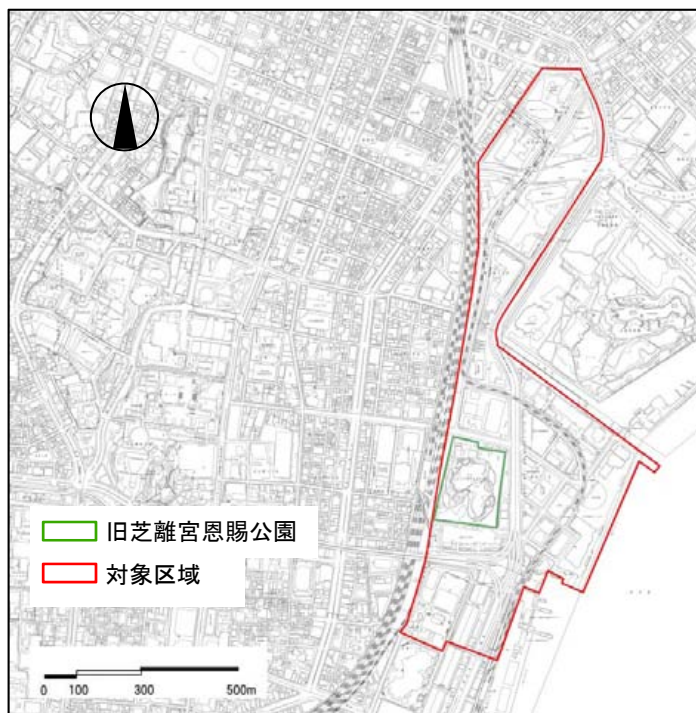
（９）浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区

①地区の景観特性

浜離宮恩賜庭園は、国の特別名勝及び特別史跡に指定され、海水が出入りする潮入りの池を持つ江戸時代の代表的な大名庭園です。もとは、将軍家の鷹狩場でしたが、幾多の変遷を経て、11代将軍家斉のときにほぼ現在の姿となりました。また、旧芝離宮恩賜庭園は、国の名勝に指定されている典型的な回遊式泉水庭園で、江戸初期に老中大久保忠朝の邸地となり、大名庭園が作庭されました。

これらの庭園は、都心部では貴重な開放感と安らぎを得られる空間を提供し、回遊しながら眺望を楽しむことのできる魅力ある歴史的な景観資源となっています。

今後は、庭園の魅力をさらに向上させていくとともに、国際的な景観資源として、庭園内部とその背景を含めた眺望を保全し、歴史的・文化的な景観を次代へと伝えていく必要があります。



対象区域※



旧芝離宮恩賜庭園からの眺望



四季の彩りある旧芝離宮恩賜庭園



落ち着きと風格のある庭園の様子

※この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（27 都市基交測第 138 号・MMT 利許第 27039 号-72）。無断複製を禁ずる。

②景観形成の目標

国際的な観光資源としてふさわしい、歴史的・文化的な庭園からの眺望景観を保全します。

③景観形成の方針

○庭園周辺の景観誘導により、庭園内からの眺望を保全、継承する

- ・庭園周辺に立地し、庭園の内部から見える建築物等を対象として、その配置や色彩などを適切に誘導し、庭園の持つ歴史的・文化的景観を保全、継承します。

○屋外広告物の規制により、庭園の持つ歴史的・文化的景観を保全、継承する

- ・庭園周辺において、庭園の内部から見える箇所に屋外広告物を表示することを規制し、庭園の持つ歴史的・文化的景観を保全、継承します。

④景観形成基準

<景観形成基準のねらい>

○主に高さ 20mを超える範囲について、建築物や屋外広告物の適切な規制・誘導による、庭園内部からの眺望の保全

<届出対象行為と景観形成基準>

□建築物の建築等

■届出対象行為

○建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■届出対象規模

○高さ 20m以上※

※高さ 20m未満の届出対象規模に該当しない建築物においても、一般地域の届出対象規模に該当する建築物は届出が必要となる。その場合は、一般地域の景観形成基準を適用する。

■景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区 景観形成基準
配置	□ 隣地間隔や隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにする。 □ 敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。
高さ・規模	□ 庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。 □ 庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画する。
形態・意匠・色彩	□ 建築物全体及び隣接する建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。 □ 色彩は、別表1（107 ページ）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 □ 屋根、屋上に設備がある場合、庭園側に露出させないようにする。 □ バルコニーや設備などは、建築物本体との調和を図る。 □ 窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しない。
公開空地・外構・緑化等	□ 夜間の景観を検討し、過度な照明を庭園側に向けない。 □ 敷地外周部は緑化を図り、庭園の緑との連続性を確保し、潤いのある空間を創出する。 □ 緑化にあたっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定する。 □ 対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにする。
屋根屋上	□ 屋上緑化や壁面緑化を行い、都市における緑の創出に積極的に寄与する。 □ 突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとする。

□工作物の建設等

■届出対象行為

- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物の種類と届出規模

工作物の種類	届出規模
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※1	高さ 20m以上
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）	高さ 20m以上
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの	高さ 20m以上

※1 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※ 高さ 20m未満の届出対象規模に該当しない工作物においても、一般地域の届出対象規模に該当する建築物は届出が必要となる。その場合は、一般地域の景観形成基準を適用する。

■景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区 景観形成基準
高さ ・ 規模	☐ 庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	☐ 色彩は、別表1（107 ページ）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 ☐ 庭園景観に調和した落ち着いたものとし、突出した形態・意匠を避ける。

□開発行為

■届出対象行為

- 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）

■届出対象規模

- 開発区域の面積 500m² 以上

■景観形成基準

開発行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□土地の形質の変更等

■届出対象行為・届出規模

届出行為	届出規模
土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上
水面の埋立て又は干拓	造成面積 15ha 以上

■景観形成基準

上記の届出行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□屋外広告物の表示等

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項は、区全域に関する事項に加え、下表の事項を適用します。

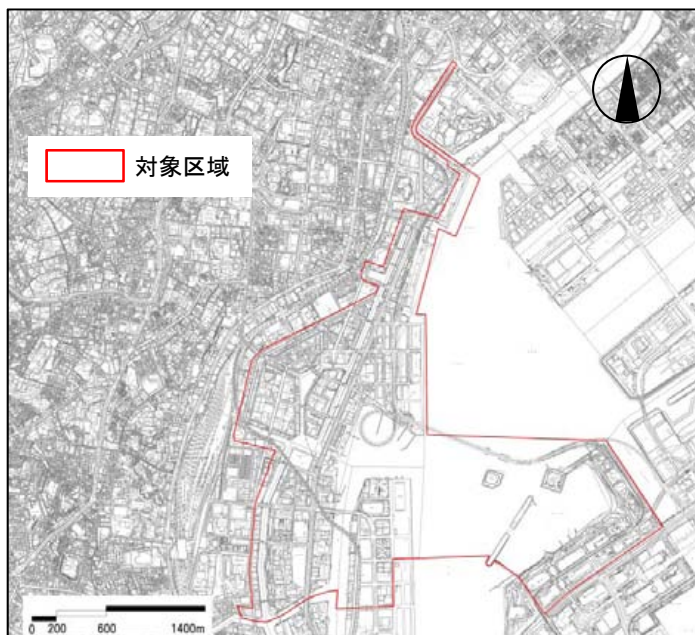
浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区 屋外広告物の表示等の制限に関する事項													
☐ 浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区では、地盤面から 20m 以上の部分においては、次の屋外広告物に限り、表示・掲出できる。ただし、表示・掲出にあたっては、下表に定める基準による。 ・自家用の屋外広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など） ・公共公益目的の屋外広告物 ・非営利目的の屋外広告物													
区分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	☐ 地盤面から 20m 以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。												
建物壁面の広告物	☐ 地盤面から 20m 以上の部分では、広告物に光源を使用しない。												
広告物の色彩	☐ 建物の壁面のうち、高さ 20m 以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table> <tr> <th>【色相】</th><th>【彩度】</th></tr> <tr> <td>0. 1R ～ 10R</td><td>→ 5 以下</td></tr> <tr> <td>0. 1YR ～ 5Y</td><td>→ 6 以下</td></tr> <tr> <td>5. 1Y ～ 10G</td><td>→ 4 以下</td></tr> <tr> <td>0. 1BG ～ 10B</td><td>→ 3 以下</td></tr> <tr> <td>0. 1PB ～ 10RP</td><td>→ 4 以下</td></tr> </table>	【色相】	【彩度】	0. 1R ～ 10R	→ 5 以下	0. 1YR ～ 5Y	→ 6 以下	5. 1Y ～ 10G	→ 4 以下	0. 1BG ～ 10B	→ 3 以下	0. 1PB ～ 10RP	→ 4 以下
【色相】	【彩度】												
0. 1R ～ 10R	→ 5 以下												
0. 1YR ～ 5Y	→ 6 以下												
5. 1Y ～ 10G	→ 4 以下												
0. 1BG ～ 10B	→ 3 以下												
0. 1PB ～ 10RP	→ 4 以下												
表示等の制限の例外	☐ 建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。												

（10）水辺景観形成特別地区

①地区の景観特性

臨海部の水辺空間は、暮らしに憩いと潤いを与える貴重な存在です。また、水辺に開かれた開放的な景観や、水域から望む陸域の景観は、区民だけでなく、港区に訪れる人々にとっても、たいへん印象的で魅力的な景観です。

今後は、水辺を活用した観光まちづくりの取組や、観光資源としての水辺再生に向けた取組など、観光施策等との連携を図りながら、良好な景観形成を図り、水辺空間の魅力向上を進めていく必要があります。



対象区域※



多くの人で賑わうお台場海浜公園



台場から望む芝浦



季節の彩りある新芝運河



開放感のある高浜運河

※この地図は東京都縮尺 1/2, 500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（27 都市基交測第 138 号・MMT 利許第 27039 号-72）。無断複製を禁ずる。

②景観形成の目標

運河沿いの散策路や海辺の観光スポットを移動しながら景色の変化を楽しめる、印象的で魅力的な水辺景観を育みます。

③景観形成の方針

○東京の玄関口として新しい時代にふさわしい景観を形成する

- ・良好な交通アクセスと広大な海、後背地からなる都心景観を生かし、東京の玄関口としてふさわしい風格ある景観を形成します。また、臨海部の立地特性を生かして、積極的に東京の新たな景観を形成します。

○貴重な海辺景観を保全、活用する

- ・人々が、臨海部をより身近な存在と感じ、都市と海が融合した豊かな景観を楽しめるよう、海や運河などの水域と陸域、そして都心とが一体となった景観を遠景・中景・近景として見せる視点場とパブリックアクセスを設けるよう努める。また、水辺の散策路や水上バスなど、水辺や水域からの視点に配慮し、水辺空間を生かした開放感のある景観を形成します。

○歴史的景観資源等を生かした景観を形成する

- ・臨海部には、台場などの歴史的景観資源のほか、橋梁や運河など、景観資源となる構造物等もある。臨海部の計画づくりにあたっては、ランドマークとして生かし、より優れた景観を創り出すよう努めます。

○臨海部の街並みに調和した広告景観を形成する

- ・屋外広告物は、水辺や背後の街並みとの調和に配慮した表示・掲出とし、開放的で、潤いのある水辺空間を生かした景観を形成します。また、屋外広告物の光源は、原則として建築物の低層部に使用し、夜間において、商業施設を中心とするにぎわいを創出し、また散策路等沿いの水面に映る光を楽しめるような、魅力ある景観を形成します。

○地域のまちづくりや景観づくりとの連携

- ・臨海副都心では、まちづくりガイドラインや広告協定を定めて、独自のルールにより景観誘導が行われています。臨海部の景観形成を進めるにあたっては、これらのルールに基づき、より良い景観形成となるよう努めます。

④景観形成基準

<景観形成基準のねらい>

○建築物や屋外広告物の適切な規制・誘導による、印象的で魅力的な水辺空間の創出

<届出対象行為と景観形成基準>

□建築物の建築等

■届出対象行為

○建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■届出対象規模

○高さ 15m以上又は延べ面積 3,000m²以上

■景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	水辺景観形成特別地区 景観形成基準
配置	□ 水辺に面する建築物の間口の長さに配慮し、水域側にオープンスペースを設けるなど、水域から見て圧迫感を軽減する配置とする。 □ 壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮するとともに、水辺の開放感が得られる配置とする。 □ 水域にも建築物の顔を向けた配置とする。 □ 敷地内や周辺に歴史的資源や残すべき自然がある場合は、これらを生かした配置とする。
高さ ・ 規模	□ 高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図る。 □ 水域や周辺の主要な眺望点（対岸、公園、橋梁など）からの見え方に配慮した規模とする。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	□ 形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、水辺沿いや沿道の街並みとの調和や連続性を確保する。 □ 色彩は、別表 1（107 ページ）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 □ 後背地から水域への見通し、水辺空間の開放感に配慮した形態とする。
公開空地 ・ 外構 ・ 緑化等	□ 水辺に接続するオープンスペースや水辺空間に開かれた視点場を確保し、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮して一体的な空間とする。 □ 敷地と水辺又は道路の境界は、開放性のあるものにする。 □ 夜のにぎわいを演出する、ライトアップを行うなど、周辺状況に応じた夜間の景観に配慮する。特に、敷地が水辺に接する場合は、水面に映り込む光の演出やランドマークとなる施設のライトアップなどの実施により、水辺空間の夜間景観の形成を図る。 □ ベンチや照明灯などの施設は、地域の中での統一性に配慮する。 □ 外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、水辺沿いや沿道の街並みとの調和や連続性を確保した色調や素材とする。

□工作物の建設等

■届出対象行為

○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物の種類と届出規模

工作物の種類	届出規模
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※1	高さ 15m以上
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）	高さ 15m以上又は 築造面積 3,000 m ² 以上
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの	高さ 15m以上又は 築造面積 3,000 m ² 以上
橋梁その他これに類する工作物で運河などを横断するもの	すべての 届出対象行為

※1 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

■景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	水辺景観形成特別地区 景観形成基準
配置	□ 水域の自然特性を生かした配置とする。
規模	□ 臨海部の主要な眺望点（公園、ふ頭など）から見たときに、圧迫感を感じさせないように、隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	□ 形態・意匠は突出したものを避け、水辺の景観や沿道の街並みとの調和、連続性を確保する。 □ 色彩は、別表1（107 ページ）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。（ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。）
公開空地 ・ 外構 ・ 緑化等	□ 水辺空間に接続するオープンスペースを確保するよう工夫する。 □ 敷地と水域の境界部に設置する塀や柵は、できる限り開放性のあるものとする。

□開発行為

■届出対象行為

○都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）

■届出対象規模

○開発区域の面積 500m² 以上

■景観形成基準

開発行為における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	景観形成基準
土地利用	☐ 臨海部の海や水辺の景観特性を考慮した土地利用計画とする。 ☐ 水域沿いのオープンスペースや散策路の連続性をもたせた土地利用計画とする。 ☐ 歴史的な景観資源や残すべき自然がある場合には、これらを生かした区画となるよう工夫する。 ☐ 水域に面して建築物の大壁面が生じないように区画を工夫する。
造成等	☐ 大規模な法面や擁壁をできる限り生じさせないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、植栽など修景のための必要な措置を講じる。

□土地の形質の変更等

■届出対象行為・届出規模

届出行為	届出規模
土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上
水面の埋立て又は干拓	造成面積 15ha 以上

■景観形成基準

上記の届出行為における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	景観形成基準
造成等	☐ 埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等を工夫する。 ☐ 法面が生じる場合は、緑化を図るなど、臨海部全体の環境や景観との調和を図る。

□屋外広告物の表示等

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項は、区全域に関する事項に加え、下表の事項を適用します。

水辺景観形成特別地区 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

- 屋外広告物の表示・掲出に関する基準は、以下に示すとおりとする。ただし、広告協定地区（臨海部）における広告物は、臨海副都心広告協定に定められたルールによる。

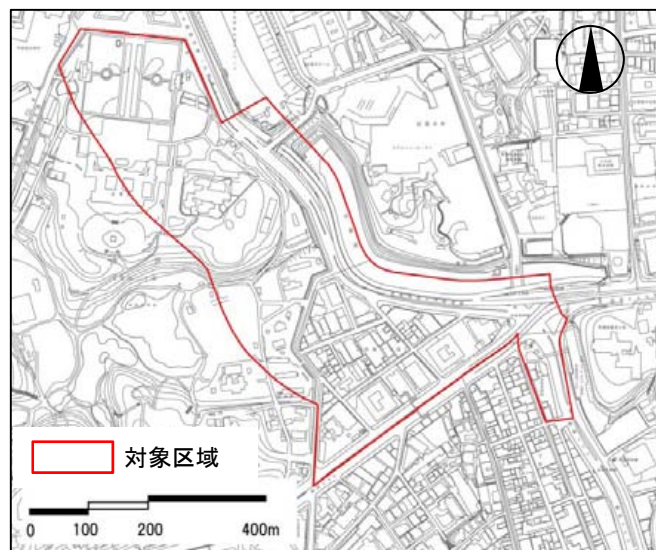
区分	表示等の制限に関する事項																								
屋上設置の広告物	☐ 建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。																								
建物壁面の広告物	☐ 広告物の光源に、赤色又は黄色を使用しない。 ☐ 光源は点滅させない。																								
広告物の色彩	☐ 建物の壁面のうち、高さ 10m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table><thead><tr><th colspan="2">【色相】</th><th colspan="2">【彩度】</th></tr></thead><tbody><tr><td>0. 1R</td><td>～ 10R</td><td>→</td><td>5 以下</td></tr><tr><td>0. 1YR</td><td>～ 5Y</td><td>→</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>5. 1Y</td><td>～ 10G</td><td>→</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>0. 1BG</td><td>～ 10B</td><td>→</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>0. 1PB</td><td>～ 10RP</td><td>→</td><td>4 以下</td></tr></tbody></table>	【色相】		【彩度】		0. 1R	～ 10R	→	5 以下	0. 1YR	～ 5Y	→	6 以下	5. 1Y	～ 10G	→	4 以下	0. 1BG	～ 10B	→	3 以下	0. 1PB	～ 10RP	→	4 以下
【色相】		【彩度】																							
0. 1R	～ 10R	→	5 以下																						
0. 1YR	～ 5Y	→	6 以下																						
5. 1Y	～ 10G	→	4 以下																						
0. 1BG	～ 10B	→	3 以下																						
0. 1PB	～ 10RP	→	4 以下																						
表示等の制限の例外	☐ 許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。 ☐ この基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。																								

(11) 外濠周辺景観形成特別地区

①地区の景観特性

国史跡指定を受ける外濠とその周辺からなる本地区では、江戸時代から継承される歴史的資源である濠に橋や鉄道、道路などの近代以降の要素が加わり、重層的な都市景観が形成されています。また、外濠は大都市の貴重な水辺空間であり、その豊富な緑は隣接する赤坂御所の緑と一体となって潤いのある景観を形成しています。

外濠にかかる喰違土橋や弁慶橋、外堀通りや国道 246 号などの外濠に向かう道路からは郭内の緑と開放的な空間が視認でき、人々の心を和ませています。



対象区域※



外濠



弁慶橋からの眺め



喰違土橋からの眺め



外堀通り（赤坂見附交差点以南）からの眺望

※この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（27 都市基交測第 138 号・MMT 利許第 27039 号-72）。無断複製を禁ずる。

②景観形成の目標

外濠の歴史・自然景観を保全するとともに、外濠とその周辺の一体感を感じられる街並みの形成や、主要な橋、道路からの外濠への眺望景観を保全します。

③景観形成の方針

○歴史的資源に配慮した景観を守り、育てる

- ・本地区周辺には、赤坂見附跡や旧紀州藩徳川家上屋敷であった赤坂御用地、紀伊国坂、外濠沿岸の石垣など、外濠周辺の歴史を伝える資源が点在しています。こうした資源の歴史的な雰囲気と調和した建築物を誘導することにより、外濠の歴史を感じることできる環境を保全し、外濠と一体となった街並みを育てます。

○水辺や緑と一体となった、外濠らしい景観を守り、育てる

- ・喰違土橋くいちがいとばしや弁慶橋、遊歩道を中心とする外濠沿いの歩行者空間は、水辺の潤いと四季の変化を感じられる親水空間となっています。良好な外濠周辺の親水空間を保全、創出するため、外堀通りの景観整備や歩行空間の整備、外濠及び郭内からの眺望や水辺と緑の連続性、一体性に配慮した建築物群の景観誘導により外濠らしい街並みを育てます。

○外濠への眺めを意識した潤いと開放感を感じられる景観を育てる

- ・本地区は、鉄道駅や道路が交差する交通結節点にあり、周辺の市街地には、高層ビルが建ち並ぶ景観が形成されています。また、こうした都市的景観の中にありながら、外濠に面した外堀通りからは、郭内の緑や開放的な空間がアイストップとして視認できます。こうしたことから、外濠周辺の市街地においては、外濠の潤いと開放感に配慮した街並みを育てます。

④景観形成基準

<景観形成基準のねらい>

- 形態・意匠・色彩、公開空地・外構・緑化等を適切に誘導し、外濠の風致や石垣等の歴史的資源に配慮した街並みの形成
- 敷地内の緑の確保や喰^く違^い土橋や弁慶橋等からの眺望に配慮し、外濠の水辺や緑との一体感を感じることのできる街並みの形成
- 外堀通りの公共的空間から外濠の水辺や緑への眺めに配慮し、外濠と調和した潤いと開放感を感じられる街並みの形成

<届出対象行為と景観形成基準>

□建築物の建築等

■届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■届出対象規模

外堀通りに面する建築物 ^{※1}	○すべての届出対象行為
上記以外の建築物	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は延べ面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は延べ面積 3,000 m ² 以上

※1 外堀通りと交差する主要な道路に面する建築物を含む。

■景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	外濠周辺景観形成特別地区 景観形成基準
配置	☐ 外堀通りに面する敷地では、道路との敷地境界から壁面を後退させるなど、外濠への眺望に配慮した建築物の配置とする。 ☐ 敷地周辺に歴史的資源がある場合は、外濠やこれらの歴史的資源との調和に配慮した建築物の配置とする。
高さ・規模	☐ くいちがいとばし 喰違土橋や弁慶橋からの見え方を意識し、外濠からの眺望を阻害しない高さや規模となるよう配慮する。
形態・意匠・色彩	☐ 外濠の歴史的な趣きに配慮し、周辺の街並みとの一体感を感じることのできる落ち着いた形態・意匠とする。 ☐ 外堀通りに面する敷地では、周辺の街並みとの連続性や通りに対して圧迫感を軽減するような形態・意匠とする。 ☐ 敷地周辺に石垣等の歴史的資源がある場合は、外濠やこれらの歴史的資源と調和した形態・意匠とする。 ☐ 色彩は、別表1（107 ページ）の色彩基準に適合するとともに、 くいちがいとばし 喰違土橋や弁慶橋からの眺望を阻害しないよう、外濠の水辺や緑との調和を図り、落ち着いた色彩とする。
公開空地・外構・緑化等	☐ 敷地周辺に歴史的資源がある場合は、外濠や周辺の歴史的資源との調和に配慮した、落ち着いた外構のデザインとする。 ☐ 外堀通りに面する敷地では、通り側にオープンスペースを確保し、植栽を施すなど、外濠の緑との連続性に配慮した敷地の緑化を図る。 ☐ 周囲からの見え方に配慮した緑化を積極的に進め、外濠の緑と調和した、一体感のある街並みの演出を図る。

□工作物の建設等

■届出対象行為

- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物の種類と届出規模

工作物の種類	届出規模	
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※1	外堀通り沿道に面する工作物※2	○すべての届出対象行為※3
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上
昇降機、ウォータースhoot、コースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む)	外堀通り沿道に面する工作物※2	○すべての届出対象行為※3
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの	外堀通り沿道に面する工作物※2	○すべての届出対象行為※3
	上記以外の工作物	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上

※1 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※2 外堀通りと交差する主要な道路に面する工作物を含む。

※3 建築基準法第88条に基づき第6条第1項の規定を準用する工作物に限る。

■景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、原則として、建築物の建築等における景観形成基準を準用します。

□開発行為

■届出対象行為

- 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)

■届出対象規模

- 開発区域の面積 500 m²以上

■景観形成基準

開発行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□土地の形質の変更等

■届出対象行為・規模

届出対象	届出規模
土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上

■景観形成基準

上記の届出行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□屋外広告物の表示等

区全域に関する事項に加え、以下の配慮事項を適用します。

外濠周辺景観形成特別地区 屋外広告物の表示等に関する配慮事項
□ 外堀通り沿道の屋外広告物は、外濠の歴史的な趣きと調和した規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 □ 敷地周辺に歴史的資源がある場合は、外濠や歴史的資源と調和した、規模、位置、色彩等のデザイン、形態・意匠に配慮する。 □ 建築物の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する屋外広告は、外濠からの眺めを阻害しないよう、規模、高さ、形態・意匠に配慮する。 □ 屋上に設置する屋外広告は、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、外濠からの眺めを阻害することのないよう、規模や高さ等について配慮する。 □ くいちがいどばし 喰違土橋や弁慶橋から見える範囲では、広告物の大きさをできるだけ抑え、周辺の街並みと調和するように低彩度の色彩を基本とする。また、眺望の阻害要因とならないようにLEDビジョンや原色の光源はできる限り避ける。

(12) 品川駅・新駅周辺景観形成特別地区

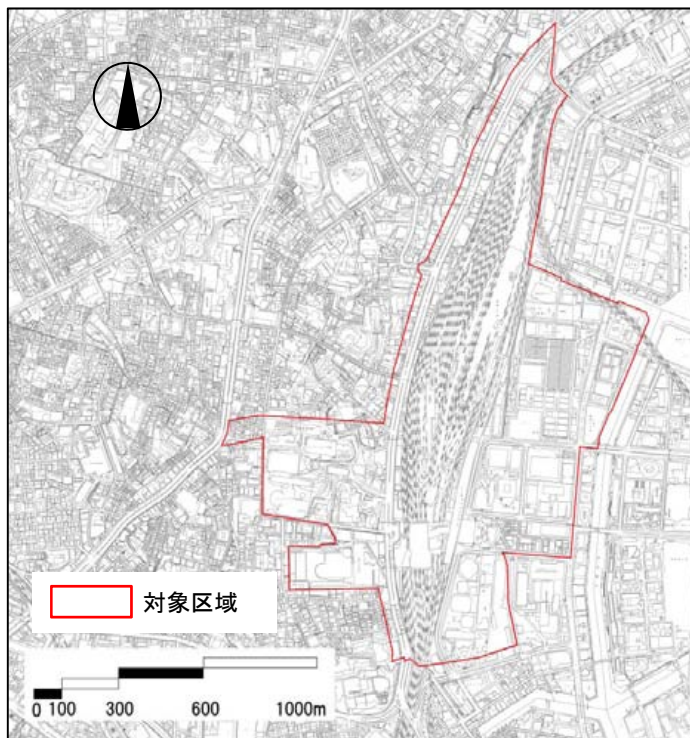
①地区の景観特性

品川駅周辺は、東海道新幹線、羽田空港へのアクセス利便性が高いため、都内有数の部屋数を持つホテル群、IT企業群、商業施設が立地し、多くの人々が行き交うにぎわいのある地区となっています。

同時に、東京湾や運河の水辺、高輪の斜面緑地にも近接しており、オープンスペース等においても積極的に緑が創出されるなど、水や緑が体感できるまちでもあります。

また品川駅周辺では、芝浦水再生センターの上部利用、大規模なマンションやオフィスの建設、公共施設等の再編など、まちづくり、再開発の動きが活発化しています。

さらに、リニア中央新幹線のターミナル駅の設置や、品川車両基地の基地設備などの見直しと、まちづくりの核となる品川駅と田町駅間の新駅の設置等が予定されています。こうしたことから、日本の成長を牽引する国際交流拠点及び国内外の玄関口としての役割が急速に強まっています。2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、世界に誇る活力と潤いのある景観形成が求められています。



対象区域※



芝浦水再生センターの上部利用施設



新駅のイメージ（JR 東日本）

※この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（27 都市基交測第 138 号・MMT 利許第 27039 号-72）。無断複製を禁ずる。

②景観形成の目標

東京の南側の玄関口として、風格とにぎわいのある魅力的な街並みを育みます。

③景観形成の方針

○東京の南側の玄関口にふさわしい、多様な交流が感じられる駅前の顔の形成

- ・品川らしさを形成する上で主要なビューポイントからの見え方に配慮し、国際交流拠点にふさわしい景観形成を誘導します。

○周辺とも連携した緑と水が連なる景観の形成

- ・まちの見通しや開放感を意識するとともに、周囲の緑との連続性を確保し、緑・水・にぎわいが一体となった景観形成を誘導します。

○群としての象徴性を備えたスカイラインの形成

- ・遠景の主なビューポイントからの見え方に配慮し、群としての象徴性のあるスカイラインを形成するよう誘導します。

④景観形成基準

<景観形成基準のねらい>

- 主要なビューポイントからの見え方に配慮した、東京の新たな玄関口にふさわしい風格ある駅前景観の形成
- 緑の連続性や水辺からの眺めなどに配慮した、緑・水・にぎわいが一体となった街並みの育成

<届出対象行為と景観形成基準>

□建築物の建築等

■届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■届出対象規模

- すべての届出対象行為

■景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、下表の基準を適用します。

項目	品川駅・新駅周辺地区 景観形成基準
配置	☐ 主要な眺望点（駅、駅前広場など）からの見え方に配慮し、適切な隣棟間隔を確保するなど、視界の抜けを意識した建築物の配置とする。 ☐ 水域から見て圧迫感を軽減するような建築物の配置とする。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	☐ 色彩は、別表1（107ページ）の色彩基準に適合するとともに、周辺から突出する高い彩度の使用は控える。 ☐ 主要な眺望点（駅、駅前広場など）からの見え方に配慮した形態・意匠、設備配置とする。 ☐ 主要な眺望点（駅、駅前広場など）から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質又は意匠とするなど、素材や意匠に配慮する。
公開空地 ・ 外構 ・ 緑化等	☐ 幹線道路沿道における緑の軸の形成や、周辺のオープンスペース、崖線の緑との連続性の確保に配慮し、積極的な緑の創出を図る。 ☐ 照明は、風格ある駅前景観の創出に配慮し、過度な明るさとならないよう使用範囲や光量を工夫する。

□工作物の建設等

■届出対象行為

○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物の種類と届出規模

工作物の種類	届出規模
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※1	すべての届出対象行為※2
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）	すべての届出対象行為※2
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの	すべての届出対象行為※2

※1 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※2 建築基準法第88条に基づき第6条第1項の規定を準用する工作物に限る。

■景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、原則として、建築物の建築等における景観形成基準を準用します。

□開発行為

■届出対象行為

○都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）

■届出対象規模

○開発区域の面積 500m² 以上

■景観形成基準

開発行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□土地の形質の変更等

■届出対象行為・届出規模

届出行為	届出規模
土石の採取その他の土地の形質の変更	造成面積 10ha 以上
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	造成面積 15ha 以上

■景観形成基準

上記の届出行為における景観形成基準は、区全域に関する景観形成基準を適用します。

□屋外広告物の表示等

区全域に関する事項に加え、以下の配慮事項を適用します。

品川駅・新駅周辺地区 屋外広告物の表示等に関する配慮事項
☐ 建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、東京の南側の玄関口として風格のある街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。 ☐ 建築物の屋上に設置する屋外広告物は、周辺の建築物群のスカイラインを著しく変化させることのないよう、規模や高さ等について配慮する。

別表 1 色彩基準

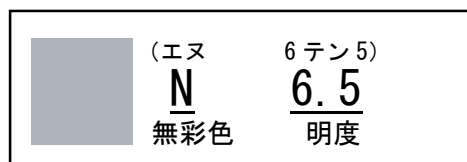
	基準の適用部位・面積									考え方	備考
	外壁基本色 (外壁各面の 4/5 はこの範囲から選択)			強調色 (外壁各面の 1/5 以下で使用可能)		アクセント色※1	屋根色 (勾配屋根)				
	色相	明度	彩度	色相	彩度		色相	明度	彩度		
浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区	OR　～ 4. 9YR	4 以上 8. 5 未満の場合	4 以下	OR　～ 4. 9YR	4 以下		5. 0YR ～5. 0Y	6 以下	4 以下	外壁の大部分については、各庭園の豊かな緑を生かした景観の形成を図るため、庭園の緑の彩度程度を上限とする。(夏季の一般的な樹木の緑の彩度が6程度である。) 屋根を設ける場合は、庭園の緑から突出しないよう明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。	(1) 次のような場合については、景観審議会などの意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができる。 ・地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合 ・石材などの地域固有の自然素材（自然石のほか、質感の豊かなタイルやレンガ、木材など）を使用する場合 ・橋梁等で区民となじみが深く、地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの ・その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画
		8. 5 以上の場合	1. 5 以下		6 以下				2 以下		
	5. 0YR ～5. 0Y	4 以上 8. 5 未満の場合	6 以下	5. 0YR ～5. 0Y	6 以下		その他	2 以下			
		8. 5 以上の場合	2 以下								
	その他	4 以上 8. 5 未満の場合	2 以下	その他	2 以下						
		8. 5 以上の場合	1 以下								
水辺景観形成特別地区	OR　～ 4. 9YR	6 以上 8. 5 未満の場合	4 以下	OR　～ 4. 9YR	4 以下		5. 0YR ～5. 0Y	制限なし	4 以下	外壁の大部分については、水や緑の色彩が映える潤いのある景観を形成するため、中彩度・低彩度の色彩を基本とする。また、外壁基本色については明るく開放的な景観を阻害しないよう低明度色の使用を規制する。屋根を設ける場合は、水や空などの色彩がより鮮やかに感じられるよう、彩度を抑えた色彩を用いることとする。	
		8. 5 以上の場合	1. 5 以下		6 以下				2 以下		
	5. 0YR ～5. 0Y	6 以上 8. 5 未満の場合	4 以下	5. 0YR ～5. 0Y	6 以下		その他	2 以下			
		8. 5 以上の場合	2 以下								
	その他	6 以上 8. 5 未満の場合	2 以下	その他	2 以下						
		8. 5 以上の場合	1 以下								
有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区 神宮外苑並木周辺景観形成特別地区	OR　～ 4. 9YR	4 以上 8. 5 未満の場合	4 以下	OR　～ 4. 9YR	4 以下	外壁各面の 1/20 以下で 使用可能	5. 0YR ～5. 0Y	6 以下	4 以下	外壁の大部分については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺の街並み景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とする。	(2) 高さ 15m未満の低層部については、景観審議会などの意見を聴取した上で、次の措置を講じることができる。 ◇幅員が広い道路沿道で、建築物の規模が小さく周辺に与える影響がない場合や周辺の落ち着いた街並みに調和させるために必要な場合は、明度が4未満の色彩を使用することができる。 ◇にぎわいや潤いを創出するために必要な場合は、必要最小限の範囲内において、外壁各面の 1 / 5 以下で、強調色以外の色彩も使用することができる。ただし、この場合、外壁基本色以外の色彩を使用できる面積は、外壁各面の 1 / 5 以下とする。
		8. 5 以上の場合	1. 5 以下		6 以下				2 以下		
	5. 0YR ～5. 0Y	4 以上 8. 5 未満の場合	4 以下	5. 0YR ～5. 0Y	6 以下		その他	2 以下			
		8. 5 以上の場合	2 以下								
	その他	4 以上 8. 5 未満の場合	2 以下	その他	2 以下						
		8. 5 以上の場合	1 以下								
青山通り周辺景観形成特別地区 三田通り周辺景観形成特別地区 大門通り周辺景観形成特別地区 プラチナ通り周辺景観形成特別地区 芝公園周辺景観形成特別地区 外濠周辺景観形成特別地区 品川駅・新駅周辺景観形成特別地区	OR　～ 4. 9YR	4 以上 8. 5 未満の場合	4 以下	OR　～ 4. 9YR	4 以下		5. 0YR ～5. 0Y	制限なし ※芝公園周辺 景観形成特別 地区、外濠周辺 景観形成特別 地区は6以下	4 以下		
		8. 5 以上の場合	1. 5 以下		6 以下				2 以下		
	5. 0YR ～5. 0Y	4 以上 8. 5 未満の場合	6 以下	5. 0YR ～5. 0Y	6 以下		その他	2 以下			
		8. 5 以上の場合	2 以下								
	その他	4 以上 8. 5 未満の場合	2 以下	その他	2 以下						
		8. 5 以上の場合	1 以下								
環状2号線周辺景観形成特別地区 ※建築物の高さ 15m未満の部分は <u>下線</u> の基準を用いることができる	OR　～ 9. 9R	4 以上 7 未満の場合	4 以下	OR　～ 4. 9YR	4 以下	各階外壁各面の 1/5 以下で 使用可能	5. 0YR ～5. 0Y	制限なし	4 以下	建物高層部については、統一感と品格が感じられる街並み景観を創出するよう、主に高彩度の色彩や寒色系の色彩などを制限する。建物低層部（高さ 15m未満の部分）については、低明度の色彩など高層部よりも自由度が高い色彩を使用することができる。	(3) 工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が決められているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたないものは、色彩基準によらないことができる。 (4) 高彩度色として認識されるような着色をしていないガラスについては、周辺の景観や空の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことからこの色彩基準によらないことができる。ただし、色彩基準の考え方を十分に踏まえて計画すること。 (5) 上げ裏、界壁に外壁基本色以外の色彩を用いる場合は、景観上支障のない範囲の色彩となるよう配慮する。
		<u>3 以上 7 未満の場合</u>	4 以下								
		7 以上 8. 5 未満の場合	3 以下								
	OYR　～ 4. 9YR	4 以上 8. 5 未満の場合	4 以下	5. 0YR ～5. 0Y	4 以下		6 以下	2 以下			
		<u>3 以上 8. 5 未満の場合</u>	4 以下								
	5. 0YR ～5. 0Y	4 以上 8. 5 未満の場合	4 以下	5. 0YR ～5. 0Y	4 以下		6 以下	2 以下			
		<u>3 以上 8. 5 未満の場合</u>	4 以下								
	その他	4 以上 8. 5 未満の場合	1 以下	その他	2 以下						
		<u>3 以上 8. 5 未満の場合</u>	2 以下								
		<u>8. 5 以上の場合</u>	<u>1 以下</u>								
一般地域	OR　～ 4. 9YR	4 以上 8. 5 未満の場合	4 以下	OR　～ 4. 9YR	4 以下	外壁各面の 1/20 以下で 使用可能		屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を計算する。		外壁の大部分については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺の街並み景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とする。	
		8. 5 以上の場合	1. 5 以下		6 以下						
	5. 0YR ～5. 0Y	4 以上 8. 5 未満の場合	6 以下	5. 0YR ～5. 0Y	6 以下						
		8. 5 以上の場合	2 以下		2 以下						
	その他	4 以上 8. 5 未満の場合	2 以下	その他	2 以下						
		8. 5 以上の場合	1 以下								

※1 アクセント色：外壁基本色及び強調色で規定されている色彩以外の色彩の使用可能範囲を示す。アクセント色については、建築物全体のバランスや周辺建築物との調和に配慮し、主に中低層部において、良好な景観形成に寄与する範囲内で使用するものとする。

□色の表示方法

景観計画では、色彩の基準を正確に表すために、マンセル表色系を用いています。マンセル表色系は、(財)日本工業規格「JIS Z 8721 色の表示方法―色の3属性による表示」として採用されており、色相（色合い）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）の3要素の組み合わせによって1つの色を表しています。

■マンセル表色系による色の表示方法



色相：マンセル表色系において、色彩の「色合い」を示す属性のことです。R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）、GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）の10種類の色相があり、それぞれの色合いの度合いを0～10の数値で細分化しています。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

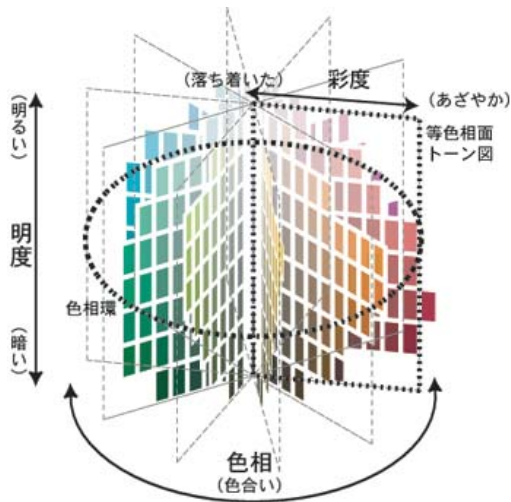
明度：マンセル表色系において、色彩の「明るさ」を示す属性のことです。黒を0、白を10として表し、数値が大きくなるほど、明るい色を示します。

彩度：マンセル表色系において、色彩の「鮮やかさ」を示す属性のことです。色彩の鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

マンセル値：1つの色彩に対して、色相、明度、彩度の3つの属性を組み合わせで表記する記号のことです。

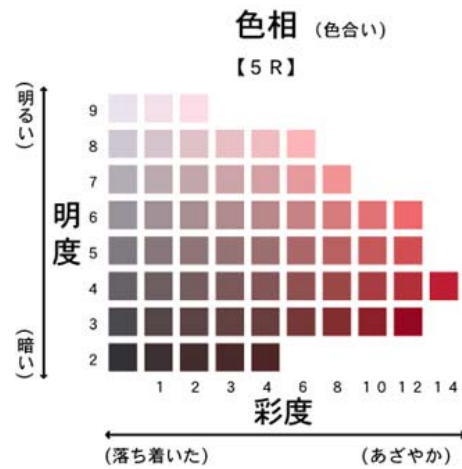
■マンセル色立体

マンセル色立体とは、色相、明度、彩度の関係を立体的に表した図



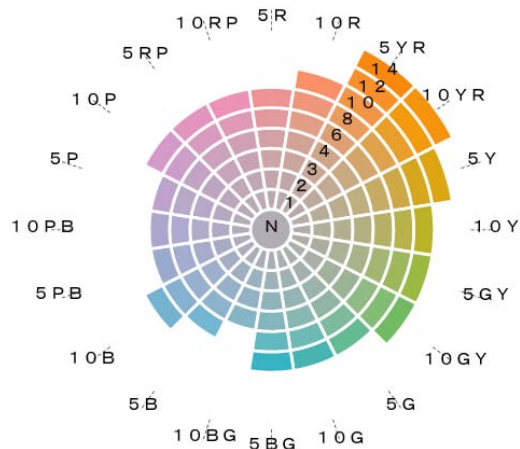
■等色相面（色相 5R）

等色相面とは、同じ色相の色を明度と彩度に応じて並べた図



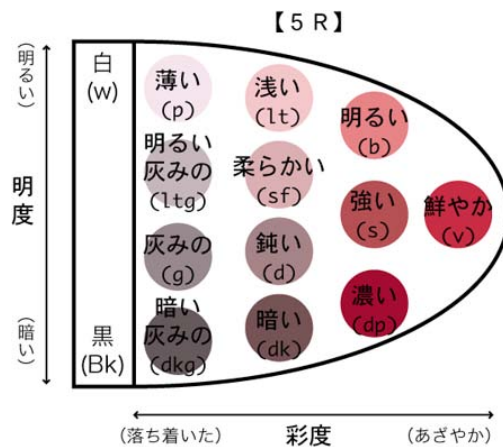
■色相環（明度 7）

色相環とは、同じ明度の色を色相に応じて並べた図



■ トーン図

トーン図とは、同色相の印象（色調）を明度と彩度に応じて並べた図



色 相																			区分
N (無彩色)	R (赤)	Y R (黄赤)						Y (黄)				GY (黄緑)	G (緑)	B G (青緑)	B (青)	P B (青紫)	P (紫)	R P (赤紫)	
N-90 N9.0	05-90A 5R9.0/0.5		15-90A 5YR9.0/0.5	15-90B 5YR9.0/1.0	17-90D 7.5YR9.0/2.0	19-90A 10YR9.0/0.5	19-90B 10YR9.0/1.0	19-90C 10YR9.0/1.5	22-90B 2.5Y9.0/1.0	22-90C 2.5Y9.0/1.5	25-90A 5Y9.0/0.5	25-90C 5Y9.0/1.5	35-90A 5GY9.0/0.5	45-90A 5GY9.0/0.5	55-90A 5BG9.0/0.5	65-90A 5B9.0/0.5	75-90A 5PB9.0/0.5	85-90A 5P9.0/0.5	95-90A 5RP9.0/0.5
N-85 N8.5	05-85A 5R8.5/0.5		15-85A 5YR8.5/0.5	15-85B 5YR8.5/1.0		19-85A 10YR8.5/0.5	19-85B 10YR8.5/1.0	19-85C 10YR8.5/1.5	22-85B 2.5Y8.5/1.0	22-85C 2.5Y8.5/1.5	25-85B 5Y8.5/1.0	25-85C 5Y8.5/1.5	35-85A 5GY8.5/0.5	45-85A 5GY8.5/0.5	55-85A 5BG8.5/0.5	65-85A 5B8.5/0.5	75-85A 5PB8.5/0.5	85-85A 5P8.5/0.5	
N-80 N8.0	05-80A 5R8.0/0.5	09-80D 10R8.0/2.0	15-80A 5YR8.0/0.5	15-80B 5YR8.0/1.0	17-80D 7.5YR8.0/2.0	19-80B 10YR8.0/1.0	19-80C 10YR8.0/1.5	19-80D 10YR8.0/2.0	22-80B 2.5Y8.0/1.0	22-80D 2.5Y8.0/2.0	25-80B 5Y8.0/1.0	25-80C 5Y8.0/1.5	35-80B 5GY8.0/1.0	45-80B 5GY8.0/1.0	55-80A 5BG8.0/0.5	65-80A 5B8.0/0.5	75-80B 5PB8.0/1.0	85-80A 5P8.0/0.5	95-80A 5RP8.0/0.5
N-75 N7.5	05-75A 5R7.5/0.5		15-75B 5YR7.5/1.0			19-75B 10YR7.5/1.0	19-75C 10YR7.5/1.5	19-75D 10YR7.5/2.0	22-75C 2.5Y7.5/1.5	22-75D 2.5Y7.5/2.0	25-75B 5Y7.5/1.0	25-75C 5Y7.5/1.5	35-75A 5GY7.5/0.5	45-75A 5GY7.5/0.5	55-75A 5BG7.5/0.5	65-75A 5B7.5/0.5	75-75A 5PB7.5/0.5	85-75A 5P7.5/0.5	
N-70 N7.0	05-70B 5R7.0/1.0	09-70D 10R7.0/2.0	15-70B 5YR7.0/1.0	15-70D 5YR7.0/2.0	17-70D 7.5YR7.0/2.0	19-70B 10YR7.0/1.0	19-70D 10YR7.0/2.0	19-70F 10YR7.0/3.0	22-70C 2.5Y7.0/1.5	22-70D 2.5Y7.0/2.0	25-70B 5Y7.0/1.0	25-70C 5Y7.0/1.5	35-70A 5GY7.0/0.5	45-70B 5GY7.0/1.0	55-70B 5BG7.0/1.0	65-70B 5B7.0/1.0	75-70B 5PB7.0/1.0	85-70B 5P7.0/1.0	95-70B 5RP7.0/1.0
N-60 N6.0	05-60B 5R6.0/1.0	09-60D 10R6.0/2.0	15-60B 5YR6.0/1.0	15-60D 5YR6.0/2.0	17-60D 7.5YR6.0/2.0	19-60B 10YR6.0/1.0	19-60D 10YR6.0/2.0	19-60F 10YR6.0/3.0	22-60D 2.5Y6.0/2.0	22-60F 2.5Y6.0/3.0	25-60B 5Y6.0/1.0	25-60D 5Y6.0/2.0	35-60B 5GY6.0/1.0	45-60B 5GY6.0/1.0	55-60B 5BG6.0/1.0	65-60B 5B6.0/1.0	75-60B 5PB6.0/1.0	85-60B 5P6.0/1.0	95-60B 5RP6.0/1.0
N-50 N5.0	05-50B 5R5.0/1.0		15-50B 5YR5.0/1.0		17-50D 7.5YR5.0/2.0	19-50B 10YR5.0/1.0	19-50D 10YR5.0/2.0	19-50F 10YR5.0/3.0	22-50D 2.5Y5.0/2.0	22-50F 2.5Y5.0/3.0	25-50B 5Y5.0/1.0	25-50D 5Y5.0/2.0		45-50B 5GY5.0/1.0	55-50B 5BG5.0/1.0	65-50B 5B5.0/1.0	75-50B 5PB5.0/1.0	85-50D 5P5.0/2.0	95-50B 5RP5.0/1.0
N-40 N4.0	05-40B 5R4.0/1.0		15-40B 5YR4.0/1.0	15-40D 5YR4.0/2.0	17-40D 7.5YR4.0/2.0	19-40B 10YR4.0/1.0	19-40D 10YR4.0/2.0	19-40F 10YR4.0/3.0	22-40B 2.5Y4.0/1.0	22-40D 2.5Y4.0/2.0	25-40B 5Y4.0/1.0	25-40D 5Y4.0/2.0	35-40B 5GY4.0/1.0	45-40B 5GY4.0/1.0	55-40B 5BG4.0/1.0	65-40B 5B4.0/1.0	75-40B 5PB4.0/1.0	85-40B 5P4.0/1.0	95-40B 5RP4.0/1.0
			12-50H 2.5YR5.0/4.0	15-40H 5.0YR4.0/4.0	17-40H 7.5YR4.0/4.0			19-40H 10YR4.0/4.0		22-50H 2.5Y5.0/4.0	25-40H 5Y4.0/4.0		37-50D 7.5GY5.0/2.0	49-40D 10GY4.0/2.0	55-40D 5BG4.0/2.0	65-40D 5B4.0/2.0	75-40D 5PB4.0/2.0	85-40D 5P4.0/2.0	
	09-60H 10R6.0/4.0			15-70H 5.0YR7.0/4.0	17-60H 7.5YR6.0/4.0	19-60H 10YR6.0/4.0			22-70H 2.5Y7.0/4.0				37-60D 7.5GY6.0/2.0	45-70D 5GY7.0/2.0	55-70D 5BG7.0/2.0	65-70D 5B7.0/2.0	75-70D 5PB7.0/2.0	85-70D 5P7.0/2.0	95-70D 5RP7.0/2.0
				17-70L 7.5YR7.0/6.0	17-50L 7.5YR5.0/6.0	19-40L 10YR4.0/6.0	19-75L 10YR7.5/6.0	19-70L 10YR7.0/6.0	22-70L 2.5Y7.0/6.0	22-60L 2.5Y6.0/6.0	25-70L 5Y7.0/6.0								
N-30 N3.0	05-30B 5R3.0/1.0	09-30D 10R3.0/2.0	15-30B 5YR3.0/1.0	15-30F 5YR3.0/3.0	17-30F 7.5YR3.0/3.0	19-30A 10YR3.0/0.5	19-30B 10YR3.0/1.0		22-30B 2.5Y3.0/1.0	22-30D 2.5Y3.0/2.0	25-30B 5Y3.0/1.0		35-30B 5GY3.0/1.0	45-30B 5GY3.0/1.0	55-30B 5BG3.0/1.0				
N-20 N2.0	05-20B 5R2.0/1.0	09-20D 10R2.0/2.0	15-20B 5YR2.0/1.0			19-20B 10YR2.0/1.0	19-30D 10YR3.0/2.0							45-20B 5GY2.0/1.0	55-20B 5BG2.0/1.0	65-20B 5B2.0/1.0	75-20B 5PB2.0/1.0	85-20B 5P2.0/1.0	
	02-90D 2.5R9.0/2.0	09-90D 10R9.0/2.0				19-90F 10YR9.0/3.0	19-85L 10YR8.5/6.0		22-85H 2.5Y8.5/4.0		25-85F 5YR8.5/3.0		32-90D 2.5GY9.0/2.0	42-90D 2.5GY9.0/2.0	52-90D 2.5BG9.0/2.0	65-90D 5B9.0/2.0	75-90D 5PB9.0/2.0	85-90D 5P9.0/2.0	95-90D 5RP9.0/2.0
	07-50L 7.5R5.0/6.0	09-40L 10R4.0/6.0	12-50L 2.5YR5.0/6.0		17-50P 7.5YR5.0/8.0	19-60T 10YR6.0/10.0			22-50P 2.5Y5.0/8.0		25-60P 5Y6.0/8.0	27-60F 7.5Y6.0/3.0	35-50H 5GY5.0/4.0	45-50H 5GY5.0/4.0	55-50H 5BG5.0/4.0	65-40H 5B4.0/4.0	75-40H 5PB4.0/4.0	82-50H 2.5P5.0/4.0	95-50H 5RP5.0/4.0
	05-40X 5R4.0/14.0	09-50T 10R5.0/10.0	12-50V 2.5YR5.0/10.0	15-60V 5YR6.0/12.0	17-70X 7.5YR7.0/14.0	19-75X 10YR7.5/14.0			22-80V 2.5Y8.0/12.0	22-80X 2.5Y8.0/14.0	25-70T 5Y7.0/10.0	25-80W 5Y8.0/13.0	35-70V 5GY7.0/12.0	45-40P 5GY4.0/8.0	55-50P 5BG5.0/8.0	65-40P 5B4.0/8.0	75-30P 5PB3.0/8.0	82-40T 2.5P4.0/10.0	95-50V 5.0RP5.0/12.0

※上記色彩の例は、印刷のため、正確な色彩と多少異なる場合があります。

2 景観重要公共施設

景観形成特別地区に指定した箇所における幹線道路や公園など、周辺の建築物等と一体となって「港区の骨格」を特徴づける景観を形成するために重要な公共施設について、景観重要公共施設として、景観法第8条第2項第4号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事項を定めます。

景観重要公共施設は、今後の公共施設整備や都市開発等の状況に応じて、管理者の同意を踏まえ、順次追加していきます。

（１）青山通り（国道246号 青山一丁目交差点～渋谷区境）

東京国道事務所では、青山通り景観設計会議等の方針に基づいて街路樹や道路付帯設備、舗装などの一体的な整備を進め、国内外に誇れる美しい街路空間の創出をめざします。

一方、青山通り沿道の識者によって設立された NPO と商店会、町会にて沿道の街並み景観に関する協定を締結するとともに、道路の維持管理においては、沿道の商店会、町会、東京国道事務所及び区とで三者協定を締結し、相互に連携を図りながら、街路空間全体としての良好な景観を形成、維持していきます。



青山通り

（２）三田通り（都道301号 札の辻交差点～三田二丁目交差点）、（国道1号 三田二丁目交差点～赤羽橋交差点）

三田通りは、東京タワーをアイストップとした、港区を代表する象徴的な景観を形成する通りです。また、比較的幅員の広い歩道は、無電柱化や高質な舗装の整備が行われ、ゆったり歩ける空間となっています。

三田通りにおいては、東京タワーへの見通しに配慮し、ゆとりある歩行空間を適切に維持し、沿道の街並みと一体となった特徴的な眺望とにぎわいのある街路空間を創出します。



東京タワーをアイストップとした
象徴的な景観

（３）大門通り（特別区道 1021・1102 号 浜松町駅前交差点～増上寺前交差点）

大門通りは、江戸以来の歴史ある参道として、繁華街のにぎわいと寺町の面影が共存した、特徴のある通りです。また、通りのアイストップとなる大門や三解脱門への見通しは、大門通りを特徴づける重要な要素となっています。

大門通りの整備にあたっては、大門や三解脱門への見通しや歴史的な街並みに配慮するとともに、ゆったりと街並みを楽しむことができるよう、ゆとりある歩行空間の確保に努め、沿道の街並みと一体となった味わい深い街路空間を創出します。



通りのアイストップとなる三解脱門



広幅員のゆとりある歩行空間

（４）プラチナ通り（都道 418 号 白金台交差点～首都高速道路 2 号線との交差点）

プラチナ通りは、白金台地の起伏に沿って緩やかに曲線を描く、街並みの変化に富んだ表情豊かな通りとなっています。また、沿道には、樹高の高い緑量感ある銀杏並木が整えられ、季節の変化を感じることでできる緑豊かな潤いある景観を形成しています。

沿道の上質な落ち着きある街並みを引き立てるよう、プラチナ通りの緑量感ある銀杏並木と、ゆとりある歩行空間の維持に努めます。



四季を彩る街路樹

（５）有栖川宮記念公園

有栖川宮記念公園は、地形の起伏に富んだ、緑あふれる、都心のオアシス的な公園として、多くの区民に親しまれています。また、公園の周辺には、緑豊かな落ち着いた街並みが広がっています。

有栖川宮記念公園の整備、維持管理にあたっては、豊かな緑や四季の彩りある花々の維持に努めるとともに、公園の周辺に対する緑の広がりにも配慮します。



四季の彩りある有栖川宮記念公園

（６）有栖川宮記念公園外周道路（特別区道 1023 号 愛育病院前交差点～特別区道 1040 号との交差点）、（特別区道 1040 号 有栖川公園前交差点～特別区道 1023 号との交差点）、（特別区道 1105 号 有栖川公園前交差点～愛育病院前交差点）

有栖川宮記念公園の外周道路の整備にあたっては、緑豊かな落ち着いた街並みに配慮するとともに、ゆとりある歩行空間の整備に努め、周辺の魅力ある住環境を一層向上し、快適に公園周辺を散策できる街路空間を創出します。



緑あふれる南部坂の街並み(特別区道 1040 号)

（７）芝公園

芝公園は、上野恩賜公園などとともに、1873（明治 6）年に開園した、歴史ある公園であり、公園内には、様々な歴史資源が点在しているほか、緑に囲まれたオープンスペースから、都心部では貴重な、のびやかに広がる開放感と安らぎのある眺望を楽しむことができます。

芝公園の整備にあたっては、園内に点在する歴史的資源の保全を図るほか、「芝公園マネジメントプラン」（東京都）の改修・再整備方針に基づき、都心における緑あふれた開放的な空間を創出します。



芝公園からの眺望

（８）神宮外苑銀杏並木（都道 414 号 青山二丁目交差点～新宿区境）

神宮外苑銀杏並木は、明治神宮外苑の造成に先立つ 1923（大正 12）年に植樹が行われた、由緒ある並木道です。聖徳記念絵画館をアイストップとして、銀杏並木が創り出す典型的なヴィスタ景は、首都・東京を代表する風格ある眺望の一つです。

このような風格ある眺望を将来にわたって保全することができるよう、銀杏並木を適切に維持管理します。



四季折々の美しさで
人々を楽しませる銀杏並木

（９）環状第２号線

東京都の市街地再開発事業による環状第２号線の地上部街路の整備にあたっては、地域と協議しながら、広幅員の歩道を設け快適でゆとりある空間を確保します。街路樹による緑の充実を図ります。

歩道空間には、都市景観に調和した歩車道照明や歩道舗装を施すとともに、四季の変化が感じられる街路樹を配置し、新たな緑の軸として、潤いのある街路空間を創出します。



地上部道路の整備イメージ（広幅員歩道の一例）

（１０）旧芝離宮恩賜庭園

旧芝離宮恩賜庭園は、典型的な回遊式泉水庭園として作庭された江戸初期の大名庭園で、国の名勝に指定されている公園です。旧芝離宮恩賜庭園では、「東京都における文化財庭園の保存管理計画書」（東京都）及び「旧芝離宮恩賜庭園マネジメントプラン」（東京都）に基づき、施設の改修等を実施します。



旧芝離宮恩賜庭園からの眺望

（１１）外堀通り（都道 405 号 赤坂見附交差点～新宿区境）

外堀通りは、江戸時代から継承される外濠沿いに歩行空間が整備され、外濠に架かる喰違土橋や弁慶橋とも繋がる重要な通りとなっています。

外堀通りの維持管理にあたっては、外濠の緑や歴史的な趣きに配慮し、これからも外濠の水辺や緑を感じることのできる歩行空間を維持していきます。



緑豊かな街路樹

第4章 地域のシンボルとなる景観資源を保全する

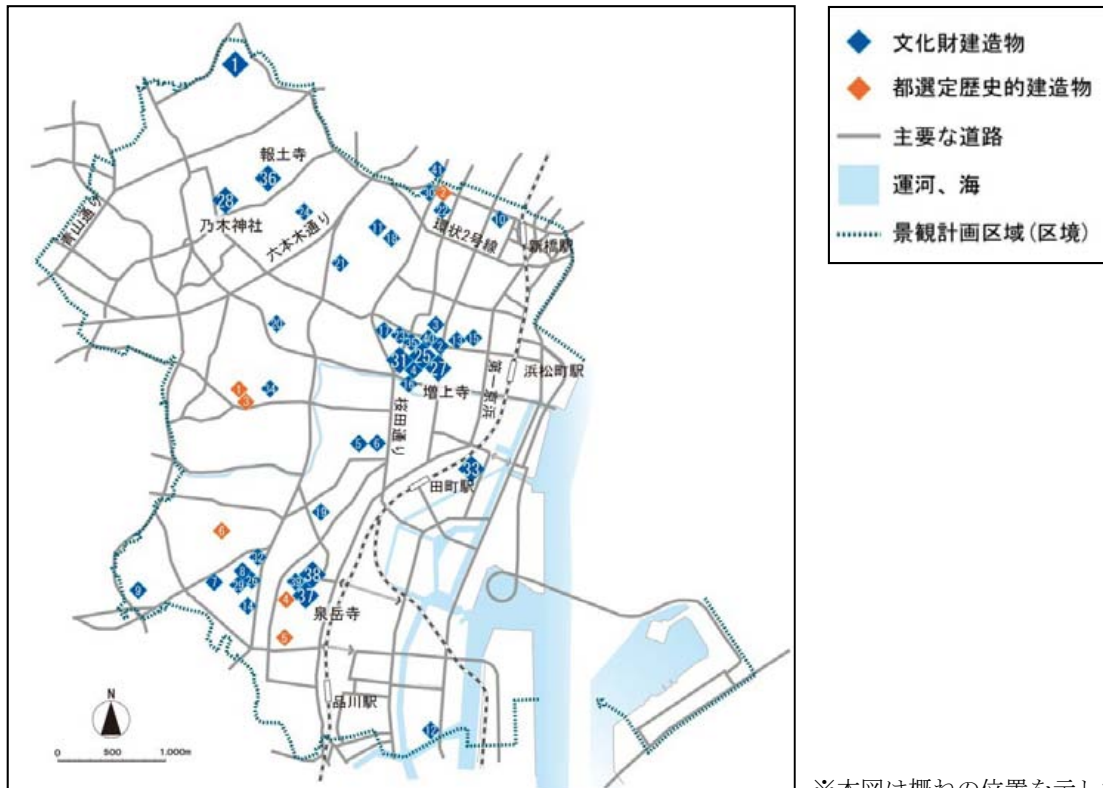
港区には、貴重な歴史・文化資源である建造物が多く残っています。これらの歴史的建造物は、周辺の環境の中で人々の営為と関わりながら歴史的または文化的な価値を形成してきたものです。したがって、歴史的建造物を中心とした景観を保全するには、文化財保護法等により保護されている建造物単体のみを捉えるだけでなく、その周辺環境との関係を含めて捉える視点が求められます。

そこで、歴史的建造物の周辺環境についての景観形成基準等を新たに定め、景観法に基づく届出制度を活用して、文化財保護施策と協調しつつ、歴史的建造物及びその周辺の景観形成・保全を図ります。

また、個性豊かな景観を守るためには、文化財等に限らず、自然、歴史、文化等からみて、地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する建造物や樹木を保全することが大切です。そのため、これまで区や都が独自に取り組んできた建造物や樹木の保全の施策と連携を図りつつ、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木制度を活用していきます。

1 歴史的建造物を核とした景観形成・保全

景観法に基づく届出制度を活用し、歴史的建造物^{※1}を核とした歴史的景観の形成・保全を図ります。



歴史的建造物の位置

※本図は概ねの位置を示したものです。

◆文化財建造物

<国宝>

1. 旧東宮御所

<国指定重要文化財>

2. 増上寺三解脱門

3. 有章院（徳川家継）

霊廟二天門

4. 旧台徳院霊廟惣門

5. 慶應義塾三田演説館

6. 慶應義塾図書館

7. 瑞聖寺大雄宝殿

8. 明治学院インプリー館

9. 旧朝香宮邸（東京都庭園美術館）

<国登録有形文化財>

10. 堀商店

11. 大倉集古館陳列館

12. 東京水産大学雲鷹丸

13. 廣度院表門および練堀

14. 三菱電機株式会社高輪荘

15. 常照院本堂内陣

16. 妙定院熊野堂・上土蔵

17. 心光院表門

18. 菊池寛実記念智美術館別館

19. キリスト友会フレンズセンター

20. 国際文化会館本館

21. 大橋茶寮

22. 虎ノ門大坂屋砂場店舗

23. 東京タワー

<都指定有形文化財>

24. 氷川神社社殿

25. 増上寺経蔵

<区指定有形文化財>

26. 明治学院記念館

27. 増上寺旧方丈門

28. 旧乃木邸および馬小屋

29. 明治学院礼拝堂

30. 金刀比羅宮銅鳥居

31. 増上寺景光殿（旧広書院）表門

32. 清正公堂および山門

33. 旧協働会館

34. 善福寺本堂

<区登録有形文化財>

35. 鑄抜門

36. 報土寺築地堀（練堀）

37. 泉岳寺中門

38. 泉岳寺山門

39. 浅野長矩および赤穂義士墓所門

40. 水盤舎（元甲府宰相綱重御霊屋水屋）

◆区外文化財建造物

（隣接するもの）

<国登録有形文化財>

41. 旧文部省庁舎

◆歴史的建造物

<都選定歴史的建造物>

1. 西町インターナショナル
スクール（松方ハウス）

2. 虎ノ門 金刀比羅宮

3. 日本基督教団安藤記念教会
会堂

4. 港区高輪台小学校

5. 高輪消防署二本榎出張所

6. 聖心女子学院正門

（平成27年9月現在）

歴史的建造物の一覧^{※2}

※1 歴史的建造物：以下のものを指す。

- ・文化財保護法、東京都文化財保護条例又は港区文化財保護条例に基づき指定・登録された文化財建造物
- ・景観法に基づく景観重要建造物
- ・東京都景観条例に基づく都選定歴史的建造物

※2 計画策定後に新たに指定・登録・選定された建造物等も歴史的建造物とする。

（１）歴史的建造物（東京タワーを除く）周辺

歴史的建造物（東京タワーを除く）周辺の届出対象行為、規模及び景観形成基準を以下のとおり設定します。

<届出対象行為と景観形成基準>

□建築物の建築等

■届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■届出対象規模

歴史的建造物の敷地に直接接する敷地内の建築物※ ¹	○すべての届出対象行為
歴史的建造物の周辺 100m以内の範囲の建築物※ ²	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は延べ面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は延べ面積 3,000 m ² 以上

※¹ 同一敷地内の建築物を含む。また、泉岳寺及び瑞聖寺については、図 1 に示す参道等に直接接する敷地を含む。

※² 歴史的建造物の外壁 100m以内とする。ただし、歴史的建造物を含む寺社の境内地等及び名勝については、敷地から 100m以内とする。

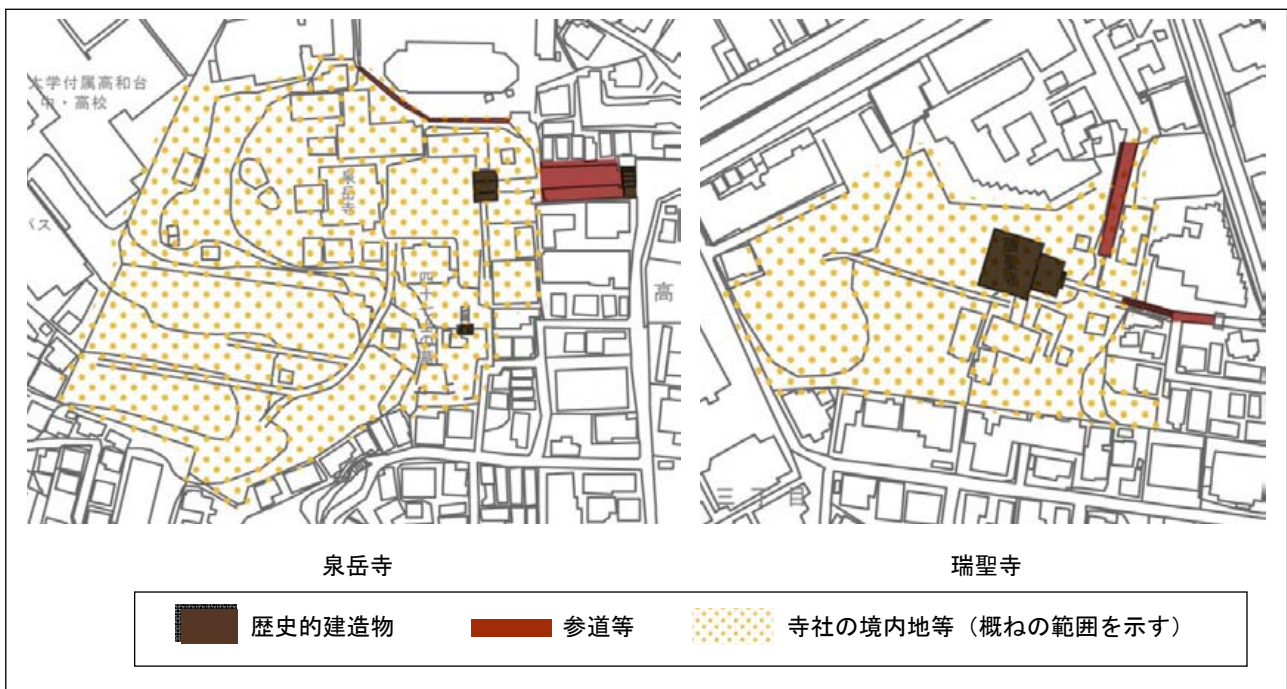


図 1

※この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（27 都市基交測第 138 号・MMT 利許第 27039 号-72）。無断複製を禁ずる。

※ 敷地には、寺社に付属する墓地を含む。

■景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、以下の基準を適用します。

項目	歴史的建造物周辺 景観形成基準
配置	☐ 歴史的建造物の周辺では、圧迫感の緩和や歴史的建造物の主要な面への見通しの確保を図る。
高さ ・ 規模	☐ 歴史的建造物よりも規模の大きな建築物については、主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、圧迫感の軽減など歴史的建築物との調和において効果的な高さ、間口となるよう配慮する。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	☐ 彩度、明度を抑えた落ち着いた色彩や味わいのある素材を用いるなど、歴史的建造物の雰囲気との調和に配慮した、形態・意匠とする。 ☐ 建築物の低層部における軒の高さや窓等の開口部の配置、形態・意匠は、歩行者の目線からの歴史的建造物との調和や街並みの連続性に配慮する。 ☐ 建築物の屋根の形状や勾配、色彩は、歴史的建造物との調和を図る。 ☐ 建築物に付帯する構造物や設備等は、道路等から見えない位置に配置する、歴史的建造物に使用されている素材や色彩と調和した囲いで覆うなど、周囲の景観を阻害しないよう配慮する。
公開空地 ・ 外構 ・ 緑化等	☐ 塀、垣、柵、あるいはベンチ等のアメニティ施設等の素材や構造、高さは、歴史的建造物との連続性や調和に配慮する。

□工作物の建設等

■届出対象行為

- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物の種類と届出規模

工作物の種類	届出規模	
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※1	歴史的建造物の敷地に直接接する敷地内の工作物※2	○すべての届出対象行為※4
	歴史的建造物の周辺 100mの工作物※3	○住居系用途地域：高さ 15m以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上
昇降機、ウォータースhoot、コースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む)	歴史的建造物の敷地に直接接する敷地内の工作物※2	すべての届出対象行為※4
	歴史的建造物の周辺 100mの工作物※3	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの	歴史的建造物の敷地に直接接する敷地内の工作物※2	すべての届出対象行為※4
	歴史的建造物の周辺 100mの工作物※3	○住居系用途地域：高さ 15m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域：高さ 25m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上

※1 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※2 同一敷地内の工作物を含む。また、泉岳寺及び瑞聖寺については、図1に示す参道等に直接接する敷地を含む。

※3 歴史的建造物の外壁 100m以内とする。ただし、歴史的建造物を含む寺社の境内地等及び名勝については、敷地から 100m以内とする。

※4 建築基準法第88条に基づき第6条第1項の規定を準用する工作物に限る。

■景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、原則として、建築物の建築等における景観形成基準を準用します。

□屋外広告物の表示等

区全域に関する事項に加え、下表の配慮事項を適用します。

屋外広告物の表示等に関する配慮事項
☐ 建築物の壁面に屋外広告物を表示・掲出する場合は、歴史的建造物に調和した街並みを阻害することのないよう、規模、位置、色彩等のデザインや建築物との一体性等について配慮する。
☐ 建築物の低層部における屋外広告物は、歴史的建造物との調和や街並みの連続性を妨げることのないよう、過度な表示・掲出をしないよう配慮する。

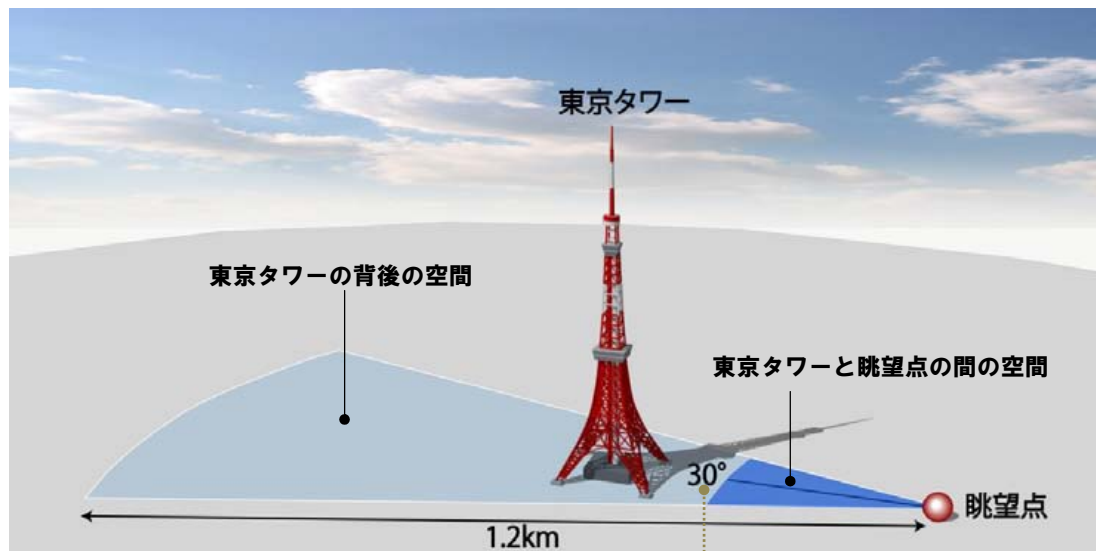
(2) 東京タワー周辺

東京タワーは、他の歴史的建造物と比較して規模が突出しており、区内の広範にわたり望見することができ、性質が大きく異なります。

このため、東京タワーを港区全域におけるランドマークとして尊重する一方で、本章における届出制度を活用した周辺建築物の景観誘導においては、以下の考え方にに基づき、特に足元からの東京タワーの象徴的な絵姿を保全することを目的として景観形成基準及び適用区域を設定します。

東京タワー周辺の景観形成の考え方

- ・「東京タワーをアイストップに見通す通りの景観」(遠景～中景)については、景観形成特別地区(三田通り周辺・大門通り周辺)において沿道建築物と一体となった景観形成を誘導しています。
- ・これらの景観形成特別地区に加え、東京タワーそのものの文化財的価値に鑑み、港区民、来街者に広く共有されており、都市計画芝公園により眺望点と東京タワーの間に一定の空間が確保され、眺望が将来的にも担保されうると考えられるポイントから見た「東京タワーそのものの全景が象徴的に映る絵姿」(足元からの絵姿)を保全していきます。
- ・上記に合致する眺望点としては、次頁の図のとおり、景観形成特別地区の延長上にある眺望点及び芝公園内の眺望点があり、これらをもとに景観形成基準及び適用区域を設定します。



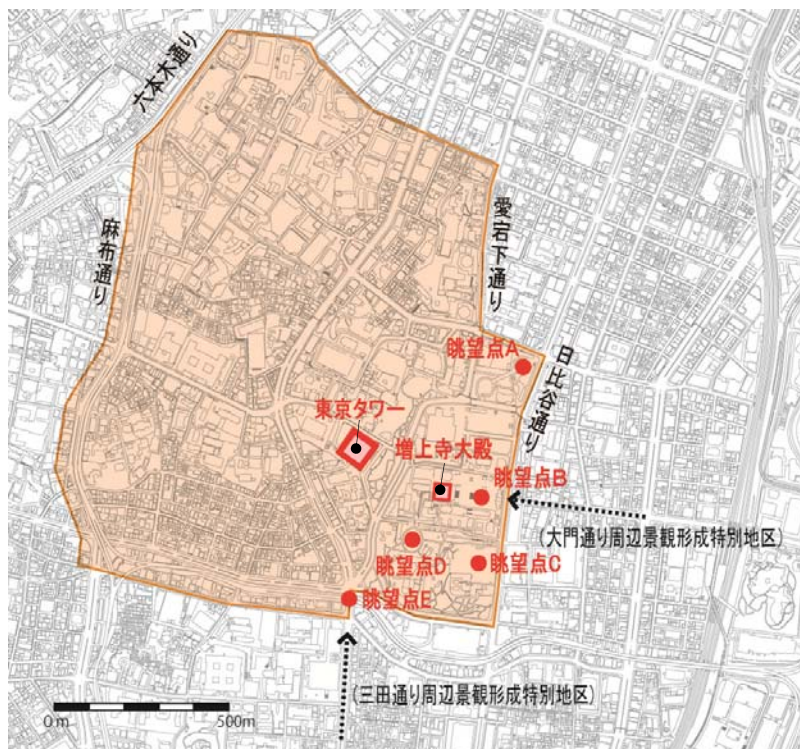
- 対象の見え方や印象は、対象の高さ／対象との距離が1/4のとき、「対象は環境の一部となる」とされている。(メルテンスの法則)
- 現存する建築物で、高さ300m程度のものを想定した場合、距離が1.2km以上離れると環境の一部となり、近景の東京タワーの景観への影響は小さくなると考えられる。

- 人間工学の見地から、視野内で「シンボルの認識限界」とされているのは、視野角(水平方向)5～30°とされている。
(参考:「エンジニアのための人間工学」)

「東京タワー周辺」の景観形成基準の適用区域

「東京タワーの象徴的な絵姿に影響を与える区域」

東京タワーの象徴的な絵姿が得られる、主要な眺望点A・B・C・D・Eから、水平方向の視野角が概ね 30° ※1※2、眺望点との距離が概ね 1.2 km の範囲に近接する、主要な道路に囲まれた区域※3



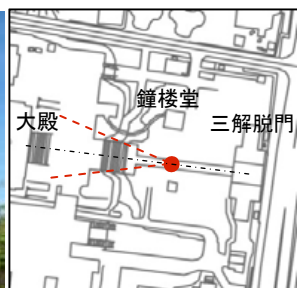
眺望点A

御成門交差点側から都立芝公園に入った正面



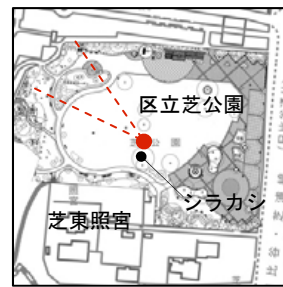
眺望点B

三解脱門から増上寺大殿に向かう軸の鐘楼堂付近



眺望点C

区立芝公園芝生広場の中央付近



眺望点D

プリンス芝公園の円形の園路と大広間からの園路が交差する地点



眺望点E

赤羽橋交差点の南側（首都高速道路高架下）横断歩道の南東側の歩道の巻込み部



図 2

※この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（27 都市基交測第 138 号・MMT 利許第 27039 号-72）。無断複製を禁ずる。

- ※1 各眺望点から東京タワーに向かう軸を中心に、視野角が左右で概ね 15° とする。
- ※2 眺望点 B からは増上寺大殿に向かう軸を中心とする。
- ※3 麻布通り西側の沿道区域を含む。

東京タワー周辺の届出対象行為、規模及び景観形成基準を以下のとおり設定します。

＜届出対象行為と景観形成基準＞

□建築物の建設等

■届出対象行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■届出対象規模

東京タワー周辺の 範囲の建築物 (図2に示す範囲)	○住居系用途地域：高さ15m以上又は延べ面積3,000㎡以上 ○非住居系用途地域：高さ25m以上又は延べ面積3,000㎡以上
---------------------------------	---

■景観形成基準

建築物の建築等における景観形成基準は、区全域に関する基準に加え、以下の基準を適用します。

項目	東京タワー周辺 景観形成基準
配置	□ 東京タワーの周辺では、主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、その象徴的な絵姿を阻害することがないように、圧迫感の緩和や見通しの確保に配慮する。
高さ・規模	□ 東京タワーの周辺では、主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、東京タワーを含む調和のとれたスカイラインの形成など、その象徴的な絵姿を阻害することがないように、高さ、間口について配慮する。
形態・意匠・色彩	□ 東京タワーの周辺では、主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、その象徴的な絵姿を阻害することがないように、建築物の高層部に高彩度色や低明度色を使用することを控えるなど、形態・意匠・色彩に配慮する。
公開空地・外構・緑化等	□ 東京タワーの周辺では、主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、そのライトアップによる象徴的な絵姿を阻害することがないように、建築物の高層部に過度な照明を使用することを控えるなど、照明の位置、方法に配慮する。

□工作物の建設等

■届出対象行為

○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

工作物の種類	届出規模	
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※1	東京タワー周辺の範囲の工作物 (図2に示す範囲)	○住居系用途地域 : 高さ 15m以上 ○非住居系用途地域 : 高さ 25m以上
昇降機、ウォータースhoot、コースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む)		○住居系用途地域 : 高さ 15m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域 : 高さ 25m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの		○住居系用途地域 : 高さ 15m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上 ○非住居系用途地域 : 高さ 25m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上

※1 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

■景観形成基準

工作物の建設等における景観形成基準は、原則として、建築物の建築等における景観形成基準を準用します。

□屋外広告物の表示等

区全域に関する事項に加え、下表の配慮事項を適用します。

屋外広告物の表示等に関する配慮事項
☐ 建築物の高層部における屋外広告物や屋上広告物に光源を使用する場合は、東京タワーのライトアップによる象徴的な絵姿を阻害することがないように、過度な照明の使用を控えるなど、照明の位置、方法に配慮する。

2 景観重要建造物の指定方針

これまで、学術上特に価値の高い建造物は、文化財保護法や、都や区の文化財保護条例により、文化財として保全の措置が講じられてきました。また、都は、文化財とは別に、選定歴史的建造物制度を創設し、歴史的な価値を有する建造物の保全に努めてきました（図表 1）。

景観法に基づく景観重要建造物制度は、学術的、歴史的に価値の高い建造物に限らず、景観上の特徴を有する建造物を広く指定することができます。

そこで、景観重要建造物については、国の登録文化財や都及び区の指定文化財、東京都選定歴史的建造物などの指定・登録状況や、所有者の希望を踏まえて、景観上、地域のシンボルとなる建造物を広く指定していきます。

また、区は、景観重要建造物の指定を推進するため、啓発事業や表彰制度などにより、景観資源となる建造物の保全に対する区民や所有者等の意識を高めていきます。

なお、法第 8 条第 2 項第 3 号に規定する景観重要建造物の指定の方針は、以下の通りとします。

◇ 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、道路その他の公共の場所から望見することのできる建造物のうち、以下のいずれかに該当するものを指定するものとします。

- 地域のシンボルとして、広く区民に親しまれている建造物
- 港区の自然、歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物
- 地域の景観づくりの核となるなど、景観上、優れた特徴を誇る建造物

図表 1 建造物の保全に関する諸制度

区分		主な指定・登録・選定基準
建造物関連	国指定重要文化財	意匠的、技術的、歴史的、学術的、流派的又は地方的特色において価値が高く、各時代の典型となるものなど
	国登録有形文化財	建設後 50 年を経過したもののうち、国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となっているものなど
	都指定有形文化財	意匠的、技術的、歴史的、学術的、流派的又は地方的特色において価値が高いもの
	区指定有形文化財	意匠的、技術的、歴史的、学術的、区の歴史・文化において価値が高いもの
	区登録有形文化財	区指定有形文化財及び区の歴史及び文化を知る上で必要なもの
	都選定歴史的建造物	歴史的な価値を有する建造物であって、東京の歴史及び文化を特徴づけているものなど
	景観重要建造物	地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有するもので、公共の場所から容易に望見されるもの（重要文化財を除く）

3 景観重要樹木の指定方針

樹木についても、建造物と同様、これまで学術上特に価値の高いものは、文化財保護法や、都や区の文化財保護条例により、天然記念物として保全の措置が講じられてきました。また、区は、天然記念物とは別に、保護樹木・樹林制度を創設し、一定規模以上の樹木や樹林、生垣などの保全に努めてきました（図表 2）。

景観法に基づく景観重要樹木制度は、学術的に価値の高い樹木に限らず、景観上の特徴を有する樹木を広く指定することができます。

そこで、景観重要樹木については、都及び区の天然記念物の指定や、管理者の希望を踏まえて、景観上、地域のシンボルとなる樹木を広く指定していきます。

また、区は、景観重要樹木の指定を推進するため、啓発事業や表彰制度などにより、景観資源となる樹木の保全に対する区民や所有者等の意識を高めていきます。

なお、法第 8 条第 2 項第 3 号に規定する景観重要樹木の指定の方針は、以下の通りとします。

◇ 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、道路その他の公共の場所から望見することのできる樹木のうち、以下のいずれかに該当するものを指定するものとします。

○地域のシンボルとして、広く区民に親しまれている樹木

○港区の自然、歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木

図表 2 樹木の保全に関する諸制度

区分		主な指定・登録・選定基準
樹木関連	国指定天然記念物	学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの
	都指定天然記念物	学術上貴重で、東京都の自然を記念するもの
	区指定天然記念物	学術上貴重で、区の自然を記念するもの
	区保護樹木・樹林	1.5mの高さで幹の周囲が 1.2m以上の樹木、面積 200 m ² 以上の樹林、長さ 20m以上の生垣など
	景観重要樹木	地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有するもので、公共の場所から容易に望見されるもの（国指定天然記念物を除く）

第5章 地域の身近な景観を育む

1 地域の身近な景観づくりの進め方

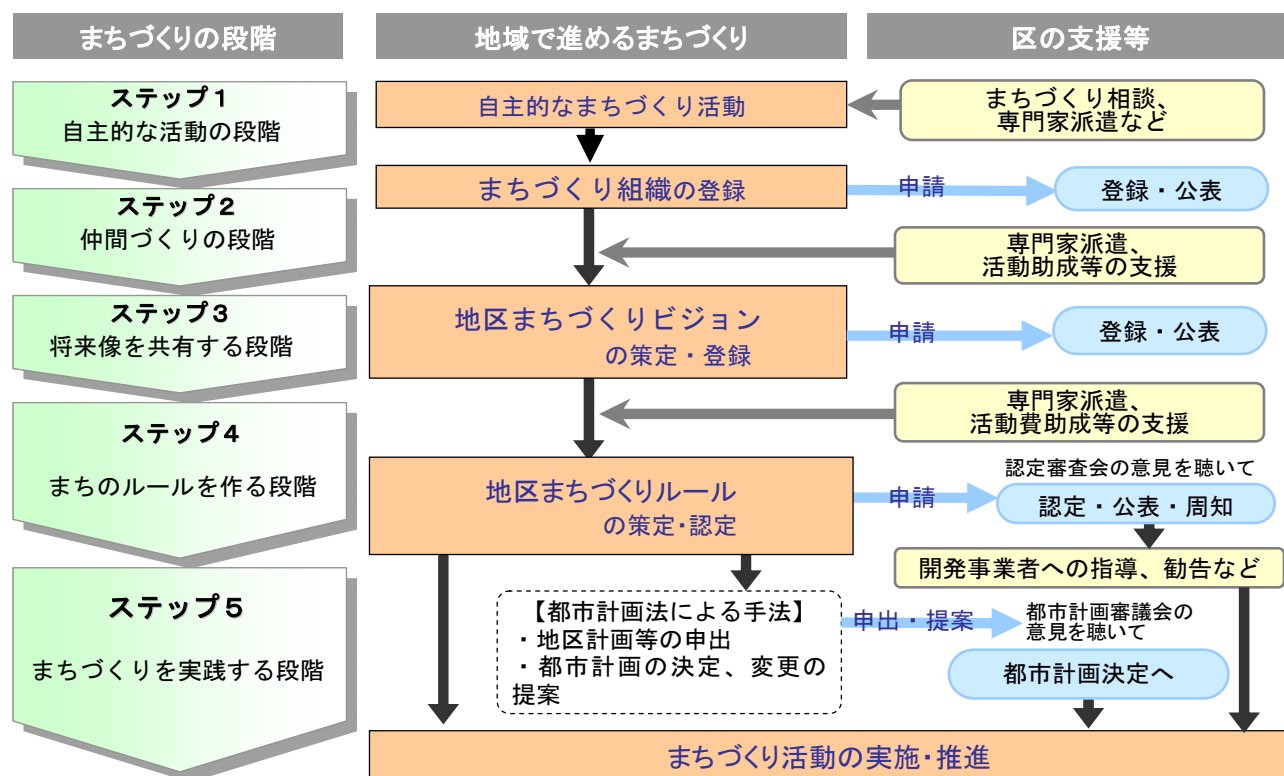
港区には、それぞれの地域に、古くから親しまれている街並みや大きく移り変わる活力のある街並みなど、様々な個性ある街並みがあります。

このような街並みの保全や、建築物の建て方に関するルールづくりなど、地域の身近な景観を育むためには、地域特性を十分に踏まえ、区民等の合意形成を図りながら、身近な地域のまちづくりの中で景観づくりに取り組むことが重要です。

地域の区民等が主体となって、まちづくりを進めていくためには、「港区まちづくり条例」に基づく区民参画によるまちづくりの仕組みを活用する方法があります。これによって、区民の発意と合意により、段階的に地域の景観に関するルールづくりを進めていくことができます。

区は、区民の主体的なまちづくりの活動に対して、まちづくり相談をはじめとして、出前講座、専門家派遣、広報・周知、活動助成などの支援を行っていきます（図表1）。

図表1 「港区まちづくり条例」に基づくまちづくりの仕組み



また、強制力をもった街並みの保全などを行う場合には、地区計画、景観地区などの都市計画制度や、景観協定、建築協定などの法的根拠のある協定を定めることで、より高い実効性を確保することが可能となります。

区は、このような地域の景観づくりを促進するため、区民主体のまちづくりへの技術的、資金的支援を実施することに加え、区民の理解を得ながら、都市計画制度の活用を図るなど、地域と連携した適切なまちづくりを進めていきます。

図表 2 まちづくりに関する主な制度

制度	内容
港区まちづくり条例	まちづくりマスタープランを区のまちづくりの基本計画として位置づけ、地域の発意によるまちづくりの仕組み等を定めた条例。この条例に基づく地区まちづくりビジョンや地区まちづくりルールを策定していく中で、地域の景観に関するルールを共有していくことができます。
地区計画	都市計画法第 12 条の 4 に定められた制度で、ある一定の地区を対象に、実情に合ったきめ細かい規制を行い、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全する制度のことです。建物用途や容積率のほか、建物の高さ、壁面の位置、敷地規模、形態意匠、緑化、樹木の保全などについて定めることができます。
景観地区	景観法に基づく地区であり、都市計画法第 8 条に定められた地域地区の一つとして、景観計画よりも、より積極的に良好な景観形成を誘導したい場合に、市区町村が定める地区のことです。景観地区では、形態意匠をはじめ、建物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建物の敷地面積の最低限度などを定めることができます。
景観協定	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内のある一定の区域において、土地所有者全員の合意に基づき定められる自主協定のことです。協定区域内の建築物の形態意匠、緑化、看板など、景観に関するルールを定めます。

2 区民等の景観に対する意識啓発

身近な地域で良好な景観を実現するためには、地域の区民等が、景観を地域の価値として認識することが求められます。さらに、このような地域の価値を一層高めていくために、地域の区民等が認識をもって連携し、それぞれが持続的に景観づくりに取り組んでいくことが大切です。

これまで区は、区民等と連携し、地域住民による緑化のボランティア活動や、届出制度を活用した民有地での積極的な緑化などの取組を進めてきました。

平成23年には、景観の向上に貢献した民間施設や活動に対する表彰制度である「景観街づくり賞」を創設し、良好な景観の形成の模範となる民間施設や活動を広く紹介することで、区民や事業者の景観形成に関する意識の向上を図ってきました。

こうした取組を今後とも継続し、かつ、さらに充実させ、区民や事業者の景観に対する意識を高めていきます。



景観街づくり賞受賞施設



屋上広告物の撤去



景観街づくり賞特別賞受賞活動

第6章 景観形成の推進に向けて

1 区民等、企業等、区の役割

港区において良好な景観を実現するためには、区民等、企業等、区が、景観を地域の価値として認識するとともに、景観形成におけるそれぞれの役割を果たすことが大切です。

そこで、それぞれの主体は、以下のような役割を認識するとともに、相互に連携して取組を進めていきます。

①区民等の役割

- 地域の身近な景観づくりの推進
- 地域の景観づくりやまちづくりへの参画
- 区が行う景観施策への協力

②企業等の役割

- 地域の景観づくりやまちづくりへの参画
- 区が行う景観施策への協力
- 開発事業等における景観形成基準等への適合や率先した良好な景観整備
- 開発事業等の周辺地域を含めた区民への早期周知と理解を得るための必要な措置
- 企業ボランティアなどによる景観形成に関わる社会貢献

③区の役割

- 景観計画の推進・拡充
- 届出制度による建築行為等の規制・誘導
- 区民等の景観づくりへの支援
- 区民等の景観に対する意識啓発
- 公共施設整備等における先導的な景観整備
- 国、東京都、隣接区等の関係機関との連携

2 推進の仕組みと体制

(1) 景観形成の推進体制

良好な景観形成の推進にあたっては、区民等、企業等及び区が、それぞれの役割を踏まえた体制を整え、連携することが必要です。

このため、区役所内の推進体制を整えるとともに、景観に関する専門的な意見を聴くための附属機関の設置や、区民等の景観づくり組織や関係機関との連携体制の構築を進めていきます。

①景観審議会

景観審議会は、景観に関わる幅広い分野の学識経験者と公募区民により構成し、景観計画の変更や見直しに関わる審議、届出制度の運用に関わる意見など、港区の良好な景観の形成に関する事項について広く審議します。

なお、景観審議会は、主に次のような役割を担います。

- 景観計画の変更や見直し、景観条例の改正に関わる審議
- 届出制度における、景観法に基づく勧告、命令等に対する意見
- 景観重要建造物、景観重要樹木の指定に対する意見
- その他、港区の景観形成に関して必要な事項

②景観アドバイザー

建築行為、開発行為等を良好な街並みへ誘導するためには、専門的知見を踏まえることが不可欠です。

景観アドバイザーは、届出制度の事前協議等において、区が建築等に対する具体的な助言・指導を行う際に、区に対して専門的な助言を行います。

③区民等による景観づくり組織との連携体制

区民等が主体となった景観づくりを推進するために、市民団体やNPOのほか、景観法に基づく景観整備機構、港区まちづくり条例に基づくまちづくり組織などの活動が重要です。

区は、このような景観づくり組織との連携や情報交換等を進めるほか、これらの組織間の連携、景観づくり組織の育成・支援などを行います。

④関係機関との連携体制

港区の景観は、区内の取組で完結するものではなく、隣接区など、周辺との連続性や調和が重要です。

このため、東京都景観計画に基づく広域的景観への配慮や隣接区と連携したガイドラインの作成など、区をまたがる景観形成について、東京都や隣接区と連携した取組を進めています。

⑤区における推進体制

景観形成の取組は、幅広い分野にまたがるため、景観行政の推進にあたっては、区役所内の各部門が連携して取組を進めることが重要です。

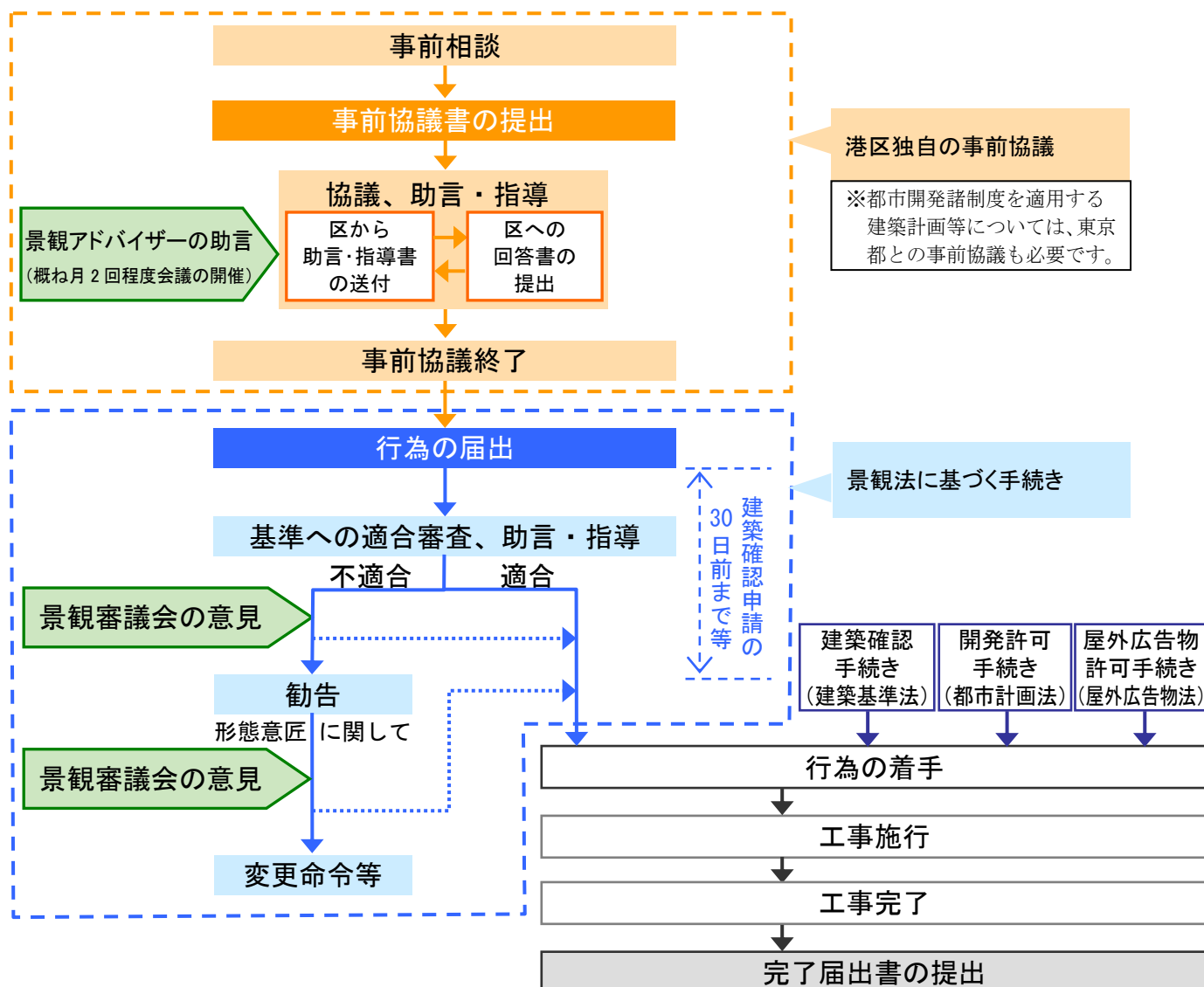
このため、区職員一人ひとりの景観に関する意識を高めるとともに、景観計画に基づく施策を効果的に推進していくため、庁内委員会の開催等により、部門横断的な情報連絡や連携を行っています。

（２）効果的な届出制度の考え方

景観法に基づく「届出制度」の活用により、勧告や変更命令など、一定の法的拘束力をもった助言・指導を行います。また、建築物等について効果的に誘導していくため、東京都が行う事前協議制度との整合を図り、早い段階からきめ細かい助言・指導が可能となるよう、港区景観条例において区の事前協議を位置づけています（図表 1）。

また、区の助言・指導に当たっては、景観アドバイザーの助言を活用するとともに、勧告、命令を行う際の基準の解釈や適用除外などについて、景観審議会の意見を聴き、届出制度を適切に運用します。

図表 1 届出制度の流れ



（３）公共施設整備等における景観形成の推進

歩行者デッキなどの土木構造物や歩道舗装などの道路付属物については、届出制度を活用した景観誘導の対象にはなっていませんが、区の景観形成に影響を与えるものです。

公共施設整備等における先導的な景観整備を進めることは区の役割の一つであることから、デザインガイドラインの作成など、景観に配慮した公共施設整備の推進方策について整理、検討を進めていきます。

（４）景観計画の見直しと拡充

景観計画の円滑な推進に向けて、景観計画に基づく区民等、企業等、区の景観形成の取組について、適切に情報提供していきます。

また、景観審議会において、景観計画の運用状況や景観計画に基づく取組の進捗状況を検証し、届出制度の改善や景観形成の取組の拡充など、より実効性の高い取組の推進について審議を行います。

さらに、社会経済情勢の変化や上位・関連計画の改定など、必要に応じて景観計画、景観条例の見直しや拡充を図ります。

用語解説

用語	解説
アイストップ	見通しの良い街路や交差点などにおいて、人の視線を引き付ける役割を果たす対象物のことです。例としては、建物や樹木、彫刻などがあります。
アイレベル	目線（アイ）の高さのことです。
ヴィスタ景	対象物に向かって直線的な景観のことです。「見通し景」や「通し景」とも呼ばれています。有名な例としては、パリの凱旋門を対象物としたシャンゼリゼ通りの景観が挙げられます。
オープンスペース	建築物の足元に設けられている一般に公開された空地や、公共公益施設の屋外空間、公園をはじめとする広場など、建物が建っていない開放された空間のことです。
屋外広告物	屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」（屋外広告物法第2条第1項）をいい、非常に幅広くとらえられます。
外構	建築物の外まわりの総称で、塀や生け垣、門扉、車庫、庭、アプローチなどをさします。
崖線	武蔵野台地と沖積低地が接する場所で、崖状の斜面が連続している地形のことです。区内では、崖状の斜面に、貴重な緑が残されている場所も多くあります。
外壁基本色	外壁各面の 4/5 以上の範囲に用いる色彩のことです。
強調色	外壁に表情をつける場合などで、外壁各面の 1/5 以下の範囲に用いる色彩のことです。
景観アドバイザー	建築物等の景観上配慮すべき事項について聴くために区長が委嘱した、都市景観に関する専門知識、経験を有する専門家のことです。届出のあった建築物の新築、改築等に対して、専門的見地から助言を行っています。
景観行政団体	景観計画の策定など、景観法に基づく諸施策を実施することができる地方公共団体のことです。東京都の同意を得て、平成 21 年 6 月 1 日付けで港区が景観行政団体となりました。
景観協定	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内のある一定の区域において、土地所有者全員の合意に基づき定められる自主協定のことです。協定区域内の建築物の形態意匠、緑化、看板など、景観に関するルールを定めます。

用語	解説
景観計画	景観行政団体が、景観法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のことです。 景観計画では、 ○景観計画の区域 ○良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 ○景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 のほか、 ○良好な景観の形成に関する方針 ○屋外広告物の表示等に関する事項 ○景観重要公共施設の整備等に関する事項 などを定めることができます。
景観形成特別地区	魅力的な景観を育むために、重点的に取組む地区を、他の地域とは別に区域を区分し、地区ごとに景観形成の方針、景観形成基準、届出の対象とする行為や規模を定めます。なお、景観形成特別地区は、公共施設整備や都市開発等の状況に応じて、追加や方針及び基準の見直しを行うなど、段階的に拡充し、骨格となる景観のネットワークを形成していきます。
景観重要建造物	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成に重要な建造物として指定されたものです。指定されると、現状変更にあたり許可が必要となります。
景観重要公共施設	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成に重要な道路、河川などの公共施設で、管理者の同意を得て指定されたものです。景観計画に、景観重要公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準が定められると、管理者はそれらに基づき整備や占用許可を行わなければなりません。
景観重要樹木	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内に存在し、良好な景観の形成に重要な樹木として指定されたものです。指定されると、伐採などにあたり許可が必要となります。
景観条例	景観法において条例で定めることになっている事項など、景観行政を実施するために必要な事項を定める条例です。港区では、実効性の高い景観施策の実現に向けて、届出対象の行為など、景観法に基づき定める事項のほか、事前協議や景観審議会の設置など区独自の事項を定めています。
景観審議会	港区景観条例に基づいて設置される区長の附属機関で、良好な景観形成に関する重要な事項について、専門的な観点から調査審議する役割を担います。

用語	解説
景観地区	景観法に基づく地区であり、都市計画法第 8 条に定められた地域地区の一つとして、景観計画よりも、より積極的に良好な景観形成を誘導したい場合に、市区町村が都市計画として定める地区のことです。景観地区では、建物の形態意匠をはじめ、建物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建物の敷地面積の最低限度などを定めることができます。
景観法	平成 16 年 6 月に公布された、日本ではじめての景観に関する総合的な法律のことです。
景観法に基づく届出制度	建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行う制度です。建築物・工作物のデザイン、色彩については、条例で対象行為を定めることにより変更命令等が可能となります。
公開空地	都市計画制度や建築基準法の総合設計制度に基づき、開発プロジェクトの対象敷地内に設けられた空地のうち、一般に開放され、歩行者が自由に通行又は利用できる区域のことです。
コミュニティ道路	市街地や住宅地における道路整備手法の一つで、歩行者の安全性や快適性を考慮して整備された道路のことです。
彩度	色彩を表現する 3 属性のうち、色の「鮮やかさ」を示す属性のことです。0 から 14 の数値で表し、数値が大きくなるほど鮮やかな色を示します。白や黒、グレーなどの無彩色の彩度は 0 になります。
色相	色彩を表現する 3 属性のうち、「色合い」を示す属性のことです。R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）、GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）の色相があり、それぞれの各色相が 5 を中心とした 1～10 の数値で細分化されています。
スカイライン	山並みや稜線などの地形や、都市の建物群が連続して形成される街並みの輪郭が形成する空との境界線のことです。
占用許可	道路や河川などの公共施設の区域内において、公共施設上や上空、地下の一部に工作物などを設置し、独占的に継続して使用することについて、管理者が許可することです。
地区計画	都市計画法第 12 条の 4 に定められた制度で、ある一定の地区を対象に、実情に合ったきめ細かい規制を行い、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全する制度のことです。建物用途や容積率のほか、建物の高さ、壁面の位置、敷地規模、形態意匠、緑化、樹木の保全などについて定めることができます。

用語	解説
東京都景観計画	東京都の定める景観法に基づく景観計画のことです。都全域の広域的な視点から届出対象行為や景観形成基準を定めているほか、景観形成特別地区や景観重要公共施設についても定めています。
東京都選定歴史的建造物	歴史的な価値を有する建造物（歴史的建造物）のうち、景観上重要であるとして東京都景観審議会の答申と所有者の同意を得て都が選定したもの（文化財を除く）です。平成 25 年 8 月末日現在、80 件が選定されています。選定されると、現状変更の届出などが必要になります。
都市計画審議会	都市計画に関する事項の調査審議等のために設けられる審議機関（都市計画法第 77 条、第 77 条の 2）のことです。
届出対象行為	届出制度において、届出の対象とする建築物の建築や工作物の建設などの行為です。港区景観計画では、一定規模を超える建築物の建築等を届出対象とするとともに、景観形成特別地区では、より小規模な届出対象行為を設定しています。
特定届出対象行為	景観法に基づく届出制度における届出対象行為のうち、形態意匠に関する景観形成基準に適合しない場合に、設計の変更や原状回復等を命令の対象とすることができる行為のことです。
プロジェクションマッピング	ビデオや CG などの映像を、プロジェクターによって直接建造物・自然物などを含めた立体物に投影し、様々な立体感や表情をつくり出す表現手法です。
マンセル値	マンセル表色系で表現される色彩の値のことです。特定の 1 色をマンセル表色系で用いる色相（色合い）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）により、数値表記したものです。
マンセル表色系	色彩を系統立てて配列し、標準化した表現方法のひとつです。（財）日本工業規格「JIS Z 8721 色の表示方法―色の 3 属性による表示」として採用されており、色を、色相（色あい）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）の 3 つの属性により体系的に表したものです。
港区景観マスタープラン	「港区街づくりマスタープラン」（昭和 63 年策定、平成 8 年改定）を踏まえ、①景観形成の目標と方針及び実現方策を示すもの、②区の景観行政を展開する総合的な指針、③公共と民間に対して景観啓発を図るもの、として策定されたマスタープラン（平成 9 年 3 月策定）のことです。
港区都市景観づくり要綱	区民が愛着を持ち、訪れる人が落ち着きを感じる都市景観を創造するとともに、保全、育成するために必要な事項を定めた要綱（平成 14 年 3 月制定）です。現在は、港区景観計画、港区景観条例に基づき景観施策を運用しています。

用語	解説
港区まちづくり条例	「港区まちづくりマスタープラン」を区のまちづくりの基本計画として位置づけ、地域の発意によるまちづくりの仕組み等を定めた条例です。この条例に基づく地区まちづくりビジョンや地区まちづくりルールを策定していく中で、地域の景観に関するルールを共有していくことができます。
港区まちづくりマスタープラン	都市計画法における「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第 18 条の 2）として策定した計画で、概ね 20 年後を目標とする将来都市像を示し、まちづくりの課題への取り組み方針を「港区全体」と「地区別」に示したもの（平成 19 年 4 月策定）です。
港区緑と水の総合計画	都市緑地法第 4 条に規定される「緑の基本計画」として、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を定める、区の緑とオープンスペースに関する総合的な計画（平成 23 年 3 月策定）のことです。
無電柱化	電線や通信線等及び関連施設を地中に埋設するなど、道路上から電柱を無くす取組のことです。防災と景観の改善、路上スペースの確保を目的に行われます。
明度	色彩を表現する 3 属性のうち、色の「明るさ」を示す属性のことです。黒を 0、白を 10 として表し、数値が大きくなるほど、明るい色を示します。
屋根色	勾配屋根に用いることのできる色彩のことです。
ランドマーク	都市や地域の特定の地点の象徴や、目印となるような特徴的なもののことです。例としては、建築物やテレビ塔、鳥居、教会、特徴的な山などがあります。

区の木



ハナミズキ

ミズキ科
北米原産 外来種
落葉広葉樹

区の花



アジサイ

ユキノシタ科
日本(関東南部)原産
落葉広葉樹 1.5~2.0m



バ ラ

バラ科
日本、中国、欧州原産
常緑落葉低木つる



港区のマークは、昭和 24 年 7 月 30 日に制定されました。旧芝・麻布・赤坂の三区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 27153-5011

港区景観計画

(平成 27 年度(2015 年度)改定)

平成 27 年(2015 年)12 月発行

編集: 港区 街づくり支援部 都市計画課
港区芝公園一丁目5番25号 電話 3578-2111(代表)
<http://www.city.minato.tokyo.jp>



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。



港区景観計画
(平成 27 年度(2015 年度)改定)

平成 27 年(2015 年)12 月

港 区
〒105-8511
港区芝公園一丁目 5 番 25 号
電話 03-3578-2111(代表)
<http://www.city.minato.tokyo.jp>